

平成 25 年度

包括外部監査報告書

指定管理者となっている県の出資団体の財務に関する事務の執行等について  
～上記団体に関する指定管理者制度  
の事務の執行状況を含めて～

栃木県包括外部監査人

染 宮 守

## 目次

I.	外部監査の概要	4
1.	外部監査の種類	4
2.	選定した特定の事件	4
3.	事件を選定した理由	4
4.	実施した監査の方法	4
5.	補助者の選任	5
6.	外部監査の実施時期	5
7.	利害関係	5
II.	公益財団法人とちぎ未来づくり財団	6
1.	概要	6
2.	一般会計	22
3.	特別会計	31
III.	公益財団法人栃木県民公園福祉協会	61
1.	概要	61
2.	総合運動公園	78
3.	みかも山公園	83
4.	那須野が原公園	85
5.	日光だいや川公園	87
6.	とちぎわんぱく公園	88
7.	井頭公園	90
8.	日光田母沢御用邸記念公園	92
IV.	公益財団法人とちぎ男女共同参画財団	93
1.	概要	93
2.	公益目的事業会計	102
3.	収益事業等会計	104
V.	株式会社日光自然博物館	108

1.	概要 .....	108
2.	損益会計 .....	116
VI.	公益財団法人栃木県体育協会 .....	120
1.	概要 .....	120
2.	公益目的事業会計 .....	131
3.	収益事業等 .....	138
VII.	県における指定管理者制度の整備・運用状況について .....	142
1.	指定管理者制度創設の経緯 .....	142
2.	指定管理者制度の概要 .....	143
3.	指定管理者制度を有効に運営するには .....	143
4.	栃木県総合文化センター .....	155
5.	栃木県子ども総合科学館 .....	159
6.	栃木県立とちぎ海浜自然の家 .....	162
7.	栃木県立なす高原自然の家 .....	165
8.	しもつけ風土記の丘資料館 .....	167
9.	なす風土記の丘資料館 .....	169
10.	栃木県総合運動公園 .....	171
11.	栃木県井頭公園 .....	173
12.	栃木県那須野が原公園 .....	175
13.	栃木県みかも山公園 .....	177
14.	栃木県日光田母沢御用邸記念公園 .....	179
15.	栃木県日光だいや川公園 .....	180
16.	栃木県とちぎわんぱく公園 .....	182
17.	とちぎ男女共同参画センター .....	184
18.	栃木県日光自然博物館・奥日光地区駐車場 .....	186
19.	栃木県体育館 .....	188
20.	まとめ .....	190

(本報告書における記載内容の注意事項)

- 端数処理について

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しております。そのため、表中の総額と内訳の合計とが一致していない場合があります。単位未満の端数を四捨五入している場合には、四捨五入をしている旨の記載を行っております。なお、公表されている統計資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しております。そのため、端数処理が不明確な場合もあります。

## I. 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

#### (1) 外部監査対象

指定管理者となっている県の出資団体の財務に関する事務の執行等について  
～上記団体に関する指定管理者制度の事務の執行状況を含めて～

#### (2) 外部監査対象期間

自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 25 年 3 月 31 日

### 3. 事件を選定した理由

県の出資団体(県の出資割合が 25%未満の団体又は 1 千万円未満の団体を除く)の中で、指定管理者となっている団体は 5 団体あるが、これらの団体に対しては、出資以外にも補助金や指定管理料等多額の資金が支払われている。

県の財政状況については非常に厳しいものがあり、団体自体の経営状況が県財政に多額の負担を及ぼす場合もある。

また、公の施設における指定管理者制度の導入後、これらの団体と県との関係も変化してきている。

したがって、これらの団体に対する指定管理者制度の運用状況を検証し、施設の管理運営が適切になされているかを検討するとともに、これらの団体の財務に関する事務の執行等を検証することは、包括外部監査のテーマに適しているものと判断した。

### 4. 実施した監査の方法

#### (1) 監査の要点

- ① 監査対象団体の財務に関する事務は、法令、条例、及び規則等に則り適切に執行されているか。
- ② 監査対象団体の財務に関する事務は、効率的に行なわれているか。
- ③ 指定管理者としての事務は、適切かつ効率的に執行されているか。
- ④ 指定管理者選定に関する事務は、法令、条例、及び規則等に則り適切に執行されているか。

#### (2) 実施した監査手続

- ① 監査対象団体の事業報告の内容について、担当者に質問するとともに関係書類を閲覧した。
- ② 指定管理者としての事務について、担当者に質問するとともに関係書類を閲覧した。
- ③ 指定管理者選定に関する事務について、担当者に質問するとともに関係書類を閲覧した。
- ④ その他包括外部監査人が準拠性監査及び業務監査に必要と認めた監査手続を実施した。

5. 補助者の選任

組織的な監査を実施するため、補助者として、公認会計士 町田昌久、同 福田栄、同 森 正人、同 佐藤健二、同 小林裕史を選任した。

6. 外部監査の実施時期

平成 25 年 6 月 6 日より平成 25 年 12 月 19 日まで監査を実施し、平成 26 年 1 月 15 日に最終的な意見をまとめたものである。

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## II. 公益財団法人とちぎ未来づくり財団

### 1. 概要

#### (1) 目的

公益財団法人とちぎ未来づくり財団（以下財団と称す）定款第3条の規定により、「子ども及び青少年の健全育成に関する事業と県民の文化の向上に関する事業とを相互の連携のもとに展開することにより、次代を担う子ども及び青少年の福祉の増進に資するとともに、県民の生活に潤いと活力をもたらす文化の振興に寄与すること」を目的とする。

#### (2) 所在地

栃木県宇都宮市本町1-8

#### (3) 事業所

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| ① 栃木県総合文化センター      | 宇都宮市本町1-8     |
| ② 栃木県子ども総合科学館      | 宇都宮市西川田町567   |
| ③ 栃木県立とちぎ海浜自然の家    | 茨城県鉾田市玉田336-2 |
| ④ 栃木県立なす高原自然の家     | 那須郡那須町湯本157   |
| ⑤ 栃木県埋蔵文化財センター     | 下野市紫474       |
| ⑥ 栃木県立しもつけ風土記の丘資料館 | 下野市国分寺993     |
| ⑦ 栃木県立なす風土記の丘資料館   | 那須郡那珂川町小川3789 |

#### (4) 沿革

##### ① 年表

平成7年3月	財団法人栃木県青少年育成県民会議設立
平成12年4月	財団法人栃木県青少年育成県民会議を存続団体として、財団法人とちぎ青少年こども財団を設立し、解散した他の関係団体の業務を引き継ぐ 財団法人栃木県青少年育成県民会議 } 財団法人とちぎ青少年こども財団 財団法人栃木県文化振興事業団 } 財団法人とちぎ生涯学習文化財団 財団法人栃木県生涯学習振興財団 } 財団法人栃木県総合文化センター } 栃木県子ども総合科学館、栃木県立とちぎ海浜自然の家の管理運営を受託 同時に、財団法人栃木県総合文化センターを存続団体として、財団法人とちぎ生涯学習文化財団を設立し、解散した他の関係団体の業務を引き継ぐ 栃木県総合文化センター、栃木県埋蔵文化財センター、栃木県立しもつけ風土記の丘資料館、栃木県立なす風土記の丘資料館の管理運営を受託 （なす風土記の丘資料館の管理運営受託は、平成15年度まで）
平成13年4月	とちぎ青少年センターの管理運営を受託 （財団法人とちぎ青少年こども財団）

平成 18 年 4 月	<p>栃木県子ども総合科学館、栃木県立とちぎ海浜自然の家及び栃木県立なす高原自然の家の第 1 期指定管理者を務める 財団法人栃木県青年会館とコンソーシアムを組み、A&amp;C 事業団としてとちぎ青少年センターの第 1 期指定管理者を務める (財団法人とちぎ青少年こども財団)</p> <p>栃木県総合文化センター、栃木県立しもつけ風土記の丘資料館の第 1 期指定管理者を務める (財団法人とちぎ生涯学習文化財団)</p>
平成 21 年 4 月	<p>栃木県子ども総合科学館、栃木県立とちぎ海浜自然の家及び栃木県立なす高原自然の家の第 2 期指定管理者を務める 財団法人栃木県青年会館とコンソーシアムを組み、A&amp;C 事業団としてとちぎ青少年センターの第 2 期指定管理者を務める (平成 22 年度まで) (財団法人とちぎ青少年こども財団)</p> <p>栃木県総合文化センター、栃木県立しもつけ風土記の丘資料館の第 2 期指定管理者を務める (財団法人とちぎ生涯学習文化財団)</p>
平成 23 年 4 月	<p>財団法人とちぎ青少年こども財団と財団法人とちぎ生涯学習文化財団が合併し、財団法人とちぎ未来づくり財団設立 栃木県子ども総合科学館、栃木県立とちぎ海浜自然の家、栃木県立なす高原自然の家、栃木県総合文化センター及び栃木県立しもつけ風土記の丘資料館の第 2 期指定管理者を引き継ぐ 栃木県埋蔵文化財センターの管理運営を引き継ぐ (財団法人とちぎ未来づくり財団)</p>
平成 24 年 4 月	<p>栃木県立なす風土記の丘資料館の管理運営を受託、第 3 期指定管理者を務める 栃木県立しもつけ風土記の丘資料館の第 3 期指定管理者を務める</p>
平成 25 年 4 月	財団法人から公益財団法人へ移行

## ② 重要な事業の開始、改廃

平成 12 年 4 月	<p>財団法人とちぎ青少年こども財団</p> <p>1 青少年健全育成推進事業</p> <p>①「家庭の日」普及・啓発のための取組</p> <p>②「少年の主張発表大会」の実施</p> <p>③青少年育成市町村民会議の支援</p> <p>④「とちぎ心のルネッサンス運動」推進県民大会の開催 (平成 15 年度から)</p> <p>⑤青少年のための良い環境づくり</p> <p>⑥「子育てにやさしい事業所」の表彰</p> <p>⑦子育て情報誌「笑顔いっぱい」の作成</p> <p>⑧育児情報誌「父子手帳」の作成</p> <p>2 施設の管理運営の受託</p> <p>①栃木県子ども総合科学館</p> <p>②栃木県立とちぎ海浜自然の家</p>
-------------	--

平成 13 年 4 月	財団法人とちぎ青少年こども財団 施設の管理運営の受託 ・とちぎ青少年センター
平成 18 年 4 月	財団法人とちぎ青少年こども財団 施設の管理運営の受託 ・栃木県子ども総合科学館（第 1 期指定管理） ・栃木県立とちぎ海浜自然の家（第 1 期指定管理） ・栃木県立なす高原自然の家（第 1 期指定管理） ・とちぎ青少年センター（財団法人栃木県青年会館とコンソーシアムを 組み、A&C 事業団として第 1 期指定管理）
平成 19 年 4 月	とちぎ未来クラブ事業（平成 19 年度から） ・とちぎ出会いサポート事業（結婚支援事業） ・とちぎ子育て家族応援事業
平成 21 年 4 月	財団法人とちぎ青少年こども財団 施設の管理運営の受託 ・栃木県子ども総合科学館（第 2 期指定管理） ・栃木県立とちぎ海浜自然の家（第 2 期指定管理） ・栃木県立なす高原自然の家（第 2 期指定管理） ・とちぎ青少年センター（財団法人栃木県青年会館とコンソーシアムを 組み、A&C 事業団として第 2 期指定管理）（平成 22 年度まで）
平成 23 年 4 月	財団法人とちぎ未来づくり財団 1 青少年健全育成事業 ①市町村民会議との連携強化、住民啓発促進に関する事業 ②青少年の自立と社会参加活動の推進に関する事業 ③青少年育成県民運動推進体制の整備に関する事業 2 とちぎ未来クラブ事業 ①とちぎ出会いサポート事業（結婚支援事業） ②とちぎ子育て家族応援事業 3 文化振興事業 舞台芸術や各種文化活動支援事業 4 生涯学習事業 舞台芸術・考古学・歴史に関するセミナー等実施 5 施設の管理運営の受託 ・栃木県総合文化センター（第 2 期指定管理） ・栃木県子ども総合科学館（第 2 期指定管理） ・栃木県立とちぎ海浜自然の家（第 2 期指定管理） ・栃木県立なす高原自然の家（第 2 期指定管理） ・栃木県埋蔵文化財センターの管理運営 ・栃木県立しもつけ風土記の丘資料館（第 2 期指定管理） 6 そのほか目的達成のために必要な事業の実施

平成 24 年 4 月	財団法人とちぎ未来づくり財団 1 修学支援事業 東日本大震災被災者修学支援事業 2 施設の管理運営の受託 ・ 栃木県立しもつけ風土記の丘資料館（第 3 期指定管理） ・ 栃木県立なす風土記の丘資料館（第 3 期指定管理）
平成 25 年 4 月	公益財団法人とちぎ未来づくり財団 1 子ども及び青少年の健全育成及び福祉の増進に関する事業 ① 青少年健全育成事業 ② 栃木県子ども総合科学館（第 2 期指定管理） ③ 栃木県立とちぎ海浜自然の家（第 2 期指定管理） ④ 栃木県立なす高原自然の家（第 2 期指定管理） ⑤ 東日本大震災被災者修学支援事業 ⑥ とちぎ未来クラブ事業 2 文化の振興に関する事業 ① 主催文化振興事業 ② 共催文化振興事業 3 埋蔵文化財の保護、調査研究及び普及啓発に関する事業 ① 埋蔵文化財センター ② 風土記の丘資料館 ・ 栃木県立しもつけ風土記の丘資料館（第 3 期指定管理） ・ 栃木県立なす風土記の丘資料館（第 3 期指定管理） 4 生涯学習の振興に関する事業 5 栃木県総合文化センターの管理運営に関する事業（第 2 期指定管理）

(5) 役員の状況

① 人数

常勤理事 4 名、非常勤理事 23 名、非常勤監事 2 名、非常勤評議員 30 名  
(平成 25 年 3 月 31 日現在)

常勤理事 2 名、非常勤理事 6 名、非常勤監事 2 名、非常勤評議員 10 名  
(平成 25 年 4 月 1 日現在)

② 報酬総額

19,074 千円 (平成 24 年度実績額)

9,979 千円 (平成 25 年度予算額)

(6) 職員の状況 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

① 人数

プロパー職員 68 名、県派遣職員 28 名、嘱託職員 51 名 (常勤嘱託員 17 名、非常勤嘱託員 34 名) 臨時補助員 15 名

② 平均年齢

50.5 歳 (プロパー職員 68 名)

③ 報酬総額及び平均給与金額

年間報酬総額は、574,444千円（プロパー職員 68名、県派遣職員 28名、嘱託職員 51名、臨時補助員 15名の合計）

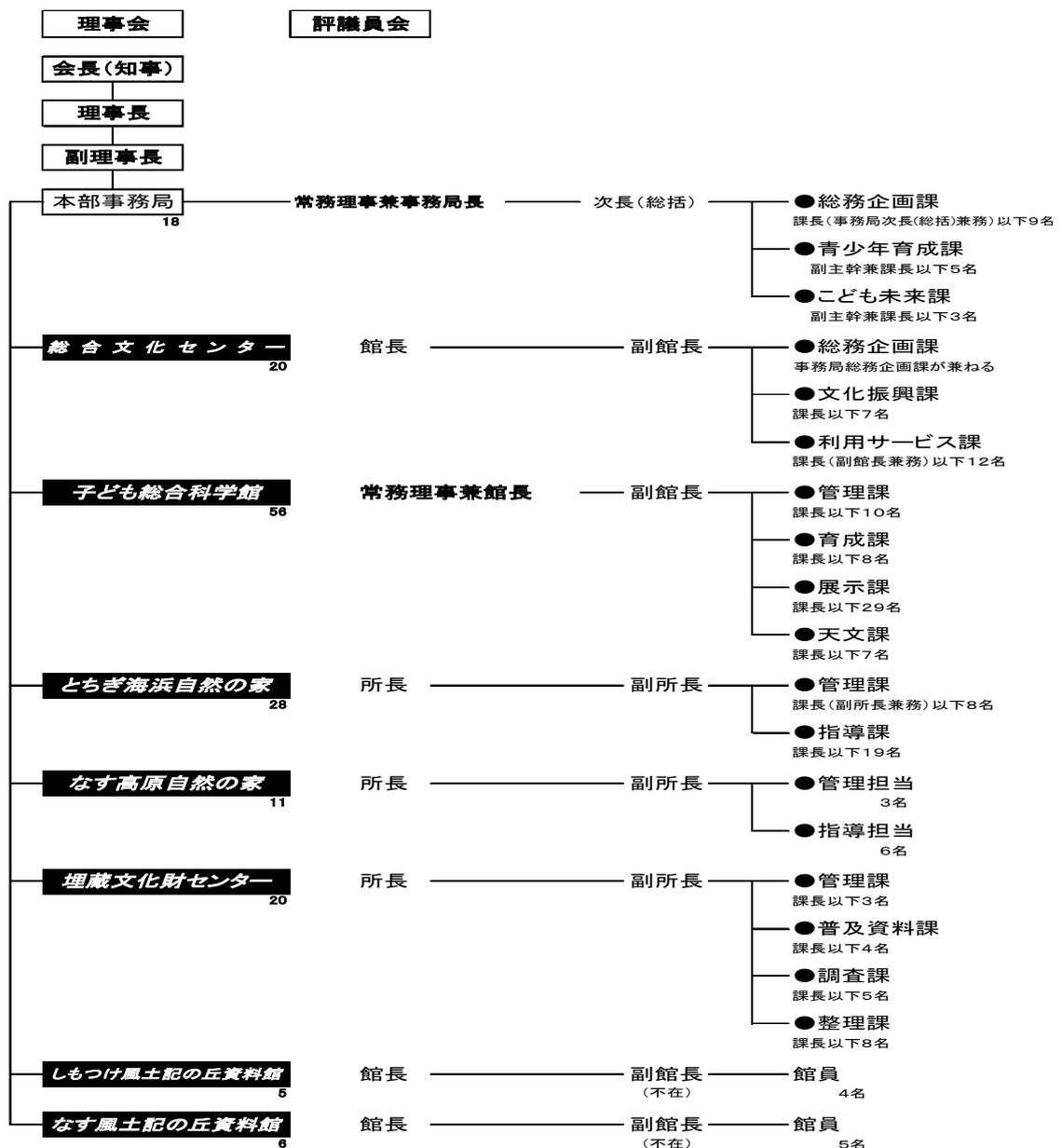
職員 69名の平均年間給与（賞与を含む）は、6,105,764円（プロパー職員総額で示します）

※平成25年3月31日現在のプロパー職員数は68名だが、年度途中の退職者が1名いるので、平均年間給与は69名で計算する（なお、退職手当は年間給与には含まない）

(7) 組織図

公益財団法人とちぎ未来づくり財団 組織図

25. 3. 31現在



(8) 県との関係

① 県からの出資（出捐金）

県からの出資（出捐金）は、100,000 千円であり出資（出捐）割合は、100%である。

② 県との契約関係

- ・子育て環境づくり推進事業委託
- ・埋蔵文化財発掘調査業務委託
- ・防災に関する体験活動推進事業における青少年教育施設の機能をいかした防災キャンプの事業受託
- ・栃木県埋蔵文化財センター管理運営業務委託

③ 補助金、助成金の内容

名称	青少年育成推進事業費補助金
内容	こども及び青少年の健全育成に関わる団体の育成と、各団体が展開する事業の活性化を図る
	主な実施事業 1 「栃木県青少年育成県民会議」推進事業 (1) 青少年育成指導員活動支援 (2) 青少年育成市町村民会議支援 (3) 少年の主張発表大会 (4) 親子学び合い事業 2 「心豊かでたくましいとちぎの青少年を育成する県民運動」推進事業 (1) 「心豊かでたくましいとちぎの青少年を育成する県民運動」啓発 (2) 「家庭の日」推進
金額	29,405 千円（平成 24 年度実績）

名称	栃木県総合文化センター文化事業補助金
内容	県民文化の一層の振興を図るため、未来づくり財団が主として栃木県総合文化センターを会場に実施する良質で芸術性の高い文化事業や、県民の文化活動への参加・創造・交流事業等に対し、必要な経費を県が補助することにより、当該事業の円滑な実施を図る
	主な実施事業 1 鑑賞型事業 … 良質で芸術性の高い文化事業 平成 24 年度は「ポーランド・シレジア・フィルハーモニー管弦楽団」コンサート等を実施 2 とちぎ舞台芸術アカデミー … 県民の文化活動への参加・創造・交流事業 平成 24 年度は以下の事業等を実施 (1) 音楽部門：第 17 回コンセール・マロニエ 21、第 7 回栃木県ジュニアピアノコンクール 等

	(2) 舞踏部門：第 17 回ロシア国立ワガノワ・バレエ・アカデミー留学生オーディション 等 (3) 演劇部門：演劇ワークショップ（劇団わらび座） (4) 古典芸能部門：日本舞踊ワークショップ（藝〇座） 謡曲&仕舞ワークショップ（喜多流） (5) 講座部門：舞台芸術セミナー「文化人類学講座」
金額	75,157 千円（平成 24 年度実績）

④ 指定管理業務の具体的内容

施設名	栃木県子ども総合科学館
具体的内容	1 栃木県子ども総合科学館の維持管理に関する業務 2 栃木県子ども総合科学館の運営に関する業務 3 前 2 項の業務に附帯する業務 具体的な業務内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の敷地全体及び展示施設や遊具等を含む建物全体の管理</li> <li>・施設利用者の安全の確保</li> <li>・施設の使用許可申請の受付や利用者に対する指導等</li> <li>・施設愛称の命名権契約に伴う事務</li> <li>・施設観覧料の設定、徴収等</li> <li>・施設の設置目的に沿った各種事業の実施</li> </ul>
期間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
指定管理料	355,593 千円（1 年間あたり）

施設名	栃木県立とちぎ海浜自然の家
具体的内容	1 とちぎ海浜自然の家の維持管理に関する業務 2 とちぎ海浜自然の家の利用の許可に関する業務 3 とちぎ海浜自然の家の運営に関する業務 4 前 3 項に附帯する業務 具体的な業務内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用者の受入と活動プログラム等の提供</li> <li>・臨海自然教室の実施に関する事業</li> <li>・主催事業の実施</li> <li>・施設の利用申請の受付と利用許可、利用者への対応</li> <li>・施設の敷地全体及び建物全体の管理</li> <li>・施設利用者の急病や怪我等緊急時の対応</li> </ul>
期間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
指定管理料	335,021 千円（1 年間あたり）

施設名	栃木県立なす高原自然の家
具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 なす高原自然の家の維持管理に関する業務</li> <li>2 なす高原自然の家の利用の許可に関する業務</li> <li>3 なす高原自然の家の運営に関する業務</li> <li>4 前3項に附帯する業務</li> </ol> <p>具体的な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用者の受入と活動プログラム等の提供</li> <li>・主催事業の実施</li> <li>・施設の利用申請の受付と利用許可、利用者への対応</li> <li>・施設の敷地全体及び建物全体の管理</li> <li>・施設利用者の急病や怪我等緊急時の対応</li> </ul>
期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
指定管理料	115,461千円（1年間あたり）

施設名	栃木県立しもつけ風土記の丘資料館
具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 しもつけ風土記の丘資料館の維持管理に関する業務</li> <li>2 しもつけ風土記の丘資料館の運営に関する業務</li> <li>3 前2項の業務に附帯する業務</li> </ol> <p>具体的な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の敷地全体及び展示施設等を含む建物全体の管理</li> <li>・施設利用者の安全の確保</li> <li>・施設観覧料の徴収等</li> <li>・施設の設置目的に沿った、普及啓発のための事業の実施</li> </ul>
期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日
指定管理料	39,800千円（1年間あたり）

施設名	栃木県立なす風土記の丘資料館
具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 なす風土記の丘資料館の維持管理に関する業務</li> <li>2 なす風土記の丘資料館の運営に関する業務</li> <li>3 前2項の業務に附帯する業務</li> </ol> <p>具体的な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の敷地全体及び展示施設等を含む建物全体の管理</li> <li>・施設利用者の安全の確保</li> <li>・施設観覧料の徴収等</li> <li>・施設の設置目的に沿った、普及啓発のための事業の実施</li> </ul>
期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日
指定管理料	39,300千円（1年間あたり）

施設名	栃木県総合文化センター
具体的内容	1 栃木県総合文化センターの維持管理に関する業務 2 有料施設等の利用の許可に関する業務 3 栃木県総合文化センターの運営に関する業務 4 前3項の業務に附帯する業務 具体的な業務内容 ・施設の敷地全体及び舞台設備や備品等を含む建物全体の管理 ・施設利用者の安全の確保 ・施設の利用申請の受付と利用許可、利用者への対応
期間	平成23年4月1日～平成26年3月31日
指定管理料	288,000千円（1年間あたり）

⑤ 県職員OBの役職員等 （平成25年3月31日現在）

61名（役員15名、プロパー職員11名、県派遣職員28名、嘱託職員7名）

61名の報酬（103,037千円）

役員の非常勤理事のうち1名は栃木県県民生活部長、1名は栃木県教育委員会教育長である。

役員の非常勤評議員のうち1名は栃木県県民生活部次長兼県民文化課長、1名は栃木県県民生活部青少年男女共同参画課長、1名は栃木県保健福祉部こども政策課長、1名は栃木県教育委員会事務局生涯学習課長、1名は栃木県教育委員会事務局文化財課長である。

⑥ 県との補償契約の内容

該当なし。

(9) 事業の状況

① 青少年健全育成事業

- ・市町村民会議との連携強化、住民啓発促進に関する事業
- ・青少年の自立と社会参加活動の推進に関する事業
- ・青少年育成県民運動推進体制の整備に関する事業

② とちぎ未来クラブ事業

- ・とちぎ出会いサポート事業（結婚支援事業）
- ・とちぎ子育て家族応援事業

③ 修学支援事業

- ・東日本大震災被災者修学支援事業

④ 文化振興事業

- ・舞台芸術や各種文化活動支援事業

- ⑤ 生涯学習事業  
・舞台芸術・考古学・歴史に関するセミナー等実施

- ⑥ 施設の管理運営の受託
- ・栃木県総合文化センター
  - ・栃木県子ども総合科学館
  - ・栃木県立とちぎ海浜自然の家
  - ・栃木県立なす高原自然の家
  - ・栃木県埋蔵文化財センター
  - ・栃木県立しもつけ風土記の丘資料館
  - ・栃木県立なす風土記の丘資料館

(10) 財務状況

- ① 準拠している会計基準  
公益法人会計基準（平成16年改正基準）

② 過去3期分の財務諸表

(i) 貸借対照表の推移

(単位：千円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
I 資産の部			
1 流動資産			
預金現金			
現金	306	3,181	6,785
普通預金（一般会計）	46,184	124,795	248,045
普通預金（特別会計）	98,449	181,152	142,417
普通預金（区分なし）	157,240	-	-
未収金			
未収金（総合文化センター施設利用料）	709	4,180	4,975
未収金	46,927	60,587	20,297
前払金	-	-	1,539
刊行物	1,491	1,104	980
立替金	38	542	792
仮払金	-	-	67
貸倒引当金	-	-	▲ 455
流動資産合計	351,346	375,545	425,444
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産積立預金	100,000	100,000	100,000
基本財産合計	100,000	100,000	100,000
(2) 特定資産			
文化振興基金資産	300,000	300,000	300,000
退職給付引当金資産	668,277	659,339	569,599
減価償却引当資産	11,699	13,032	14,490
災害補償等積立資産	76,680	76,680	76,680
文化事業準備積立資産	9,442	-	-
財団運営調整積立資産	98,719	98,719	98,719
青少年健全育成基金	75,000	75,000	75,000
東日本大震災被災者修学支援基金	-	-	52,908
特定資産合計	1,239,818	1,222,772	1,187,397
(3) その他固定資産			
車両運搬具	898	499	277
車両運搬具	6,222	6,222	6,222
車両運搬具減価償却累計額	▲ 5,323	▲ 5,723	▲ 5,944
什器備品	9,130	7,401	3,109
什器備品	22,219	22,219	15,995
什器備品減価償却累計額	▲ 13,088	▲ 14,817	▲ 12,885
電話加入権	74	74	74
敷金	3,558	3,558	3,558
その他固定資産合計	13,662	11,533	7,020
特別会計元入金	13,737	-	-
固定資産合計	1,367,218	1,334,306	1,294,418
資産合計	1,718,565	1,709,851	1,719,863

(単位：千円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
<b>II 負債の部</b>			
1 流動負債			
未払金	188,463	195,188	154,200
未払法人税	3,133	-	1,578
未払消費税	4,766	2,888	4,015
預り金			
源泉課税預り金等	15,125	27,838	23,152
前受金			
前受金(総合文化センター施設利用料)	38,519	38,497	47,659
仮受金	509	5,679	3,592
賞与引当金	-	-	36,069
流動負債合計	250,518	270,092	270,267
2 固定負債			
退職給付引当金	573,770	539,817	569,599
賞与引当金	24,483	38,326	-
一般会計元入金	13,737	-	-
固定負債合計	611,991	578,143	569,599
負債合計	862,509	848,236	839,866
<b>III 正味財産の部</b>			
1 指定正味財産	475,000	475,000	527,908
(うち基本財産への充当額)	100,000	100,000	100,000
(うち特定資産への充当額)	375,000	375,000	427,908
2 一般正味財産	381,055	386,614	352,088
(うち特定資産への充当額)	189,482	188,432	189,890
正味財産合計	856,055	861,614	879,996
負債及び正味財産合計	1,718,565	1,709,851	1,719,863

## (ii) 正味財産増減計算書の推移

(単位：千円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
<b>1 経常増減の部</b>			
<b>(1) 経常収益</b>			
①基本財産運用益	645	621	419
②特定資産運用益	6,328	7,021	5,298
③受取会費	2,715	2,342	2,451
④事業収益	290,017	287,855	307,726
⑤受取補助金等	1,878,110	1,648,103	1,510,926
⑥受取負担金	7,470	2,782	4,835
⑦受取寄付金	780	930	142,520
⑧雑収益	33,603	17,987	15,354
受取利息	468	15	4
雑収益	33,135	17,971	15,349
⑨受取消費税	48,702	92,083	85,838
⑩基金運用益	648	-	-
⑪他会計からの繰入額	-	-	-
<b>経常収益計</b>	<b>2,269,021</b>	<b>2,059,727</b>	<b>2,075,369</b>
<b>(2) 経常費用</b>			
①事業費			
報酬	73,541	83,795	108,956
給料	369,353	287,055	275,102
役員手当	3,061	3,163	3,210
職員手当等	194,656	171,831	133,782
退職給付費用	30,424	37,674	34,567
賞与費用	(注1) ▲2,173	17,357	32,114
共済費	107,641	116,314	115,940
賃金	159,799	144,410	87,845
報償費	16,147	16,375	14,209
旅費	12,805	13,082	11,610
交際費	55	63	30
需用費	394,184	369,340	408,341
役務費	37,796	42,841	38,320
委託料	516,048	532,842	525,067
使用料及び賃借料	53,163	55,195	51,859
工事請負費	7,424	20,730	595
備品購入費	3,272	4,974	3,434
負担金、補助及び交付金	10,236	11,526	152,947
助成金	92	79	82
公課費	3,715	8,930	2,117
寄附	3,933	-	-
支払消費税	49,821	95,404	89,264
減価償却費	-	1,703	1,358
期末刊行物棚卸高	(注2) ▲113	386	124
貸倒引当金繰入額	-	-	455

(単位：千円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
②管理費			
報酬	15,235	4,620	401
給料	61,724	13,175	2,768
役員手当	1,978	1,058	95
職員手当等	33,804	9,008	1,220
退職給付費用	16,509	5,517	3,780
賞与費用	431	-	3,954
共済費	17,323	5,890	722
賃金	4,864	2,024	15
報償費	1,020	1,018	1,120
旅費	1,328	17	118
交際費	126	0	63
需用費	2,676	351	720
役務費	3,572	79	9
委託料	12,675	120	22
使用料及び賃借料	3,828	44	6
備品購入費	95	1,395	120
負担金、補助及び交付金	1,104	15	1
公課費	14,735	197	150
支払消費税	534	102	55
減価償却費	2,211	425	247
寄付金	-	-	2,560
雑費	-	-	55
③他会計への繰出額	-	-	-
経常費用計	2,240,671	2,080,142	2,109,548
当期経常増減額	28,350	▲ 20,415	▲ 34,179
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
賞与引当金取崩益	-	3,514	-
退職給付引当金取崩益	-	22,459	-
経常外収益計	-	25,974	-
(2) 経常外費用			
減価償却資産除却損	976	-	347
電話加入権処分損	2,646	-	-
経常外費用計	3,622	-	347
当期経常外増減額	▲ 3,622	25,974	▲ 347
当期一般正味財産増減額	24,727	5,559	▲ 34,526
一般正味財産期首残高	356,327	381,055	386,614
一般正味財産期末残高	381,055	386,614	352,088
II 指定正味財産増減の部			
受取寄付金	-	-	194,518
一般正味財産への振替額	-	-	▲ 141,610
当期指定正味財産増減額	-	-	52,908
指定正味財産期首残高	475,000	475,000	475,000
指定正味財産期末残高	475,000	475,000	527,908
III 正味財産期末残高	856,055	861,614	879,996

(注1) 平成22年度文化財団で計上された一般会計△2,235千円と特別会計62千円の合計である。

(注2) 平成22年度文化財団の特別会計で計上されている。

## (iii) キャッシュフロー計算書の推移

(単位：千円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
<b>I 事業活動によるキャッシュフロー</b>			
1 事業活動収入			
①基本財産運用収入	252	621	419
②特定資産運用収入	6,328	7,021	5,200
③会費収入	-	2,285	2,451
④事業収入	566,568	894,675	936,579
⑤補助金等収入	62,724	1,557,268	1,507,437
⑥負担金収入	6,181	2,824	4,618
⑦寄付金収入	730	930	195,428
⑧雑収入	9,431	11,608	11,187
⑨受託事業収入	757,455	-	-
⑩(財)とちぎ青少年こども財団の 事業活動キャッシュフロー純増	33,616	-	-
事業活動収入計	1,443,289	2,477,235	2,663,322
2 事業活動支出			
①事業費支出	1,385,358	2,366,492	2,610,827
②管理費支出	20,771	122,173	19,996
事業活動支出計	1,406,130	2,488,666	2,630,823
事業活動によるキャッシュフロー	37,158	▲ 11,431	32,498
<b>II 投資活動によるキャッシュフロー</b>			
1 投資活動収入			
投資活動収入計	26,564	64,127	113,739
2 投資活動支出			
投資活動支出計	49,748	45,747	58,120
投資活動によるキャッシュフロー	▲ 23,184	18,380	55,619
<b>III 財務活動によるキャッシュフロー</b>			
1 財務活動収入			
財務活動収入計	-	-	-
2 財務活動支出			
財務活動支出計	-	-	-
財務活動によるキャッシュフロー	-	-	-
<b>IV 現金及び現金同等物の増減額</b>	13,973	6,949	88,118
<b>V 現金及び現金同等物の期首残高</b>	289,404	302,180	309,130
<b>VI 現金及び現金同等物の期末残高</b>	303,378	309,130	397,248

## ③ 財務情報の開示状況

- ・インターネットで公開している URL:<http://www.tmf.or.jp/plan.html>
- ・決算書を財団本部事務局にて備置き
- ・県の出資団体として、栃木県庁県民プラザ室に資料を備置き

## ④ 今後の経営課題

収入の多くが栃木県からの委託業務や指定管理業務によるものである。特に指定管理業務は、必ず受けられる保証はなく将来的に安定していない。そのため、長期的な組織体制の計画も立てにくい。

(11) 監査の結果

① キャッシュフロー計算書の期末残高の不一致について（指摘事項）

平成22年度キャッシュフロー計算書の「VI 現金及び現金同等物の期末残高」に計上されている金額と、平成23年度キャッシュフロー計算書の「V 現金及び現金同等物の期首残高」に計上されている金額が一致していない。差異の発生理由は不明である。

適正なキャッシュフロー計算書を作成すべきである。

② 平成25年度の事業活動に係る項目の費用処理について（指摘事項）

閲覧した総勘定元帳の平成24年度需用費支出項目中、平成25年度の事業活動に係る項目でありながら、資産（貯蔵品等）計上されていない項目があった。具体的には、以下の項目である。

(単位：千円)

日付	会計科目	内容	伝票番号	金額
3月29日	印刷製本費支出	平成25年度利用案内	90000987	596
3月29日	〃	平成25年度主催事業案内チラシ	90001017	91
3月29日	〃	平成25年度促進チラシ	90001018	61
3月29日	〃	平成25年利用ガイド	11000577	149

これらの項目は、平成24年度の需用費支出とすべきではなく、未使用部分を資産（貯蔵品等）計上すべきである。

③ 賞与引当金繰入額の配賦について（指摘事項）

本部管理費の賞与引当金繰入額は、本来、各事業に配賦されるべきものであるが、行われていない。配賦基準を定め配賦を行うべきである。

④ 財団運営調整積立金の活用について（指摘事項）

とちぎ未来づくり財団運営調整積立金は、財団運営の健全性を確保するために設置されたものである。積立金は、経済情勢の変動等により運営の財源が不足する場合や、緊急に必要となった事業等の経費に充てるときに取り崩される。

しかし、財団運営調整積立金98,719千円は、過去数年間は利用された実績がなく、また、財団の現預金残高は、平成24年度末で約397,248千円（一般会計と特別会計の合計額）あり、財団運営調整積立金の取崩の必要が生じる可能性は低い。これらの事象に鑑みれば、このまま未利用の財団運営調整積立金を積み立てておく合理性は低く、県民に還元する等の使い方を検討すべきである。

⑤ 退職給付引当金の貸借対照表計上額と法人税申告書別表五（一）計上額の差異について（指摘事項）

退職給付引当金は、貸借対照表計上額208,091千円（特別会計計上額）と法人税申告書別表五（一）計上額133,418千円に差異がある。

差異が発生した理由は、以下による。合併前のとちぎ青少年こども財団では、特別会計を設けずに一般会計で経理処理しており、法人税申告書作成時に法人税法上の収益事業に係る収益と費用を抽出して、税務上の損益計算書を作成していた。その際に法人税申告書別表五（一）に退職給与引当金積立額の計上を行っていなかった。

法人税の申告調整を適正に行い、法人税申告書作成を行うべきである。

## 2. 一般会計

### (1) 本部会計

#### ① 本部管理費

本部管理費は、基本財産及び特定資産の運用収入並びに特定預金の取崩収入等を財源として、理事長等役職員の人件費を含む本部の管理費を計上している。なお、管理費については各事業会計に配賦しており、決算額は配賦後の数値となっている。

収入と支出の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

【収入の内訳】	金額
基本財産運用収入	420
特定資産運用収入	694
雑収入	820
退職給付特定資産取崩収入	105,174
他会計からの繰入金収入	17,378
収入合計	124,484

(単位：千円)

【支出の内訳】	金額
人件費	5,666
需用費	756
委託料	24
公課費	151
退職給付特定資産取得支出	423
減価償却特定資産取得支出	100
その他経費	1,458
支出合計	8,578

#### ② 公益文化振興事業

公益文化振興事業は、基金運用収入を財源として、入場料無料で実施する公益性の高い各種文化事業を実施・支援している。

収入と支出の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

【収入の内訳】	金額
基金運用収入	4,085
雑収入	53
収入合計	4,138

(単位：千円)

【支出の内訳】	金額
需用費	414
委託料	75
その他経費	1,829
本部管理費への繰出金支出	10,605
支出合計	12,924

③ 東日本大震災被災者就学支援事業

東日本大震災被災者就学支援事業は、東日本大震災で被災した青少年の教育機会確保のため、平成23年3月11日時点において中学生以下だった青少年に対し就学支援金を支給する事業である。

本事業は、栃木県義援金配分委員会（委員長：栃木県副知事 佐藤 順一）より受け入れた、東日本大震災被災者支援義援金（とちまる募金）を主な原資とする194,518,351円の寄附により実施しており、事業期間は平成30年3月31日までである。

対象者1人当たりの支給額は128,000円であり、平成24年度の支給対象者数は1,105名で、支給総額は141,440千円であった。なお支給対象者、基準日、支給時期は以下のとおりである。

- i 県内対象者（死亡、重症、住家全壊及び住家半壊世帯）
  - ・ 毎年4月1日を基準日とする
  - ・ 小学校入学、中学校入学、中学校卒業のいずれか直近で支給する
- ii 県外対象者（とちぎ県内で生活する避難世帯）
  - ・ 平成24年4月1日を基準日とする
  - ・ 平成24年度中に支給する

本事業における財団の役割は、基金の管理、基金の対象者への振込及び振込に係る対象者への連絡及び問合せの対応（制度内容に関することを除く）である。

また、収入と支出の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

【収入の内訳】	金額
寄付金	194,518
収入合計	194,518

(単位：千円)

【支出の内訳】	金額
需用費	47
役員費	123
負担金交付金	141,440
東日本大震災被災者 就学支援基金取得支出	52,908
支出合計	194,518

## (2) 埋蔵文化財センター事業会計

### ① 埋蔵文化財センター事業費

財団は県からの委託を受け、栃木県埋蔵文化財センターの施設維持管理を行うとともに、埋蔵文化財の保存・活用及び埋蔵文化財に関する知識の普及に関する事業を行っている。

主な事業内容は以下のとおりである。

- i 埋蔵文化財に関する情報収集及び提供
- ii 埋蔵文化財に関する普及・啓発
- iii 研修
- iv 埋蔵文化財に関する出土品の保存処理
- v 埋蔵文化財に関する出土品の資料管理

また平成 24 年度は、緊急雇用創出事業として、県からの委託を受けて出土遺物資料化等業務を実施した。

なお栃木県埋蔵文化財センターの概要は以下のとおりである。

所在地：下野市紫 474

建物面積：953.44 平方メートル

URL：<http://www.maibun.or.jp/>

組織及び人員：所長、副所長以下、管理課（3 名）、普及資料課（4 名）、調査課（5 名）、整理課（8 名）、計 22 名

（うち嘱託 5 名）

設立目的：県内の埋蔵文化財の保護及び調査研究並びに保存活用・普及啓発

具体的な業務内容としては、県や国等の開発にかかった遺跡を、記録保存のために発掘調査し、報告書を作成している。また、これらの発掘調査で得られた出土品や写真を、出前授業・センター見学・体験学習等、学校教育や生涯学習の中で積極的に活用している。

さらに、収入と支出の内訳は以下のとおりである。

（単位：千円）

【収入の内訳】	金額
県からの受託料	58,341
（うち、緊急雇用創出事業分）	(8,772)
収入合計	58,341

(単位：千円)

【支出の内訳】	金額
人件費	42,337
需用費	1,494
委託料	2,912
公課費	8
退職給付特定資産取得支出	508
その他経費	11,082
(うち整理補助員の賃金等)	(6,877)
支出合計	58,341

② 埋蔵文化財センター調査事業費及び調査管理費

財団は県及び独立行政法人都市再生機構（以下、「都市再生機構」とする。）からの委託を受けて、開発地域内の埋蔵文化財の発掘調査を実施している。

平成 24 年度の発掘調査及び整理作業件数は 22 件であり、その主な事業内容は以下のとおりである。

i 県からの受託事業

- ・重要遺跡／国分寺愛宕塚古墳（下野市）他 5 件
- ・小貝川沿岸 2 期地区（市貝町）他

ii 都市再生機構からの受託事業

- ・東谷・中島地区遺跡群（宇都宮市・上三川町）
- ・テクノポリスセンター地区遺跡群（宇都宮市）

なお受託に際しては、調査事業費の概ね 10 パーセントに当たる調査管理費を含めて契約締結し、最終的にはかかった費用の分だけが受託料となるように精算を行っている。

調査事業費と調査管理費の金額は以下のとおりである。

(単位：千円)

【収入・支出】	金額
調査事業費	203,455
調査管理費	27,492
合計	230,947

さらに、収入（調査事業費と調査管理費の合計ベース）と支出（調査事業費と調査管理費別）の内訳は以下のとおりである。

（単位：千円）

【合計ベース収入の内訳】	金額
県からの受託料	148,224
（うち、教育委員会分）	(11,882)
（うち、県土整備部分）	(47,942)
（うち、農政部分）	(88,400)
都市整備機構からの受託料	74,157
退職給付引当資産取崩収入	8,566
合計ベースの収入合計	230,947

（単位：千円）

【調査事業費支出の内訳】	金額
人件費	100,477
需用費	20,301
委託料	12,887
工事請負費	625
退職給付特定資産取得支出	823
その他経費	68,341
（うち発掘作業員等の賃金等）	(57,204)
（うち支払消費税）	(8,078)
調査事業費支出合計	203,455

（単位：千円）

【調査管理費支出の内訳】	金額
人件費	13,370
需用費	5,099
委託料	2,639
退職給付特定資産取得支出	117
その他経費	6,075
本部管理費への繰出金支出	191
調査管理費支出合計	27,492

### （3）監査の結果

#### ① 本部会計

##### (i) 基本財産の表示について（指摘事項）

財団の貸借対照表上、基本財産 100,000 千円の内訳科目として「基本財産積立預金」のみが記載されているが、このうち 29,992 千円は、第 365 回大阪府公募公債であり、本来「投資有価証券」として表示すべきものである。

(ii) 基本財産に含まれる投資有価証券に係る注記について（指摘事項）

上記において指摘した投資有価証券については、重要な会計方針として、その評価基準及び評価方法を記載すべきである。また当該投資有価証券は、満期保有目的の債券のうち市場価格のあるものに該当することから、その内訳、帳簿価額、時価及び評価損益を注記すべきである。

(iii) 基本財産及び特定資産として保有する投資有価証券の時価について（指摘事項）

財団は、基本財産及び特定資産の一部として国債及び公債を保有しており、それらの中には市場価格があるものもある。決算時における時価の提示を求めたところ、いずれも満期保有目的の債券であり、時価評価を行わないため、時価は把握していないとのことであった。

財団の会計規程が依拠している公益法人会計基準（平成16年公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）によれば、満期まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券については、取得価額をもって貸借対照表価額とする旨規定されているが、一方で、資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならないと定められている。

当期末の時価を調べたところ、時価が著しく下落したものはなかったが、満期保有目的の投資有価証券であっても、少なくとも年に1回決算時点において時価を把握し、貸借対照表価額の妥当性を検討すべきである。

(iv) 未収金の計上について（指摘事項）

一般会計の未収金として、文化振興事業に対する県からの補助金（2月分）1,119千円が計上されている。1月分については入金済みで未収分はないが、3月分については、特別会計である文化振興事業会計の未収金として計上されているとのことであった。

一般会計の未収金として計上されている、文化振興事業に対する県からの補助金（2月分）1,119千円は本来、文化振興事業会計の未収金として計上すべきものである。

(v) 減価償却資産除却損について（指摘事項）

経常外費用として347千円の減価償却資産除却損が計上されている。これは、旧財団法人とちぎ青少年こども財団が保有していた資産について、事務所移転に伴って平成23年12月12日に廃棄したことによるものである。これらの資産が実際に廃棄されたのは、前期であることから、本来当該除却損の計上は前期に行われているべきであり、今期においては前期損益修正損として表示すべきである。

なお、減価償却費の計上は前期まで行われている。当期における除却は、前期末の簿価で行われており、当期の減価償却費は計上されていない。

(vi) 管理費として計上されている寄付金について（指摘事項）

管理費として2,560千円の寄付金が計上されているが、これは、旧財団法人とちぎ青少年こども財団が以前事務所として使用していた青少年センターに飾られている絵画を、財団が県に寄付したことによるものである。

このような寄付は、事業を管理するため毎年度経常的に要する費用には該当しない。正味財産増減計算書上、管理費ではなく、経常外費用として経常外増減の部に表示すべきである。

(vii) 財務諸表に対する注記の記載漏れについて（指摘事項）

財団が行う東日本大震災被災者就学支援事業では、当期において、栃木県義援金配分委員会より 194,518 千円の寄付金を、指定正味財産として受け入れているが、このうち当期の事業費総額 141,610 千円を一般正味財産に振り替えている。

この内訳については、本来注記が必要であるが、その注記が行われていない。

(viii) 減価償却引当資産について（指摘事項）

平成 21 年度の旧財団法人とちぎ生涯学習文化財団の包括外部監査において、減価償却引当資産の過大計上が指摘されていたが、これは平成 20 年度末の減価償却累計額 4,894 千円に対して、減価償却引当資産が 19,640 千円となっていたことによるものである。その後、平成 21 年度末の決算において、減価償却引当資産を 15,000 千円取り崩し、計上過大を解消している。

平成 24 年度末においては、固定資産の減価償却累計額 18,830 千円に対して、減価償却引当資産は 14,491 千円であり、減価償却引当資産の方が少ない。これは、旧財団法人とちぎ青少年こども財団が保有していた固定資産の減価償却費相当額については、合併後も減価償却引当資産を積み立てているものの、旧財団法人とちぎ生涯学習文化財団が保有していた固定資産の減価償却費相当額については、合併後、減価償却引当資産を積み立てていないことによるものである。

減価償却引当資産の積み立てについて、財団として処理が統一されていないことから、統一的な処理を行うべきである。

(ix) 災害補償等積立資産について（指摘事項）

平成 21 年度の旧財団法人とちぎ生涯学習文化財団の包括外部監査において、災害補償等引当資産の余剰が指摘されていた。これは平成 20 年度末の災害補償等引当資産 76,680 千円について、当初の目的を達成するためのものではなくなっていると判断されたことによるものである。

その措置として財団では、「退職給付引当資産で不足する部分を災害補償等引当資産から充当する等、財団運営上必要な費用に充当することにする。」としていた。

しかしながら、その後何ら取り崩しは行われておらず、結果として平成 24 年度末の決算においても 76,680 千円がそのまま計上されている。退職給付引当資産で不足する部分を災害補償等引当資産から充当するのであれば、災害補償等引当資産ではなく、退職給付引当資産として積み立てるべきである。

同引当資産については、平成 25 年度公益法人移行後の財団運営に必要な費用に充当する予定であり、平成 25 年度の予算において、一部取り崩すこととしている。取り崩し後の残高について、その後財団運営上必要な費用に充当する明確な予定がないのであれば、県民に還元する使途を検討すべきである。

(x) 会計規程の記載誤りについて（意見）

財団の新会計規程（平成 25 年 4 月 1 日施行）第 79 条（重要な会計方針）に下記の誤字がある。

（2 箇所）

満期保有目的の債権 → 満期保有目的の債券

異動平均法 → 移動平均法

② 埋蔵文化財センター事業会計

(i) 固定資産として計上すべき備品購入費について（指摘事項）

埋蔵文化財センター調査管理費のうち、備品購入費として計上されているもののうち、単価が 10 万円を超えるパーソナルコンピュータが 4 台あった。

財団の会計規程上は、「固定資産の範囲」として第 39 条において「この規程において固定資産とは、財団が保有する資産のうち流動資産以外の資産で耐用年数が 1 年を超える資産をいう。ただし、取得価額が法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号、以下「施行令」という。）第 133 条に規定する金額未満のものは原則として固定資産として取扱わない。」と規定されている。

法人税法施行令第 133 条によれば、「少額の減価償却資産の取得価額の損金算入」として、「内国法人がその事業の用に供した減価償却資産（中略）で、前条第 1 号に規定する使用可能期間が 1 年未満であるもの又は取得価額（中略）が 100,000 円未満であるものを有する場合において、その内国法人が当該資産の当該取得価額に相当する金額につきその事業の用に供した日の属する事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。」と規定されている。

当該パーソナルコンピュータ 4 台については、財団の会計規程に従い、固定資産として計上すべきである。

(ii) 栃木県埋蔵文化財センターの光熱水費等の負担について（意見）

栃木県埋蔵文化財センターは県有財産であり、財団は県からその使用許可を受けている。財団は、埋蔵文化財センターの光熱水費等の負担について、県と協定書を締結しており、その中で財団が光熱水費等の 3 割を負担することとなっている。

財団が負担すべきこの 3 割部分は、財団の埋蔵文化財センター調査管理費から支出されており、その財源となるのは発掘調査事業収入である。発掘調査事業収入には県以外からの収入もあるが、その約 3 分の 2 は県からの受託料であることから、結果として、実質的には県が協定書上の負担割合である 7 割を超えて負担していることになる。

今後、施設の光熱水費の負担については、事業のあり方を含めて検討が必要である。

(iii) 調査報告書の発注単価について（指摘事項）

埋蔵文化財センターでは、文化庁の通知に従い、発掘調査を行った後、現場毎に調査報告書を 300 部作成し、各種公的機関（県立図書館・博物館・資料館、県内市町教育委員会、県内市町立図書館、都道府県教育委員会・埋蔵文化財センター、考古学講座開設大学等）に無償配布している。この作成に要する費用は、埋

蔵文化財調査事業費に計上されており、財団は300部作成を前提として入札を行っている。1冊当たりの単価は、ページ数にもよるが概ね1万円ないし1万5千円程度である。

報告書の刊行、配布については文化庁の指導等に基づき適正に行われているが、財団では、報告書の著作権を持つ県の許可を得て、この報告書を数十部程度増刷し、財団職員並びに一般向けに有償で頒布している。この有償頒布分の販売収入及び原価は特別会計の図書頒布事業会計に計上されている。

有償頒布分の単価については、印刷業者との交渉により、無償配布分の20パーセントとして、無償配布分の落札業者と随意契約を行っている。しかしながら、実際の発注及び印刷は無償配布分と有償頒布分を併せて行われていることから、結果的に、1冊当たりの単価については、増刷分も含めて総平均的に計算した場合に比べて、無償配布分が割高に、有償頒布分が割安になっている。

それぞれの1冊当たりの単価は、総平均的に決定されるべきであり、それにより、県からの委託費を下げる事が可能となるため、今後、費用対効果や県の負担軽減等を検討する必要がある。

### 3. 特別会計

#### (1) 図書頒布事業会計

##### ① 事業の概況

埋蔵文化財発掘調査報告書、しもつけ・なす両風土記の丘資料館の特別展図録等、埋蔵文化財の調査や普及啓発に関する図書類を刊行頒布している。

##### (i) 直近3年間の刊行部数

平成24年度	9巻924部
平成23年度	14巻999部
平成22年度	14巻946部

##### (ii) 平成24年度の活動実績

平成24年度の刊行図書は以下の通りである。

書籍名	発行部数
研究紀要第20号	50部
興聖寺城跡・寺之後遺跡	32
小鍋内Ⅰ遺跡・小鍋内Ⅱ遺跡	38
山の神Ⅱ遺跡・欠ノ上Ⅰ遺跡・欠ノ上Ⅱ遺跡	47
権現山遺跡南部・磯岡遺跡	61
砂田遺跡	50
西刑部西原遺跡	46
しもつけ風土記の丘資料館第26回企画展図録	300部
なす風土記の丘資料館第20回企画展図録	300
合計	924部

#### (2) 文化振興事業会計

##### ① 事業の概況

文化振興基金果実や事業収入等の財団自主財源、栃木県補助金等を財源として、舞台芸術の鑑賞事業や参加・創造・交流型事業、講座・支援・研修・情報提供事業等を実施している。

##### (i) 直近3年間の公演数

平成24年度	70事業103公演
平成23年度	46事業84公演
平成22年度	50事業57公演

##### (ii) 平成24年度の活動実績

###### コンクール

No.	名称	回数等	参加等実績
1	コンセール・マロニエ21	年1回	93
2	栃木県ジュニアピアノコンクール	年1回	242
3	ロシア国立ワガノワ・バレエ・アカデミー留学生オーディション	年1回	25

講習会、セミナー等

No.	名称	回数等	参加等実績
1	マロニエ・サウンド・クリニック	年1回	359
2	ロシア国立ワガノワ・バレエ・アカデミーレッスン講座	各2日	120
3	ロシア国立ワガノワ・バレエ・アカデミー指導者講習会	2日	11
4	ロシア国立ワガノワ・バレエ・アカデミーバレエピアノ講習会	1日	17
5	栃木県ジュニアピアノコンクール公開講座	年1回	109
6	黒木岩寿の文化人類学講座	1回	114
7	読売日本交響楽団三大協奏曲事前鑑賞講座	1回	51
8	ピアノコンサートができるまで～音色を創る	1回	331
9	考古学セミナー	4回	302
10	歴史セミナー	2回	144

ワークショップ

No.	名称	回数等	参加等実績
1	演劇ワークショップ	1回	14
2	日本舞踊ワークショップ	1回	296
3	謡曲・仕舞ワークショップ	2回	26
4	和久文子&邦楽ゾリスデンによる楽しいワークショップ	1回	85

鑑賞型文化振興事業

No.	名称	回数等	参加等実績
1	ポーランド・シレジア・フェイルハーモニー管弦楽団	1回	479
2	ランチタイムコンサート	3回	1,167
3	学校訪問演奏会事業	6回	1,800
4	トータル・エクスペリエンス・ゴスペル・クワイアー	1回	356
5	3大交響曲ベルリン交響楽団	1回	1,394
6	加藤健一事務所『川を越えて森を抜けて』	1回	545
7	松竹大歌舞伎公演	2回	1,543
8	トイ・マジック・オーケストラ	2回	359
9	TATSUYA コンサート	1回	134
10	栃木県交響楽団特別演奏会	1回	890
11	親と子のための読み聞かせコンサート	1回	223
12	トリオ・ラ・プラージュ 10周年記念コンサート	1回	239
13	村治奏一ギターコンサート	1回	289
14	ヴァイオリン～秋の調べ～	2回	596
15	TAO～太鼓～	1回	705
16	加藤健一事務所『バカのカベ』	1回	352
17	ルパンティックジャズ・ナイト	1回	396
18	栃木県楽友協会『第九』演奏会	1回	1,061
19	サンリオファミリークラシック『リボンの国の音楽会』クリスマスコンサート	3回	2,820
20	錦織健&スロヴァキア室内オーケストラ	1回	670
21	フレッシュアーティストガラ・コンサート	1回	337
22	狂言～万作の会	1回	970
23	ミュージカル『おもいでぼろぼろ』	1回	452
24	ピアノコンクール入賞者演奏会	1回	584

25	市原悦子朗読とお話の世界	1回	487
26	読売日本交響楽団三大協奏曲	1回	972

### 共催文化振興事業

No.	名称	回数等	参加等実績
1	ミッキーのミュージックパーティ	3回	2,612
2	ミュージカル・フェスティバル	1回	1,000
3	劇団四季ミュージカル『赤毛のアン』	1回	1,116
4	由紀さおり&安田祥子ファイナルツアー～ありがとう25年～	1回	1,512
5	特選落語会『三人会』	1回	1,017
6	稲垣潤一 30th anniversary アコースティックライブ 2012	2回	719
7	オペラ『椿姫』	1回	1,316
8	沢田研二 LIVE2012	1回	1,257
9	華麗なるクラシックバレエハイライト	1回	826
10	松平定知文化講演会	1回	1,089
11	平原綾香 Concert Tour2012 ～ドキッ!～	1回	1,355
12	八神純子コンサートツアー2012	1回	1,015
13	研ナオコ・野口五郎スペシャルステージ	1回	1,055
14	鳥越俊太郎講演会	1回	1,230
15	華麗なるロシア音楽キエフ交響楽団演奏会	1回	552
16	辻井伸行日本ツアー2012/2013	1回	1,562
17	宮田大チェロリサイタル	1回	874
18	情熱のフラメンコ	1回	350
19	佐野元春コンサート	1回	572
20	布施明コンサート	1回	1,096
21	加山雄三ホールコンサートツアー	1回	1,262
22	フジコ・ヘミング&ヴァスコ・ヴァッシレフデュオコンサート	1回	1,255
23	しもつけ写真大賞展	1回	2,114
24	ブラウンレストボイスコンサート	1回	1,200
25	ざぶん賞&ざぶん展	1回	1,000
26	栃木県郷土芸能大会	1回	250
27	栃木県文化振興大会	1回	1,100

延べ入場・参加者 52,465名

### ② 監査の結果

#### (i) コンセール・マロニエ 21 の協賛について（意見）

##### a. 第17回コンセール・マロニエ 21 の概況

- ・参加料 15,000円
- ・参加者数 事前審査93名、オーディション61名、本選13名
- ・賞金
  - 弦楽器部門
    - 第一位（副賞 100万円）
    - 第二位（副賞 50万円）
    - 第三位（副賞 10万円）
  - 声楽部門
    - 第一位（副賞 100万円）
    - 第二位（副賞 50万円）
    - 第三位（副賞 10万円）

・収支状況

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
収入合計	1,428	2,085	1,328
支出合計	8,839	9,064	8,645
収支差額	▲7,410	▲6,978	▲7,317

・協賛の獲得状況

回数	年度	特別協賛	協賛
第 2 回	平成 9 年度	下野新聞文化福祉事業団 栃木県文化振興事業団	足利銀行 栃木銀行 東洋信託文化財団
第 3 回	平成 10 年度	下野新聞文化福祉事業団 栃木県文化振興事業団	足利銀行 栃木銀行
第 4 回	平成 11 年度	下野新聞文化福祉事業団 栃木県文化振興事業団	足利銀行
第 5 回	平成 12 年度	下野新聞文化福祉事業団	足利銀行
第 6 回	平成 13 年度	下野新聞文化福祉事業団	足利銀行
第 7 回	平成 14 年度	下野新聞文化福祉事業団	なし
第 8 回	平成 15 年度	社団法人栃木県経済同友会	足利銀行
第 9 回	平成 16 年度	社団法人栃木県経済同友会	なし
第 10 回	平成 17 年度	社団法人栃木県経済同友会	なし
第 11 回	平成 18 年度	社団法人栃木県経済同友会	なし
第 12 回	平成 19 年度	社団法人栃木県経済同友会	なし
第 13 回	平成 20 年度	社団法人栃木県経済同友会	なし
第 14 回	平成 21 年度	なし	なし
第 15 回	平成 22 年度	なし	なし
第 16 回	平成 23 年度	なし	なし
第 17 回	平成 24 年度	なし	なし

b. 他の類似するコンクールの協賛の獲得状況

名称	賞金	主催	協賛
第 11 回 東京音楽コンクール	声楽、木管、ピアノ、弦 楽部門 それぞれ 第 1 位 100 万円 第 2 位 60 万円 第 3 位 40 万円	東京文化会館 (公 益財団法人東京 都歴史文化財団) 読売新聞社 花王(株) 東京都	あいおいニッセイ同和損害保険(株) (株)コンサートサービス サントリーホールディングス(株) 東京地下鉄(株) 森平舞台機構(株)
第 49 回 日伊音楽コン コルソ 2013	第 1 位 賞金 100 万円、 留学資金 50 万円他 第 2 位 賞金 30 万円他 第 3 位 賞金 15 万円他 等	読売新聞社 日伊音楽協会	(特別協賛) YKK(株) (協賛) 公益財団法人東京二期会 公益財団法人日本ホウ振興会 国立音楽大学他 10 大学

第 82 回 日本音楽コン クール	作曲、声楽、ピアノ、バ イオリン、オーボエ、フ ルート部門 それぞれ 第 1 位 60 万円 第 2 位 30 万円 第 3 位 15 万円 等	毎日新聞社 NHK	(特別協賛) 三井物産㈱  (協賛) 岩谷産業㈱
-------------------------	---	--------------	--------------------------------------

### c. 意見

今後は企業訪問等の営業活動を地道に行い、企業協賛を獲得する最善の努力をすることが望まれる。

コンセール・マロニエ 21 は総額 320 万円もの多額の賞金を出しているが、賞金水準が類似する他のコンクールでは一様に企業協賛を付けており、企業協賛により賞金を捻出していると考えられる。一方、コンセール・マロニエ 21 は第 14 回（平成 21 年度）以降、企業協賛を獲得できておらず、賞金の資金は実質的に県からの補助金で賄われている。特に平成 20 年のリーマン・ショック後は県内企業の経済状況が思わしくなく企業協賛を集めにくい状況が続いているのも一因であるが、企業協賛を獲得するための営業活動の実績に乏しく、企業協賛を獲得する努力をしているとは言い難い。

### (ii) つり銭用資金の管理体制について（指摘事項）

#### a. 事実

財団作成の「つり銭用資金取扱要領」にて、つり銭用資金の交付を受けた施設の資金担当者は、年度末に本部の財務担当者に「つり銭用資金保管簿」の写しを提出するよう定めているが、本部の財務担当者は各施設の資金担当者からつり銭用資金に過不足がない旨の電話連絡を受けているのみで「つり銭用資金保管簿」の写しの提出は受けていなかった。

#### b. 指摘事項

「つり銭用資金取扱要領」に従って、本部の財務担当者は「つり銭用資金保管簿」の写しの提出を求めるべきである。

なぜなら、「つり銭用資金保管簿」の写しの提出を求めることは、単につり銭用資金の過不足を確認するのみならず、各施設の資金担当者によるつり銭用資金の横領を防ぐという内部牽制の目的もあるためである。つまり、本部の財務担当者はつり銭用資金の管理者として、各施設においてつり銭用資金の残高確認が行われ、かつ、上長による承認を受けていることを書面で確認することをもって、つり銭用資金が保全されていることを確かめなければならない。

### (3) 青少年健全育成事業会計

#### ① 事業の概況

子ども及び青少年を心身ともに健やかに育てることを目的とした事業を展開している。

#### (i) 市町村民会議との連携強化、住民啓発促進に関する事業

市町における青少年育成活動の活性化を促進するため、青少年育成市町村民会

議との協力強化に努めている。特に県教育委員会や各教育事務所との連携を深めるため、県教育委員会と共催して市町村民会議等全体研修会を実施している。

《主な事業》

- ・青少年育成市町村民会議支援
- ・青少年育成指導員活動支援
- ・啓発資料作成

(ii) 青少年の自立と社会参加活動の推進に関する事業

主体的に判断し行動できる資質や能力を身につけるための事業と、青少年の非行防止に向けた事業を実施し、青少年の健全育成を図っている。特に優良青少年団体等表彰と青少年の携帯電話の適正利用についての講演を合わせた「とちぎ青少年育成フォーラム」を開催し、好評を博している。

《主な事業》

- ・少年の主張発表大会
- ・優良青少年団体等表彰
- ・親子学び合い
- ・青少年育成応援

(iii) 青少年育成県民運動推進体制の整備に関する事業

青少年育成運動の一層の推進を図るため、県や市町、教育委員会、子ども会、PTA等関係団体との連携を強化し、「県民のつどい」を実施している。

《主な事業》

- ・県民運動推進
- ・「家庭の日」推進

(iv) 子育て支援事業

子育てと仕事の両立を図れるような体制づくりを目指した事業や、父親が主体的に子育てに関わることができるような事業を行い、社会全体で子育て環境づくりに取り組む機運の醸成を図っている。

《主な事業》

- ・「子育てにやさしい事業所」顕彰
- ・父子手帳作成

(4) とちぎ未来クラブ事業会計

① 事業の概況

県民総ぐるみで、結婚を支援し、家庭を築き、安心して次代を担う子どもを生き育てる事ができる環境づくりを推進する「とちぎ未来クラブ」事業を実施している。

(i) とちぎ出会いサポート事業（結婚支援事業）

少子化対策の一環として、出会いの場となるイベントの実施、出会い応援団体が実施するイベント情報の提供をする等、独身者の結婚活動を支援している。

a. 直近3年間の「出会いの場創出事業」の実施状況

	実施回数	参加者	成立カップル	結婚カップル(往査日現在)※
平成22年度	10回	379名	87組	2組
平成23年度	12回	457名	86組	6組
平成24年度	15回	666名	99組	0組

(注) 往査日現在までに報告を受けたカップルのみ(イベント実施半年後にアンケートを実施しているが、その後の進捗についての報告は義務付けていないため、結婚に至ったカップル数はもっと多いと推察される)

b. 平成24年度の活動実績

名称	内容	対象・参加者数	実施回数
出会いの場創出事業	出会いの場となるイベントを実施した	参加者数 男性 337名 女性 329名 成立カップル数 99組	年間 15回
出会いの場イベント情報提供事業	出会い応援団体のイベント情報を提供した	団体登録数 51団体 イベント紹介数 358件	
結婚サポーター事業	結婚サポーターを委嘱するとともに、サポーターが実施する出会いの場イベントに対する支援を実施した	地域結婚サポーター 246名 企業内サポーター 22名	サポーター研修会 : 参加者 43名

(ii) 「とちぎ笑顔つぎつぎカード」事業(とちぎ子育て家族応援事業)

子育て家庭を応援する企業や商店等で、割引・特典等の優待サービスが受けられる「とちぎ笑顔つぎつぎカード」を子育て家族に配布するとともに、サービスを実施する協賛店舗・施設の募集を行っている。

a. 平成24年度の実施状況

カード配布枚数 15,214枚  
協賛店舗数 3,056店舗  
ガイドブック作成数 35,000冊

② 監査の結果

(i) 委託料の金額決定基準について(指摘事項)

とちぎ未来クラブ事業は県からの受託事業(平成24年度委託料:税込9,723千円)であるが、財団が県に提出した当事業の委託料の積算根拠にはプロパー職員1名の人件費と県派遣職員1名の実績給部分(超過勤務手当支出、勤勉手当支出、通勤手当支出)は含まれていない。その結果、当事業において委託料で補償できない人件費が約9,270千円発生しており、当事業の収支計算では当該人件費不足分に相当する赤字が必然的に計上される仕組みになっている。

(単位：千円)

科目	平成 24 年度 事業費発生額	平成 24 年度 委託料積算根拠
給料支出	4,179	0
職員手当支出	3,363	0
共済費支出	2,303	305
賃金支出	1,361	1,631
その他の支出	8,386	8,848
合計	19,594	10,784

当該事業を収益事業に位置づけている以上は、当該事業から収益を上げられるように、財団は委託料の積算根拠に当該人件費を含めるべきである。

(5) 総合文化センター管理運営事業会計

財団は、県からの指定管理者制度に基づく指定管理者として、以下の業務を行っている。

- ・ 栃木県総合文化センターの施設の維持管理に関する業務
- ・ 有料施設等の利用の許可に関する業務
- ・ 栃木県総合文化センターの運営に関する業務
- ・ 上記に附帯する業務

① 収入

(単位：千円)

収入項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均
指定管理料収入	286,895	288,000	288,000	287,631
指定管理料収入	286,895	288,000	288,000	287,631
利用料金収入	126,533	133,508	135,757	131,933
還付料金収入	1,506	932	949	1,129
利用料金収入	128,039	134,440	136,707	133,062
らくらくサービス収入	11,220	9,103	10,118	10,147
らくらくサービス支出	9,172	6,972	8,084	8,076
らくらくサービス純利益	2,048	2,130	2,033	2,070
雑収入	6,864	6,174	6,013	6,350
雑支出	2,626	2,626	2,478	2,577
雑収入純利益	4,238	3,547	3,534	3,773

指定管理料収入は、第2期募集期間(平成21年度～平成25年度)は、288,000千円であるが、平成22年度においては、2階のレストランのテナントが一時空き状態にあり、それに伴う水道光熱費負担減額相当分だけ少なくなっている。

利用料金収入は、利用料金制度を採用しており財団の収入となる。還付料収入はキャンセル料相当分である。

らくらくサービス収入は、センターの利用に伴う看板・飾花・食事・舞台オペレート等について主催者自らが手配するのではなく、これらのサービスをトータル的に提供するサービス事業に伴う収入である。ホテル並みのサービスが提供できるよう財団独自の事業として平成18年10月（指定管理制度導入初年度）より開始している。

雑収入は、主に自動販売機設置に伴う収入であり、自動販売機に伴う場所代を県に支払を行っている。なお、平成22年度の雑収入には過年度の法人税計上誤りの金額582千円が含まれている。

## ② 施設利用状況

(単位：%)

施設名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平均
メインホール	58.8	64.8	64.3	62.6
サブホール	74.5	82.4	81.5	79.5
1ギャラリー	76.5	74.9	76.3	75.9
2ギャラリー	74.5	76.8	78.7	76.7
3ギャラリー	60.0	55.8	57.2	57.7
4ギャラリーA	71.6	65.6	72.1	69.8
4ギャラリーB	74.3	67.9	74.1	72.1
4ギャラリーC	63.7	64.4	64.8	64.3
特別会議室	27.7	30.9	28.6	29.1
第1会議室	72.1	67.6	63.5	67.7
第2会議室	69.8	72.1	68.2	70.0
第3会議室	73.4	80.6	80.6	78.2
第4会議室	69.6	67.6	64.1	67.1
音楽練習室	67.1	66.1	65.3	66.2
演劇練習室	64.1	77.2	79.1	73.5
古典芸能練習室	77.9	85.1	83.5	82.2
リハーサル室	49.9	55.4	54.7	53.3
第1和室	51.3	52.0	57.6	53.6
第2和室	28.6	33.9	35.7	32.7

入場者数（人）	589,892	608,101	632,395	610,129
HPヒット件数（件）	144,956	147,221	166,661	152,946

特別会議室の利用率が低いのは、50名規模の会議室という形での利用に限定されていたことに起因している。現在はらくらくサービスの活用により、違う用途（セミナー会場等）での利用率向上を図っている。また、第2和室は予約を優先的に第1和室に割り当てているため、利用率は低くなっている。

### ③ 人員体制

利用サービス課の人員構成は、館長1名、総括責任者1名、各責任者4名、受付・管理担当職員6名で運営を基本としている。平成23年度より東日本大震災に伴う節電対策により職員1名を空調関係担当者として委託先に常駐して業務を行う体制を取っており現在は13名体制となっている。

平成21年度までは、人材派遣会社より人材派遣を受けているが、契約は全て業務委託契約となっていた。実際の業務は財団の指揮監督の下で行われており、「労働者派遣法」の趣旨に反する契約となっていたことから、平成22年度より派遣職員は0名となっている。

(単位：名)

年度		指定管理者第1期			指定管理者第2期				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
館長	行政職員OB	1	1	1	1	1	-	-	-
	プロパー職員	-	-	-	-	-	1	-	-
	プロパー職員OB	-	-	-	-	-	-	1	1
	プロパー職員	7	7	8	7	7	7	7	7
	嘱託員	-	2	2	2	2	4	5	5
	補助員	1	-	-	-	2	1	-	-
	小計	9	10	11	10	12	13	13	13
	派遣職員	3	2	3	2				
	総数	12	12	14	12	12	13	13	13

上記の他に、舞台スタッフ（常時メインホール5名、サブホール4名：14名体制）、プレイガイド・施設案内スタッフ（常時2名：5名体制）、警備員（常時1名：3名体制）、空調関係スタッフ（常時2名：4名体制、但し平成23年度よりプロパー職員1名含む）、清掃員（9名体制）を外部委託で賄っている。

(単位：円)

委託項目	点検回数	平成22年度	平成23年度	平成24年度	備考
舞台管理業務	常駐	62,370,000	62,370,000	62,370,000	5年契約
受付案内等業務	常駐	6,699,000	6,699,000	6,699,000	5年契約
警備業務	常駐	14,055,300	14,055,300	14,054,250	3年・2年契約
ビル設備管理業務	常駐	15,246,000	15,246,000	11,959,500	3年・2年契約
清掃業務	常駐	15,510,600	15,510,600	13,629,000	3年・2年契約
合計		44,811,900	44,811,900	39,642,750	

### ④ 給与水準

給与水準については、県の100%出資団体であることから、栃木県人事委員会事務局が発行する「給与の手引」に準じた体系となっている。

平成24年度における栃木県一般行政職の平均給与月額、413,895円（栃木県公表金額）に対して、栃木県の民間企業304,539円（栃木県：毎月勤労統計調査調査より）、全国の民間企業314,127円（厚生労働省：毎月勤労統計調査より）であり、民間企業よりも高い水準となっている。

なお、総合文化センター管理運営事業に従事する社員の平均給与月額は、平成22年度：413,375円（12名体制）、平成23年度：443,909円（13名体制）、平成24年度：416,866円（13名体制）となっており、人事配属の移動に応じて増減している。

⑤ 監査の結果

(i) 簿外預金について（指摘事項）

総合文化センター管理運営事業で使用する普通預金は、専用口座として2口座（施設利用料口座、らくらくサービス利用口座）存在する。これらの預金残高のうち施設利用料口座の残高844千円が決算書上に反映されていない。

財団は決算に際して、年度末に各普通預金口座を本部の普通預金口座へ資金移動（午後3時頃）を行い、本部の普通預金残高のみを決算書上反映させる処理を行っている。しかし、実際には資金移動後に入金があっても当該事実が会計処理に反映されないこととなり、結果として入金額が「前受金」として処理されず、簿外預金が発生している。

それゆえ、各普通預金口座の期末残高を確認し、残高があるものについては、その入出金内容の事実に基づいて適切な決算処理を実施すべきである。

(ii) 未払金の会計処理について（指摘事項）

総合文化センター事業の維持管理にあたり水道光熱費の支出額は大きい。水道光熱費の支払は後払いであり実際の支出時期が4月末以降となることから、電気料金3,690千円（3月分）、冷暖房料金4,694千円（3月分）が翌期の支出として処理されている。当該会計処理は、財団で作成した下記の会計処理要領に基づき行われている。

しかしながら、当該会計処理要領には金額的な重要性が考慮されておらず、総合文化センターの水道光熱費については金額的な重要性も大きい。

それゆえ、財団の会計処理要領の見直しを実施し、水道光熱費については未払金の会計処理を実施すべきである。

<参考>

財団法人とちぎ未来づくり財団未払金及び未収金会計処理要領  
（平成23年4月1日施行 財団法人とちぎ未来づくり財団）

財団法人とちぎ未来づくり財団の会計年度末における未払金及び未収金の会計処理について、当該年度に未払金及び未収金を計上しないことができる場合を次のとおり定める。

1. 未払金が次の各号に該当する場合は、当該年度に未払金を計上しないことができる。

- 一 光熱水費
- 二 下水道使用料
- 三 電話料金その他
- 四 前号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認めたもの

（以下省略）

(iii) 県有施設に対する修繕等について（指摘事項）

財団が管理する県有施設の修繕等の実施及び費用負担の基本的な考え方は、実施については原則として本来の効用持続年数を維持するために必要な程度の維持補修（小破修繕：見積額 100 万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものとして当財団が実施し、それ以外は県が実施することとなっている。また、費用負担については実施と同様に区分し、財団・県それぞれが費用を負担することとされている。

下記事項は平成 22 年度以降に実施された修繕で 100 万円を超えるものであるが、県と財団の費用負担関係についての結論に至る考え方が明確な文書で残されておらず、その根拠が曖昧になっている。

財団は県の 100% 出資団体であることから、両者の協議は財団の財政状況を調整しながら実施しているものと推測されるが、指定管理者制度を採用していることから他団体が指定管理者となることも当然あり得ることである。

それゆえ、栃木県総合文化センターの管理に関する協定書に則った費用負担関係として処理する体制を構築すべきである。

協議内容（平成 24 年 4 月）	
栃木県総合文化センターメインホール用スタインウェイ社製フルコンサートグランドピアノのオーバーホールについて	
協議事項	<p>標記の件につきまして、栃木県総合文化センターではメインホール用 2 台、サブホール用 2 台計 4 台のフルコンサートグランドピアノを使用しております。</p> <p>フルコンサートグランドピアノは、クラシックの演奏会開催に欠かせない大変重要な楽器です。</p> <p>現在、メインホールで使用しているスタンウェイ社製のピアノは、経年劣化による弦、ハンマー、アクション等の不具合により、一定のクオリティーで演奏者に貸し出せない状態にあり、納入業者によるオーバーホールが急務であるとの結論に達しました。</p> <p>つきましては、同設備が貸館上重要な楽器であること、オーバーホールの金額が高額であること等から、栃木県総合文化センターの管理に関する協定書第 28 条の 1 及び第 30 条の規定により改善措置について協議します。</p>
支出金額	3,277,869 円
＜県からの回答＞	
オーバーホールの必要性	<p>総合文化センター開館時に購入した標記ピアノについては、20 年以上が経過し経年劣化も認められることから、協定書 30 条による修繕（オーバーホール）については承認する。</p>
オーバーホールに要する費用の負担	<p>今回のオーバーホールについては、緊急性があることから指定管理者により協議があり、協定書第 28 条第一項の別記 3・「施設の改善及び修繕等の実施及び費用負担区分」により、県の負担となるところであるが、平成 24 年度予算に措置されていないこと及び財団法人とちぎ未来づくり財団の予算で調整の結果対応できる見込みであることから、県は費用負担しないものとする。</p>

協議内容（平成 23 年 7 月）	
栃木県総合文化センター管理事務室等蛍光管のLED化について	
協議内容	<p>標記の件につきまして、栃木県総合文化センターでは地球環境に配慮した恒久的省エネルギー化に対応するため、管理事務室、中央監視室、清掃員控室、舞台事務室、警備員詰所の一般照明設備をLED照明設備に更新し、今夏実施されている節電の一助ともなるような一般照明設備改修工事を実施したいと考えています。</p> <p>つきましては、同設備の更新が当センターの設計変更にあたること、改修金額が高額であること等から、栃木県総合文化センターの設計変更にあたること、改修金額が高額であること等から、栃木県総合文化センターの管理に関する協定書第 28 条の 1 及び第 30 条の規定により改善措置について協議します。</p>
支出金額	1,700,000 円
＜県からの回答＞	
改修理由	地球環境に配慮した恒久的省エネルギー対策を講ずるため
対応方針	指定管理者で実施
指導事項	<p>総合文化センター内の設備は開館から約 20 年を経過し、老朽化が進んでいることから、定期保守点検及び舞台スタッフによる点検を強化し、異常の早期発見に努めること。</p> <p>異状を覚知した場合は、県と指定管理者との間で速やかに協議し、対応を検討すること。</p>

協議内容（平成 23 年 1 月）	
栃木県総合文化センターサブホール作業スペース床の修繕について	
協議内容	<p>標記の件につきまして、サブホール舞台後方の作業スペース床に老朽化によるタイル割れが多数発生しております。</p> <p>現在、テープによる補修を行っておりますが、ピアノ等重量物が通行する頻度が高い部分を中心に劣化が進んでおり、施設管理に重大な支障をきたしております。</p> <p>つきましては、同設備が貸館上重要な設備であること、改修金額が高額であること等から、栃木県総合文化センターの管理に関する協定書第 28 条の 1 及び第 30 条の規定により早急な改善措置について協議します。</p>
支出金額	1,660,000 円
＜県からの回答＞	
改修理由	ピアノ等重量物が通行する頻度が高い部分を中心に劣化が進み、施設管理に重大な支障をきたしているため
対応方針	指定管理者が当該箇所を改修

協議内容（平成 22 年 11 月）	
栃木県総合文化センターモニターテレビの更新について	
協議内容	<p>標記の件につきまして、栃木県総合文化センターでは催事の進捗状況を監視、確認するため、管理事務室、中央監視室、警備員室、舞台事務室、ホール控室、ホールロビー等にモニターテレビを設置しております。</p> <p>現在、各室のモニターテレビはアナログ協調の空チャンネルにモニターカメラの画像を分配しておりますが、来年 7 月の完全デジタル移行に伴い、現在の設備では視聴できない状況になっております。</p> <p>つきまして、同設備が貸館上重要な設備であること、更新金額が高額であること等から、栃木県総合文化センターの管理に関する協定書第 28 条の 1 及び第 30 条の規定により早急な改善措置について協議します。</p>
支出金額	2,628,380 円
＜県からの回答＞	
改修理由	平成 23 年 7 月に完全デジタル移行に伴い、現在の設備では視聴できないため
対応方針	指定管理者が当該設備を更新

協議内容（平成 22 年 10 月）	
栃木県総合文化センター第 1・2 会議室音響設備の回収について	
協議内容	<p>標記の件につきまして、栃木県総合文化センター第 1・2 会議室では音響設備の操作を、各室に隣接した調整室（別室）で行っております。</p> <p>各室と調整室とは遠隔操作（VCA）で接続しており、VCA 装置は会議を進行するうえで大変重要な設備です。</p> <p>現在、各室の VCA 装置は老朽化により使用不能となっており、利用者に大変なご不便をおかけしている状況です。</p> <p>つきまして、同設備が貸館上重要な設備であること、改修金額が高額であること等から、栃木県総合文化センターの管理に関する協定書第 28 条の 1 及び第 30 条の規定により早急な改善措置について協議します。</p>
支出金額	1,810,000 円
＜県からの回答＞	
改修理由	老朽化により、遠隔操作が使用不能となり、会議室利用者に多大な不便を強いているため。
対応方針	指定管理者が調整室内で使用している機器を会議室内に移設（主電源は調整室に残す）

協議内容（平成 22 年 10 月）	
栃木県総合文化センターメインホールポータルパネルの改修について	
協議内容	<p>標記の件につきまして、栃木県総合文化センターメインホールでは公演の演出による舞台間口の設定を、上下に設置されている可動式ポータルパネルで行っております。</p> <p>ポータルパネルは舞台演出上、意匠上欠かせない重要な設備です。現在、ポータルパネルは老朽化によりランナーの車輪の一部が破損しており、可動に深刻な不具合を抱えております。</p> <p>つきましては、同設備が貸館上重要な設備であること、改修金額が高額であることから等から、栃木県総合文化センターの管理に関する協定書第 28 条の 1 及び第 30 条の規定により早急な改善措置について協議します。</p>
支出金額	2,120,000 円
＜県からの回答＞	
改修理由	<p>老朽化により、移動の際に使用する車輪の一部が破損し、移動に支障が出ているため。</p> <p>破損した車輪の落下による事故発生のおそれがあるため</p>
対応方針	指定管理者がパネルのレール部分を更新

＜参考＞

栃木県総合文化センターの管理に関する協定書	
<p>(リスク分担)</p> <p>第 28 条管理業務に関するリスク分担については、別記 3「リスク分担表」のとおりとする。</p> <p>2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙両方で協議の上リスク分担を決定する。</p>	
<p>(施設の改築及び修繕等の実施区分)</p> <p>第 30 条施設の改築及び修繕等の実施及び費用区分については、別記 4「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」のとおりとする。</p> <p>2 乙は、センターの建物、構築物、機械装置又は工具器具備品について、改築、新設、修繕その他の現状変更が必要と認められるときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。</p>	
<p>(注) 甲：県、乙：財団</p>	

別記3 リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		甲	乙
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	当該施設の管理、運営にのみ影響を及ぼす法令変更	○	
	上記以外		○
税制度の変更	当該施設の管理、運営にのみ影響を及ぼす税制変更	○	
	消費税の増加、減少、廃止等に伴う委託料の増加・減少	○	
	上記以外		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
支払い遅延	経費の支払い遅延（県→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」による		
展示物、資料等の損傷	管理者としての注意義務をかったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小破修繕で対応できるもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務をかったことにより第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により第三者に損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による犯罪発生		○
収益の減少	利用者の減少に伴う指定管理者の収益の減少		○
個人情報の漏えい			○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記4 施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分

【実施区分】

区分	項目	内容	実施区分		実施区分の考え方
			甲	乙	
建物	改築又は大規模修繕資本的支出及び見積額100万円以上の修繕	躯体、基礎軸組、鉄骨部分、小屋組等の取替	○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である甲が管理すべきものであるため、必要に応じて甲が行う
	見積額100万円未満の修繕			○	
構築物	新設等				基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する
	資本的支出及び見積額100万円以上の修繕		○		
	見積額100万円未満の修繕			○	
機械装置	新設等				基本的に機械装置単独での新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する
	資本的支出及び見積額100万円以上の修繕		○		
	見積額100万円未満の修繕			○	
工具器具備品	購入		○		公の施設の維持管理として必要と認められる備品の購入は、甲が実施する
				○	営業として集客力向上のためなどに要する備品の購入は、乙が実施する
	資本的支出となる修繕		○		甲の所有する備品に限る
	上記以外の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する
上記以外の建物、構築物、機械装置、工具器具備品の改築・改造等		いわゆる「模様替え」等		○	乙が委託料以外の費用により、サービスの向上や効率的な管理運営のため、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件
<p>基本的考え方</p> <p>※1 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修（小破修繕：見積額100万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、乙が実施しそれ以外は甲が実施する。</p> <p>※2 乙は、建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入等に当たっては、原則としてあらかじめ甲と協議し承認を受けなければならない。</p>					

【費用負担区分】

実施区分と同様とし、甲、乙それぞれが費用を負担するものとする。ただし、天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、甲、乙協議する。

(6) 風土記の丘資料館管理運営事業

風土記の丘は、文化庁の風土記の丘設置構想に基づき、遺跡及び歴史資料の保存及び活用を目的として設置された史跡等の遺跡を中心とする野外博物館・公園である。

財団では現在、以下の2施設に対して県からの指定管理者制度に基づく指定管理者として業務を行っている。

① しもつけ風土記の丘資料館

昭和61年7月の開設以来、一貫して管理運営に携わっている。平成18年度以降は、指定管理者制度が導入されている。

(i) 収入

(単位：千円)

収入項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定管理料収入	41,700	41,700	39,800
自主文化事業収入	215	166	154
合計	41,915	41,866	39,954

指定管理料収入は、指定管理者第3期にあたり平成24年度から指定管理料が見直されている。利用料金収入は、利用料金制度を採用しておらず県の収入となっている。自主文化事業は年2回（県内1回、県外1回）バスツアーによる施設見学会を実施している。

年度	実施日	行先	内容	参加人数(名)
平成22年度	5月23日	群馬県	群馬県埋文センター発掘情報館・黒井峰遺跡・中筋遺跡・かみつけの里博物館	42
	12月5日	足利市	常見古墳群・足利公園古墳群・八幡山古墳群・郷土資料室・菅田古墳群	39
平成23年度	5月22日	千葉県	神門5号墳・神門瓦窯跡・南田瓦窯跡・上総国分寺跡・尼寺跡展示館	46
	10月30日	宇都宮市	うつのみや遺跡の広場・県立博物館・長岡百穴古墳・北山古墳群・宇都宮城跡	29
平成24年度	5月20日	埼玉県	行田市郷土博物館・さきたま遺跡の博物館・埼玉古墳群・八幡山古墳・小見真観寺古墳	43
	10月28日	那珂川町・大田原市	なす風土記の丘資料館・大田原市なす風土記の丘資料館・和見横穴墓・吉田富士山古墳・那須八幡塚古墳	34

## (ii) 利用者状況

(単位：名)

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度		
開館日数		297	299	301		
有料入館	個人	一般	4,342	4,326	3,792	
		高専大	105	99	92	
		小計	4,447	4,425	3,884	
	料金		439,450	437,550	383,800	
	団体	団体数	13	12	20	
		一般	350	320	606	
		高専大	0	0	0	
		小計	350	320	606	
	料金		28,000	25,600	48,480	
	合計	人数	4,797	4,745	4,490	
料金(単位：円)		467,450	463,150	432,280		
無料入館	免除団体	団体数	104	108	119	
		免除対象	一般	1,205	1,075	1,630
			高専大	241	496	298
	小中学生以下		3,045	2,740	3,048	
	特別観覧等	一般	4,936	6,027	5,094	
		高専大	40	97	122	
		小中学生以下	5,487	7,035	4,079	
	招待券	一般	501	487	176	
		高専大	0	0	0	
	合計	人数	15,455	17,957	14,447	
総計	総計	20,252	22,702	18,937		
	総計のうち小中学生以下	8,532	9,775	7,127		

## ② なす風土記の丘資料館

平成24年度(指定管理者3期)から指定管理者として業務を運営している。前年度までは那珂川町が指定管理者として実施している。従来は、小川館、湯津上館の2館を対象としていたが、湯津上館が大田原市に移管されたため平成24年度からは小川館のみが指定管理者制度の対象となっている。

## (i) 収入

(単位：千円)

収入項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定管理料収入	50,900	50,900	39,300
自主文化事業収入	—	—	158
合計	50,900	50,900	39,458

指定管理料収入は、平成24年度から従来の2館から小川館のみになったことから、指定管理料が見直されている。利用料金収入は、利用料金制度を採用しておらず県の収入となっている。自主文化事業は年2回(県内1回、県外1回)バスツアーによる施設見学会を実施している。

年度	実施日	行先	内容	参加人数(名)
平成22年度	6月13日	群馬県	かみつけの里博物館・高崎観音塚考古資料館等	43
	10月3日	下館市	しもつけ風土記の丘資料館・壬生町立歴史資料館・小山市立博物館	34
平成23年度	6月12日	茨城県	茨城県・勿来関文学歴史館・北茨城市歴史民俗博物館	36
	10月2日	福島県	建鉾山遺跡・白河郡衙関連遺跡	82
平成24年度	7月29日	下館市	しもつけ風土記の丘資料館・埋蔵文化財センター・琵琶塚古墳。摩利支天塚古墳	35
	11月4日	茨城県	上高津貝塚ふるさと歴史の広場・富士見塚古墳・玉清井神社・舟塚山古墳	41

(ii) 利用者状況

(単位：名)

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	
開館日数		286	299	300	
有料入館者	個人	一般	1,224	975	1,188
		高専大	19	26	21
		小計	1,243	1,001	1,209
		観覧料	123,350	98,800	119,850
	団体	団体数	3	7	0
		一般	132	227	0
		高専大	0	0	0
		小計	132	227	0
	計		1,375	1,228	1,209
	観覧料計(円)		133,910	116,960	119,850
観覧券持参者	個人	一般	350	297	349
		高専大	1	4	2
		小計	351	301	351
	団体	団体数	2	2	3
		一般	62	54	72
		高専大	0	0	0
計		413	355	423	
免除団体	免除対象	一般	97	92	93
		高専大	750	522	540
	小中学生以下	164	56	27	
招待券		2,531	2,863	2,633	
特別観覧等	一般	57	26	67	
	高専大	5,638	5,008	3,681	
	小中学生以下	121	0	242	
特別展観覧者		1,424	1,825	2,430	
総計				1,610	
総計のうち小中学生以下		12,473	11,883	12,862	
				5,063	

(注) 平成22年度及び平成23年度はなす風土記の丘資料館小川館のみの数値である

③ 監査の結果

(i) 観覧者人数について（意見）

しもつけ風土記の丘資料館は、過去5年間の観覧者数は、平成19年度16,900名、平成20年度18,443名、平成21年度19,673名、平成22年度20,252名、平成23年度22,702名であり5年連続で前年度を上回っている。

今期より指定管理料が41,700千円から39,800千円に減額されている。それに伴う影響が全てではないが体験教室の実施回数の減少等もあり平成24年度の利用者数は18,937名と大幅に減少している。

施設の利用料収入は少額（平成24年度：432千円）であり主たる目的は遺跡及び歴史資料の保存及び活用を目的とした普及活動にある。これまでの管理運営の経験を活かし、経費の削減を図り、また、工夫をこらした事業内容の構築、体験教室の積極的な実施等を図っていくべきである。

しもつけ風土記の丘資料館体験教室参加者

(単位：名)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
勾玉づくり講座（館）	989	699	595
出前勾玉	1,799	1,617	1,816
勾玉・石斧づくり			
（4～6・9～3月）	1,863	933	885
夏休みの企画	1,978	4,657	2,049
（勾玉・石斧づくり）	1,145	1,960	806
（ドキ土器体験）	497	850	657
（クイズラリー）		1,028	586
（埴輪の絵を描こう）		819	
（うちわをつくろう）	336		
秋の企画	89	27	9
冬の企画	8	0	8
計	6,726	7,933	5,362

観覧者数	20,252	22,702	18,937
目標人数	18,300	18,500	20,000

(注)

- ・夏休みの企画は平成22・23年度は7/1～8/31、平成24年度は7/20～8/31の毎日実施
- ・館での体験教室は平成22・23年度は毎週土・日曜日、平成24年度は秋・冬の企画展開催時は毎週土・日曜日、それ以外は日曜日に実施

(7) 旧財団法人とちぎ青少年こども財団の3施設

組織の沿革において、子ども総合科学館、とちぎ海浜自然の家、なす高原自然の家は、平成23年3月まで合併前の「財団法人とちぎ青少年こども財団」が指定管理者となっていた。いずれの施設も平成18年度から指定管理者制度の対象施設となっている。指定管理者制度が目的通りの成果を見せている反面、表面化しづらい問題が3つの施設に共通していることから、問題点の指摘として一括記述する。なお、成果については総論に記載しているので、ここではその一部である管理経費の縮減の事実について記述する。

① 指定管理者制度の成果

指定管理者制度導入の目的は、民間活用による公の施設の利用者へのサービス向上と管理経費の縮減の2つである。

(i) 県支出額の縮減

各施設の指定管理者制度導入による県の支出額の推移を見ると次のようにいずれの施設も減少しており、管理経費の圧縮に結びついている。特に指定管理者制度導入年度の平成18年度は、県負担額が大きく減っていることが分かる。この主な理由は、施設の清掃、警備、電気機械設備の保守に係る委託費がそれまでの単年度契約から指定管理の契約期間に合わせた一括長期契約に切り替えることが可能となったため、業者への委託料の引き下げに結びついたことによる。また、3施設とも指定管理者第2期に当たる平成21年度の指定管理委託料が、第1期の金額からさらに引き下げられていることが分かる。

a. 子ども総合科学館

(単位：千円)

年 度	管理委託	指定管理者第1期				指定管理者第2期			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
公社等交付金	77,780				5,458				
指定管理委託料 (受託事業収入)	514,820	474,761	474,761	474,761	381,524	381,524	339,606	338,660	
利用料金等	▲ 76,040	▲ 78,060	▲ 74,676	▲ 73,137					
受取消費税	25,742	23,739	23,739	23,738	19,076	19,076	16,980	16,933	
県負担額	542,302	420,440	423,824	425,362	406,058	400,600	356,586	355,593	

(注1) 平成20年度まで、施設の利用料は県の収入となっていたため、表の中では県の負担額から控除している。

(注2) 施設への県派遣職員の給与は、平成22年度までは指定管理委託料に含まれていたが、平成23年度から派遣法の適用により、実績給以外は県が直接支給することになった。それに伴い直接支給分にあたる金額を委託料から減額されることになった。そのため、指定管理委託料が県派遣職員の人件費分だけ減った金額となっている(但し、超勤、通勤、勤勉手当は指定管理委託料扱いとなっている)。他の2施設も同様である。

b. とちぎ海浜自然の家

(単位：千円)

年 度	管理委託	指定管理者第1期			指定管理者第2期			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
公社等交付金	112,726							
指定管理委託料 (受託事業収入)	311,788	374,570	373,840	373,050	367,238	367,238	318,573	319,069
利用料金等	▲ 18,671							
受取消費税	15,589	18,728	18,692	18,652	18,362	18,362	15,929	15,953
県負担額	421,432	393,298	392,532	391,702	385,600	385,600	334,502	335,022

c. なす高原自然の家

(単位：千円)

年 度	県直営	指定管理者第1期			指定管理者第2期			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
公社等交付金								
指定管理委託料 (受託事業収入)		155,047	154,974	154,901	135,429	135,429	109,706	109,964
利用料金等								
受取消費税		7,752	7,749	7,745	6,771	6,771	5,485	5,498
県負担額		162,799	162,723	162,646	142,200	142,200	115,191	115,462

(注) 平成17年度については県直営であるため比較できない

② 指定管理者制度の運用面における問題点

(i) 指定管理者制度の趣旨に反する運営について（指摘事項）

財団は、3施設を運営する人員体制が整わないまま、過去7年間指定管理者を受任しているが、県にはその不十分な人員体制を放置・温存させてきた不作為の責任がある。

3施設の人員は、その大半が県職員等で構成されている。県は、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、財団からの職員の派遣要請に応じたものであると主張するが、その主張は受け入れられない。法律は、県がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして、財団との間の取決めに基づき職員を派遣することができると規定している。県は、施策の推進のため財団に人的援助が必要であることを事前に認識しているから、指定管理者の公募による選定においてその事実が問題として取り上げられないはずがない。財団が指定管理者を受任するに当たって、財団の組織は施設の運営に関して人的援助が必要であり、指定管理者を継続する以上その是正が必要となるという附帯条件が付くはずである。しかし、財団は県の人的援助がなければ設置目的を達成するための施設運営ができない人員体制でありながら、その状況に甘んじて指定管理者の7年間に何らの是正措置も講じることができなかつ

た。しかも、その人員派遣（OBを含む）の規模は財団の役員の職位に止まらず、各施設の所長及び現場の職員に及んでいる。

財団において3施設を運営する人員体制が取れないのであれば、指定管理者として施設の運営のための要件が備わっていないのであるから、指定管理者として指定することは本来出来ないはずである。指定管理者制度の導入時は、試験的なところもありやむを得ない面もあったであろうが、第1期指定期間の3年間において財団が次の指定を受けるためには人員体制を整えることが当然の課題となるべきであった。何ら問題がないかのように第2期の指定管理者も公募により募集をし、同じく財団法人を指定管理者に指定して同様の人事制度を採った。この点について行政改革推進室はどのような問題意識を持っていたのか、指定管理者制度の運用のあり方が問われる。行政改革推進室は、指定管理者制度の効果を把握し運用上の課題・問題を解決していく責任がある。また、所管課にとっても、施設が指定管理者制度の対象となった以上、直営の形態とは違っているのであるから過度な人的支援を改め財団に自助努力を促す立場にある。しかし、県は財団の求めに応じて人員を派遣するだけであり、財団に対して何等の改善要求をしないまま7年間が経過している。これでは、「仏作って魂入れず」と言われても仕方がない状況である。

仮定の話ではあるが、今後も現状のような財団に対する人的支援が継続するようであれば、県教職員等の派遣やOB職員の採用が3施設運営のための前提条件であると考えざるを得ない。このような条件を提示することが指定管理者制度に向かないことであれば、この施設を指定管理者制度の対象から除外する必要がある。あるいは、指定管理者制度のメリットが認められるということであれば、非公募扱いの上で指定管理者を指定し業務仕様書の中でそのような条件を明示することが必要である。少なくとも公募と称して県教職員等の派遣制度やOB職員の採用制度を公募要領に明示しないまま公然と続けることは、県民に正しく情報を伝えないことであり指定管理者制度の運用として適当とは言えない。

（事実関係）

a. 子ども総合科学館  
 <人員体制の推移>

（単位：名）

年 度	管理委託	指定管理者第1期				指定管理者第2期				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
館長（行政職員OB）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
行政職員派遣	3	3	3	3	3	2	1	1	1	
教育委員会派遣	7	8	8	8	8	8	8	8	8	
行政職員OB（館長除く）	1	1	1	1	1	2	2	2	2	
教員OB	6	6	6	5	3	3	3	3	3	
消防OB	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
小 計	21	22	22	21	19	19	18	18	18	
プロパー	9	7	7	7	7	7	9	9	10	
嘱託員	22	23	23	24	24	24	24	24	23	
臨時補助員	2	2	2	2	5	6	6	5	6	
小 計	33	32	32	33	36	37	39	38	39	
総 数	54	54	54	54	55	56	57	56	57	

子ども総合科学館の人員体制において、平成25年3月末現在、県からの派遣職員が9名配属となっている。内訳は、管理課1名、育成課1名、展示課5名、天文課2名であり、9名の派遣元の身分は、行政職員が1名、他の8名は教職員である。また、展示課の29名中、県教職員のOBが3名採用されている。また、館長は指定管理者制度導入後も一貫して行政職員OBが着いている。子ども総合科学館あるいは財団法人は、これらの人事について法に基づき県に派遣申請を行う。この人事は、施設が所管課の直営であった平成17年の管理委託制度の時から慣行であり、財団法人が指定管理者に移行しても存続している。

#### <公募要領>

子ども総合科学館は、指定管理者制度の対象施設になった平成18年度から公募として指定管理者の選定が行われている。3年後の平成21年度も同様に公募の対象とされている。しかし、公募要領には上記aの人員の要件に関する条件は触れられていない。

#### b. とちぎ海浜自然の家

##### <人員体制の推移>

(単位：名)

年 度	管理委託	指定管理者第1期			指定管理者第2期				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
所長(教員OB)	0	1	1	1	1	1	1	1	1
所長(教育委員会派遣)	1	0	0	0	0	0	0	0	0
行政職員派遣	5	4	4	4	4	4	3	3	3
教育委員会派遣	9	8	8	8	8	8	7	7	7
行政職員OB	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教員OB(所長除く)	11	11	10	10	10	10	10	10	10
小 計	26	24	23	23	23	23	21	21	21
プロパー	2	1	1	1	1	1	3	3	1
嘱託員	0	0	0	0	0	0	0	2	3
臨時補助員	2	3	3	3	3	3	4	2	2
小 計	4	4	4	4	4	4	7	7	6
総 数	30	28	27	27	27	27	28	28	27

第1期の指定管理者制度から指導主事となる現役の教職員の派遣及び指導員として県及び茨城県の小学校校長OB10名の採用を継続してきた。いずれも任期は3年間と定まっており、指導主事及び校長OBは、概ね1/3ずつのローテーションを組んでいる。

#### <公募要領>

平成20年7月に公募手続きを実施した際、指定管理者公募要領『「栃木県立とちぎ海浜自然の家」及び「栃木県立なす高原自然の家」』が配布されたが、その中において、社会教育施設としての設置目的を達成するため、「5 組織運営」の人的な要件として社会教育主事の資格や教員免許状を有する者を適正数配置することが規定されているが、これ以上の詳細な条件は付されていない。

c. なす高原自然の家  
 <人員体制の推移>

(単位：名)

年 度	県直営	指定管理者第1期				指定管理者第2期				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
所長(派遣、行政・教員OB)	1	(注1) 1	1	1	1	1	(注1) 1	1	1	
行政職員派遣	4	2	2	2	2	1	1	1	1	
教育委員会派遣	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
行政職員OB(所長除く)		0	0	0	0	0	0	0	0	
教員OB(所長除く)		2	3	4	3	3	3	3	3	
小 計	9	8	10	11	10	9	8	9	9	
プロパー	0	0	0	0	0	1	1	1	1	
嘱託員								1	2	
小 計	0	0	0	0	0	1	1	2	3	
総 数	9	8	10	11	10	10	9	11	12	

(注1) 所長の18、23年の欄は、行政OBであり、他の指定管理者年度は教員OBである。

(注2) 平成17年度は、施設の運営は県の直営であり、職員は全て県の職員である。

指定管理者公募要領において、指定管理者の組織の人員には社会教育施設としての性格から一定の資格が要求されているが、それ以上の規定は無く人の採用は指定管理者である財団法人の自由になっている。しかし、実際は、教育委員会から現任教職員・公仕4名及び小中学校校長OB4名の採用が継続されている。

(ii) 人員体制の整備について(指摘事項)

指定管理者制度の意義は、民間事業者のノウハウを活かして住民サービスを効果的、効率的に提供することにあるが、現状は、3施設とも行政職員・教職員及びそれらのOBが人員の多くを占めている。特に、3施設の館長や所長が指定管理者制度移行後も、県職員等のOBにより占められているが、業務仕様書では事業の実施から施設の運営まで幅広く指定管理業務として委託されているのであるから、その施設の所長等がOB職員のローテーション人事のままであって財団のプロパー職員に任せられないことは財団に施設を運営するだけの能力がないことを示している。指定管理者制度の導入により人員体制が不十分であれば指定替えのリスクがあることを念頭に、人材を育成してこなかったことは、財団の責任である。

例えば、なす高原自然の家の運営は、組織人員の8割程度を教職員関係者が占めていることになる。施設の利用が小中学校の団体行事の受入れという性質から学校行事に精通している人材が必要なことはあるだろうが、1~2名程度の人員で十分なところである。施設の主な利用は、登山、ハイキング、スノーシューハイク等の野外活動の拠点となることや天体、草花、野鳥、昆虫等の自然観察の場を提供することにある。教室の中では学べない自然を相手とした学習プログラムであり、それを教える立場の人間も違って当然である。偏った人員の配置は、民間事業者等が有するノウハウを活用し住民サービスの質の向上を図っていくという指定管理者制度の本来の趣旨に反することになる。

また、とちぎ海浜自然の家では、指定管理者公募要領において、指定管理者の組織の人員には社会教育施設としての性格から一定の資格が要求されているが、それ以上の規定は無く人の採用は指定管理者である財団の自由になっている。しかし、実際は、教育委員会である所管課から指導課の指導主事等7名及び県及び茨城県の小学校校長OBの10名が採用されている。教育行政の管理機構とは違った視点でものを捉える人材に乏しい。

さらにOBの行政・教職員の人件費は、指定管理委託料に含まれているが、経費の面でも固定人件費となっている。他の方法（事業委託・外注先の利用やアルバイト採用等）が可能であるが、そのような工夫はなされていない。以下は改善提案の例であるが、指定管理者を受けている別の財団では、教員有資格者である教職採用前の若い人材を非常勤嘱託員として採用している事例がある。たとえ教員有資格者にこだわるとしても、OB10名を固定的に採用するよりも、若い人材を雇用する方が組織に活力を与えると考える。将来的に、その中から熱心な人材を財団が正規採用する道も開けるのではないだろうか。

#### （事実関係）

3 施設において行政職員・教職員の派遣及びそれらのOBが人員の多くを占めている事実及び館長、所長がOB職で占められている事実は、上記の「i 指定管理者制度の趣旨に反する運営」の（事実関係）「人員体制の推移」に示してある。

また、OB職員の人件費が指定管理委託料に含まれている問題は、3 施設に共通であるが、事実関係として「なす高原自然の家」の金額を示す。

##### a. なす高原自然の家

平成23年度は、県職員OB1名、県教職員校長OB3名、合わせて4名が採用されているが、その人件費の合計は14,771千円である。平成24年度の県教職員校長OB5名の人件費は、14,165千円である。いずれの年度の人件費もなす高原自然の家の指定管理委託料の中から賄われている。

#### （iii）施設管理費の無駄について（指摘事項）

##### a. とちぎ海浜自然の家

指定管理者制度を採用する目的の一つに管理経費の縮減があるが、小学校校長OB等の人員を敢えて採用してきたことから、遠方より人員を配置しなければならず、寮や社宅等の準備が必要となっている。これは、利用者サービスへ振り向けられるべき資源が有効に使われていないという点で県による改善勧告があつてしかるべきである。

#### （事実関係）

##### 管理費の支出

##### a. とちぎ海浜自然の家

とちぎ海浜自然の家の支出項目の中において、指定管理者制度導入後の使用料及び賃借料の金額は、18,240千円（平成18年度）、18,626千円（平成19年度）、19,016千円（平成20年度）、18,601千円（平成21年度）、18,868千円（平成22年度）、18,559千円（平成23年度）、16,888千円（平成24年度）となっている。なお、平成17年度の管理委託制度の時は、21,175千円である。直営の時より使

用料及び賃借料が減っているのは、県派遣職員やOBの人員が減ったことによるが、寮や社宅の賃料が一定の固定経費になっていることが分かる。

(iv) 長期的人材育成の困難性について（意見）

指定管理者制度は、3年ないし5年の指定期間による協定であり、指定管理者にとって次の公募時に選定から洩れる恐れが絶えず付きまとっている。財団法人にとって将来展望が不透明なことは、常勤プロパー職員の採用と教育訓練を組織として実施していく上で極めて不安定で困難な状況になっている。

財団法人がここ15年間に採用した職員は僅かに4名であり、それも財団の合併による集計人数であるから、施設毎に見ればさらに少ない人数しか採用していない。指定管理者制度が、指定管理者側の人材育成上問題を含むとすれば、長期的な視点からは制度疲労を起して行き詰まってしまうことは明らかである。

指定管理者においてこの課題を克服するには、財団法人内での人材の流動性を高め、仮に余剰人員が生じた場合には他の施設に振り分ければ良いとする考えがある。しかし、一人二人の余剰人員の話ではないのであるから、一施設の指定管理者の指名が外れた場合には、施設の職員全てが余剰人員となる。実際問題として、他の施設との人材の代替で済む話ではない。また、県内の施設に限定せずに他県の同種の施設の指定管理者になることも考えられるが、他の施設において選考に洩れた場合の問題は一施設の場合と何ら変わらないことになり、余剰人員が生じた場合の対応に困難が生じる。

指定管理者が純粋な民間業者であれば、企業の人材投資は自己の責任において行うのは当たり前であるが、財団法人は設立当初から県からの公益的事業を割り当てられており、その性格は指定管理者となったからといって変わるものではない。単なる施設設備の維持管理を業務としているのではなく、公益的事業が指定管理業務の中心であり、施設の有効活用といっても施設の設立目的から外れるわけにはいかない。県には、指定管理者制度の利点を生かしながら、なお長期的な視点に立った制度の運用が求められる。

一部の指定管理業務では、5年から10年程度の長期の指定を可能とする改定が行われている。この運用であれば、競争原理が働くことで指定管理者に一定の緊張感を持たせながら、一方で指定管理者にとっても長期的視点から組織運営ができる制度であると考えられる。

(事実関係)

下記の表は、財団法人のプロパー職員について平成25年4月1日を基点として、今後5年間の年齢別構成を予測した表である。30歳代の2名は、平成19年4月1日に採用となった職員であり、20代の2名は平成25年4月1日に採用となった職員である。

(単位：名)

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
定年者	1	1	1	4	2
50歳代	24	26	31	27	30
40歳代	24	21	15	15	10
30歳代	2	2	2	2	2
20歳代	2	2	2	2	2
合 計	53	52	51	50	46

(v) 指定管理者の動機付けを失う運用について（意見）

現状の制度は、指定管理者にとって住民サービスの向上への取り組みや業務改善による経費節減の努力に対して、その見返りがなく、反対に指定管理委託料の減額となって返ってくるため、指定管理者側の士気を下げる運用となっている。また、とちぎ海浜自然の家及びなす高原自然の家については指定管理者制度導入に合わせ、平成 18 年度から利用料金制を採用し、子ども総合科学館については、平成 21 年度から利用料金制が取り入れられたため、それ以前であれば 3 年間の固定収入として見られたものが、指定管理者にとっては収入の安定性がその分だけ下がることになった。更に利用料金制の採用が指定管理委託料の引き下げと対になっているため、財団の努力義務がそれだけ厳しくなっている。

現状では、指定管理者制度による利益が、指定管理者へ還元されることは無く委託者の利益となってしまいう制度である。このままの形で継続するならば指定管理者にとって住民サービスの向上や経費節減の動機付けが無くなり、指定管理者制度が崩壊する。問題の本質は、指定管理者制度の運用においてこれらの課題が生じていることを行政改革推進室や所管課が把握していないことである。施設現場に対してノルマは設定するが、そこから生じる問題の把握が行われていない。監査に当たって、3 施設における指定管理者制度の問題点を検討した資料を要求したが提出されなかった。

指定管理者の住民サービス向上や経費節減の成果を次回の指定管理者選定における優遇扱いの得点とすることや競争上の優位性が得られる制度に変えていくことは、競合相手が生じない現状において指定管理者のモチベーションを維持する上から必要である。

(事実関係)

利用者サービスの向上については、報告書の「Ⅶ 栃木県における指定管理者制度の整備・運用状況について」の 5(2)①に記載してあるとおりである。

また、経費節減として指定管理委託料の減額は、「①指定管理者制度の成果(i)県支出額の縮減」の表に示したとおり 3 施設とも同様であるため、以下に子ども総合科学館を事例として記載する。

子ども総合科学館の施設運営において、平成 18 年度に指定管理者制度が導入されたことにより、従来の管理委託制度の時の単年度制から指定期間が 3 年と複数年に亘ることになった。そのことにより、清掃や警備、電気機械設備の保守契約について一括長期契約をすることが可能となり、外部への委託料を大幅に引き下げることが可能となった。平成 17 年度の業者への委託料が 257,840 千円であるのに対し、平成 18 年度は 148,635 千円と 109,205 千円減少している。これを予定して平成 17 年度の県負担額は、利用料収入を控除する前で 618,342 千円であったものが、指定管理者制度導入の平成 18 年度は 498,500 千円と 119,842 千円の減少となっている。

また、第 2 回目の指定管理者選定では、さらに指定管理委託料が減額されている。平成 18 年度の予算では 498,500 千円（消費税込み）であったが、平成 21 年度の予算では 475,276 千円（＝指定管理委託料 381,522＋利用料金等 71,120＋消費税 22,634 千円）となり、23,224 千円の減額となった。

一方、平成 21 年度からの第 2 期指定管理者公募選考において、指定管理者公募要領の規定上、第 1 期の指定管理者の実績を評価する運用が行われることはなかった。

(vi) 設備の老朽化と修繕について（意見）

a. 小破修繕の実効性の確保

子ども総合科学館では、施設や展示品の老朽化により修繕の必要性が高まっている上に、設備や展示品に使用されている部品に関して、代替品の入手が困難な状況になっている。

また、とちぎ海浜自然の家は、平成 4 年 7 月の開所であり既に 21 年が経過している。利用料金制を採っているが、その中心は臨海自然教室での利用以外の一般の利用によるものであるが、施設の衛生上の問題として老朽化はマイナスの要因として働く。

利用料金制は、収入のリスクを指定管理者に負わせることになるが、修繕のリスクが高い老朽化した施設を対象に、指定管理者の公募を行うことは現実問題として不可能である。建物施設の大規模な修繕や展示品の一斉交換を実施した上で指定管理制度を継続するのでなければ公募による指定管理者制度は機能しない。

b. 修繕の可否判定

指定管理者が負担する小破修繕の規模は、現状、見積額 100 万円未満となっている。一般論ではあるが、民間事業者であれば、利益を確保するために経費を抑えるわけで、出来るだけ修繕費を先送りする傾向が出る。本来必要な修繕を先延ばし・先送りにする誘因が生じるため、適時な修繕が行われなければ施設の老朽化を早める結果となる。

公募要領等において、小破修繕の規模を現状の 100 万円から 50 万円程度に引き下げた上で、一定額以上の修繕費予算の消化を義務付けなければ、次の指定管理者のリスク負担が増大して引き受け手が存在しなくなる。

(事実関係)

・施設修繕費の実績

子ども総合科学館は、昭和 63 年の竣工から 25 年が経過している。「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」において、指定管理者は見積額 100 万円未満の小破修繕を行うものとされている。小破修繕は、本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が施設の管理に付属するものであるとリスク分担当表に定められている。

3 施設とも利用料金制を採用しているが、下表のとおり修繕の実績及びリスクの度合いは大きく違っている。

(単位：千円)

年 度	平成23年度	平成24年度
子ども総合科学館	28,360	24,222
とちぎ海浜自然の家	24,156	25,041
なす高原自然の家	3,383	4,909

### III. 公益財団法人栃木県民公園福祉協会

#### 1. 概要

##### (1) 目的

公益財団法人栃木県民公園福祉協会（以下財団と称す）定款第3条の規定により、「この法人は、都市公園において遊園地、プール、体育、文化施設及び都市緑化に関する事業を行うことをとおして、県民生活に安らぎと潤いをもたらし、県民福祉の増進に寄与すること」を目的とする。

##### (2) 所在地

主たる事務所を 栃木県宇都宮市西川田四丁目1番1号 に置く

##### (3) 沿革

###### ① 年表

昭和 47 年	10 月	財団法人栃木県都市公園協会設立
昭和 48 年	2 月	名称を財団法人栃木県民公園福祉協会に改める
昭和 48 年	6 月	事務所を県真岡市下籠谷 99 番地に移転
昭和 54 年	4 月	主たる事務所を宇都宮市西川田町 1805 番地（現所在地）に移転
昭和 56 年	4 月	宝積寺緑地（現鬼怒グリーンパーク）管理所を開設
昭和 58 年	4 月	中央公園管理所を開設
昭和 63 年	4 月	県北大規模公園（現那須野が原公園）管理事務所を開設
平成 4 年	4 月	県民ゴルフ場管理事務所を開設
平成 7 年	4 月	県南大規模公園（現みかも山公園）管理事務所を開設
平成 9 年	4 月	総合運動公園管理事務所を開設
平成 9 年	4 月	中央公園管理所を廃止
平成 11 年	4 月	日光だいや川公園管理事務所を開設
平成 12 年	3 月	県民ゴルフ場管理事務所を閉鎖
平成 12 年	4 月	日光田母沢御用邸記念公園管理事務所を開設
平成 12 年	4 月	とちぎわんぱく公園管理事務所を開設
平成 13 年	10 月	都市緑化基金を設置
平成 18 年	4 月	栃木県都市公園の指定管理者として、総合運動公園、井頭公園、那須野が原公園、鬼怒グリーンパーク、中央公園、みかも山公園、日光だいや川公園、日光田母沢御用邸記念公園、とちぎわんぱく公園の 9 公園の指定を受ける
平成 18 年	4 月	中央公園管理事務所を開設
平成 21 年	3 月	鬼怒グリーンパーク管理事務所、中央公園管理事務所を閉鎖
平成 21 年	4 月	栃木県都市公園の指定管理者として、総合運動公園、井頭公園、那須野が原公園、みかも山公園、日光だいや川公園、日光田母沢御用邸記念公園、とちぎわんぱく公園の 7 公園の指定を受ける
平成 24 年	4 月	公益財団法人栃木県民公園福祉協会に名称を変更する

② 重要な事業の開始、改廃

昭和 48 年	7 月	一万人プール営業開始
昭和 48 年	12 月	井頭公園管理受託
昭和 51 年	4 月	総合運動公園遊園地管理受託
昭和 54 年	4 月	とちのきファミリーランド営業開始
昭和 54 年	4 月	総合運動公園の管理受託
昭和 55 年	4 月	宝積寺緑地（現鬼怒グリーンパーク）管理受託
昭和 57 年	4 月	中央公園管理受託
昭和 63 年	4 月	県北大規模公園（現那須野が原公園）管理受託
昭和 63 年	7 月	ファミリープール営業開始
平成 4 年	4 月	県民ゴルフ場管理受託
平成 7 年	4 月	県南大規模公園（現みかも山公園）管理受託
平成 11 年	4 月	日光だいや川公園管理受託
平成 11 年	4 月	鬼怒グリーンパーク白沢管理受託
平成 12 年	3 月	県民ゴルフ場受託事業廃止
平成 12 年	4 月	日光田母沢御用邸記念公園管理受託
平成 12 年	4 月	とちぎわんぱく公園管理受託
平成 13 年	10 月	都市緑化事業開始
平成 21 年	3 月	鬼怒グリーンパーク受託事業及び中央公園受託事業を廃止
平成 21 年	3 月	那須野が原公園展望塔、みかも山公園フラワートレインを 県へ寄附
平成 23 年	7.8 月	震災による被災のため一万人プール休業
平成 23 年	12 月	一万人プールを県へ寄附
平成 24 年	7 月	一万人プール一部オープン
平成 25 年	7 月	一万人プールリニューアルオープン

(4) 役員の状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）

- ① 人数            理事 10 名、監事 2 名、評議員 10 名
- ② 報酬総額      12,639,493 円

(5) 職員の状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）

- ① 職員 39 名、嘱託職員 43 名（嘱託 38 名、宿直嘱託 5 名）、計 82 名
- ② 平均年齢      職員 50.8 歳、嘱託職員 53.3 歳、職員・嘱託職員 52.1 歳
- ③ 給与総額及び平均給与金額

給与総額は、職員 216,198,287 円、嘱託職員 102,083,458 円、  
計 318,281,745 円

プロパー職員（27 名）の給与総額は、181,157,552 円

プロパー職員 1 人当たりの平均年間給与は、6,709,539 円

(6) 県との関係

- ① 県からの出資（出捐金）の総額は、3,000,000 円であり、出資割合は 100%である。
- ② 県との契約関係 県からの借入金、補助金、助成金はない。
- ③ 指定管理者の内容（平成 24 年度実績）

公園名	受託面積	管理内容	指定管理期間	請負金額 (千円)
総合運動公園	40.7ha	管理事務所の運営、有料公園施設の利用受付、利用指導、樹木・芝生等の管理、清掃、ゴミ処理、設備等の保守、水生植物園の管理等	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 27 年 3 月 31 日	153,016
井頭公園	93.3ha	管理事務所の運営、有料公園施設の利用受付、利用指導、樹木・芝生・花壇等の管理、清掃、ゴミ処理、設備等の保守、ニホンリス調査、緑の相談所の運営等	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日	153,878
那須野が原公園	56.9ha	管理事務所の運営、有料公園施設の利用受付、利用指導、樹木・芝生・花壇等の管理、清掃、ゴミ処理、設備等の保守、遊具の維持管理、緑の相談所の運営等	平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日	80,840
みかも山公園	165.9ha	管理事務所の運営、有料公園施設の利用受付、利用指導、樹木・芝生・庭園等の管理、清掃、ゴミ処理、設備等の保守、遊具の維持管理、緑の相談所及び香楽亭の運営等	平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日	109,000

公園名	受託面積	管理内容	指定管理期間	請負金額 (千円)
日光だいや川公園	55.8ha	管理事務所の運営、有料公園施設の利用受付、利用指導、樹木・芝生・花壇等の管理、清掃、ゴミ処理、設備等の保守、遊具の維持管理、緑の相談所及び体験学習施設の運営等	平成21年4月1日 ～ 平成26年3月31日	116,800
日光田母沢御用邸記念公園	3.9ha	管理事務所の運営、御用邸・茶庭・利活用施設の維持管理、利用受付及び利用指導、樹木・芝生等の管理、清掃、ゴミ処理、設備等の保守等	平成21年4月1日 ～ 平成26年3月31日	30,415
とちぎわんぱく公園	37.2ha	管理事務所の運営、有料公園施設の利用受付、利用指導、樹木・芝生・花壇等の維持管理、清掃、ゴミ処理、設備等の保守、体験学習型イベントの計画及び実施、等	平成21年4月1日 ～ 平成26年3月31日	125,400

④ 県職員OBの役職員等

常勤役員 3名、非常勤役員 6名、計 9名

非常勤役員のうち、1名は県県土整備部都市整備課長、1名は県公園事務所長、監事1名は県県土整備部次長兼監理課長である。

OB職員 7名、OB嘱託職員 10名、計 17名

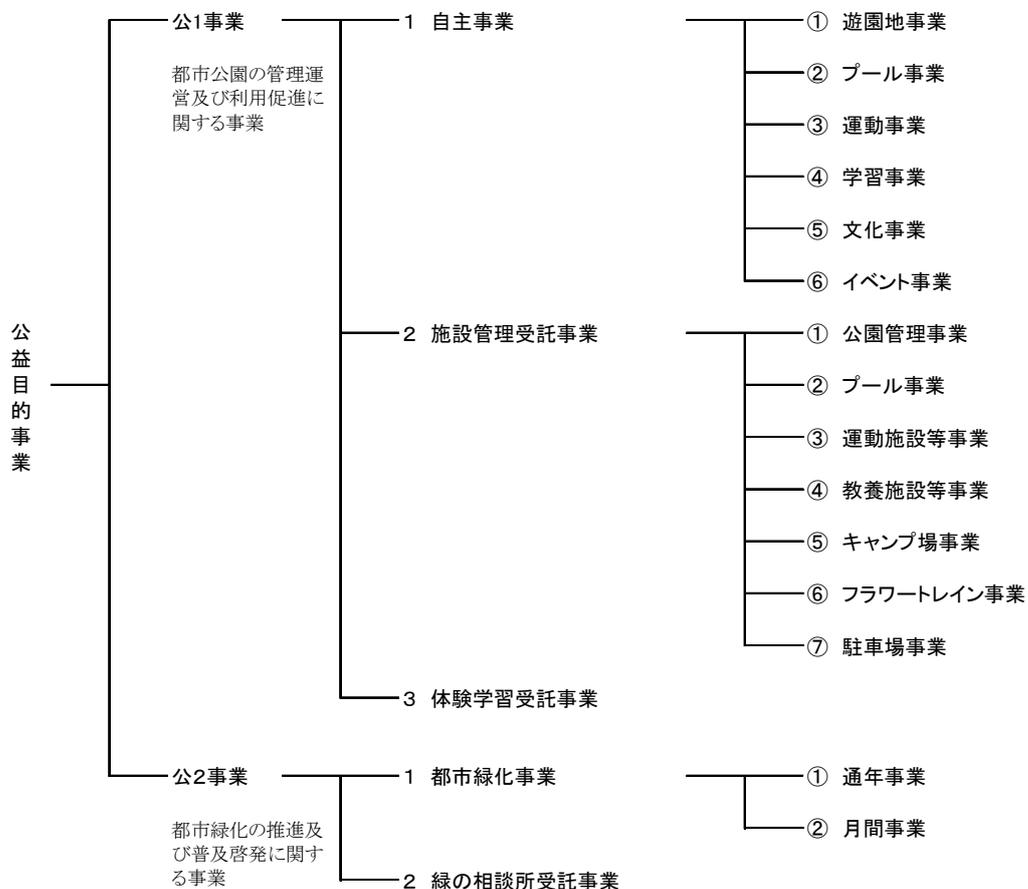
県職員OBの役職員等合計 26名

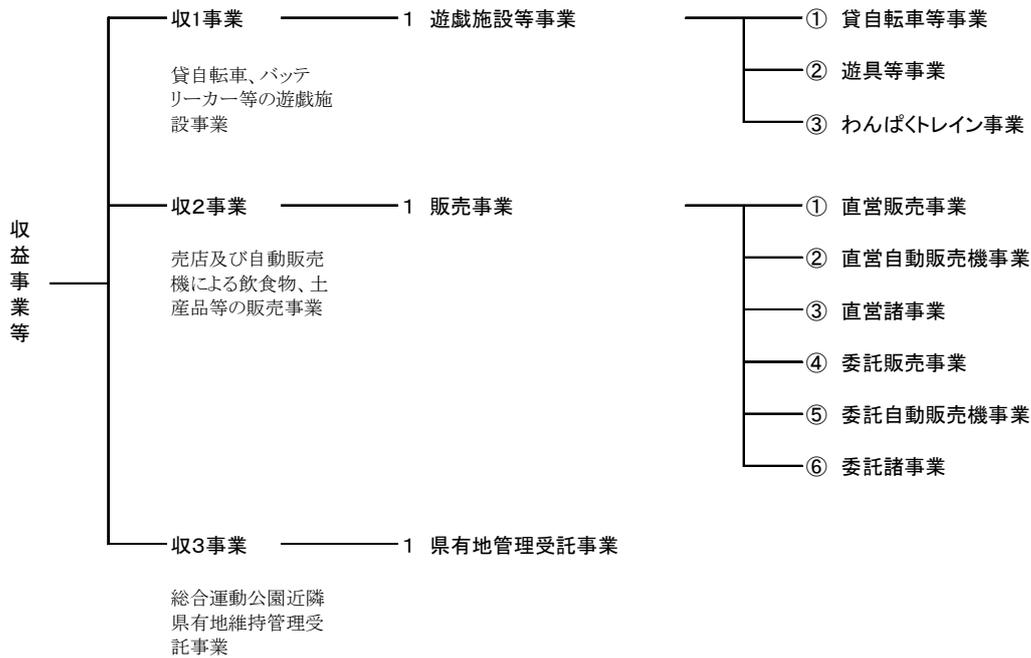
報酬総額 12,449,493円、給料手当総額 67,071,486円、計 79,520,979円

⑤ 県との補償契約はない。

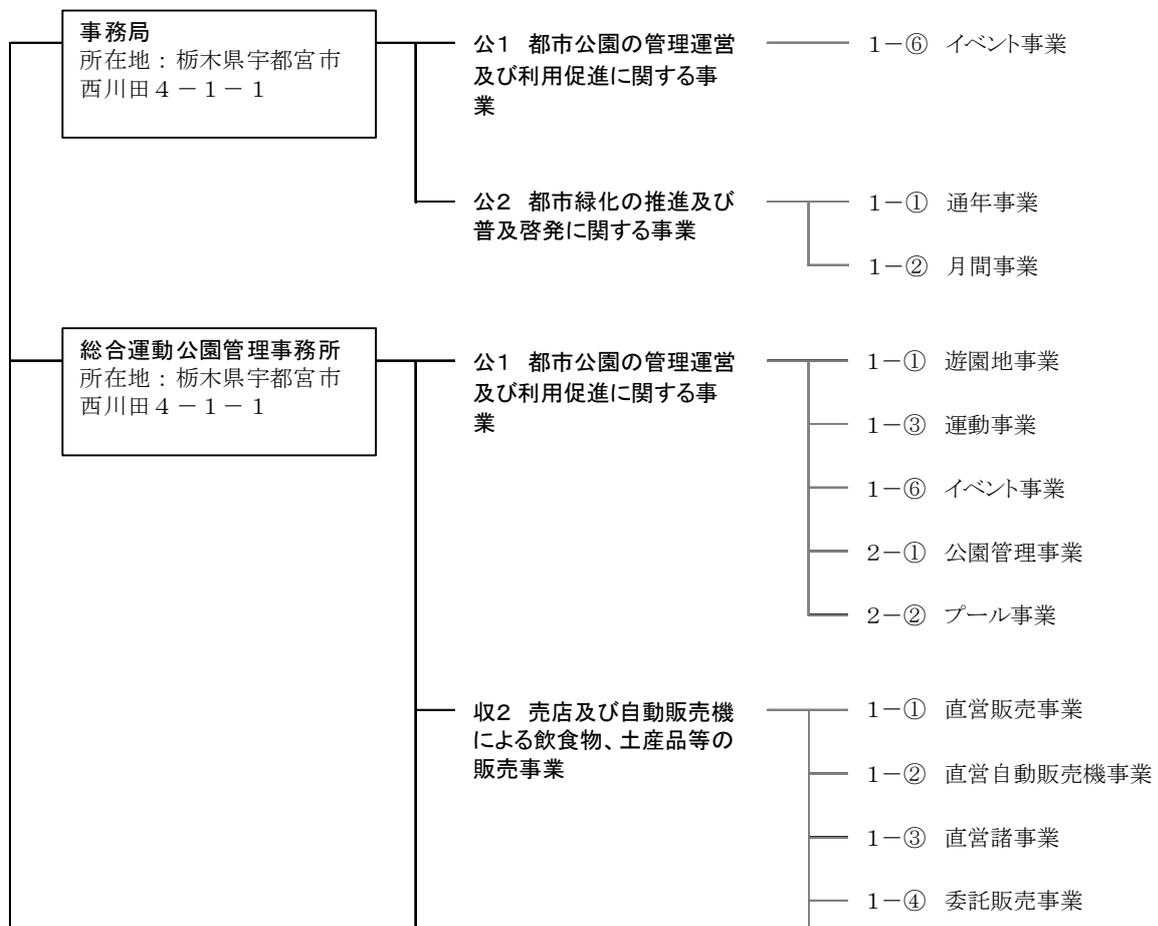
(7) 事業の状況

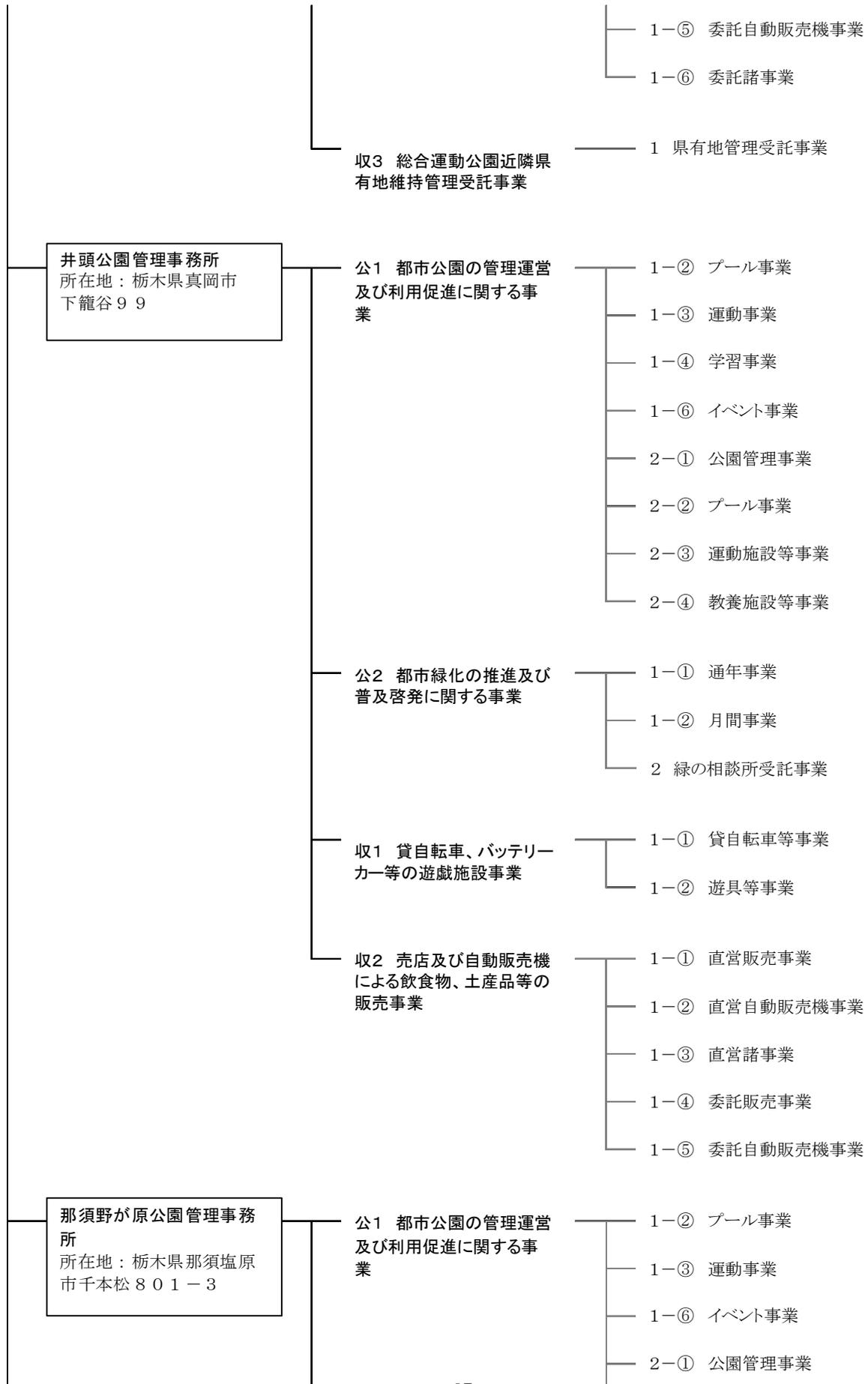
① 事業体系

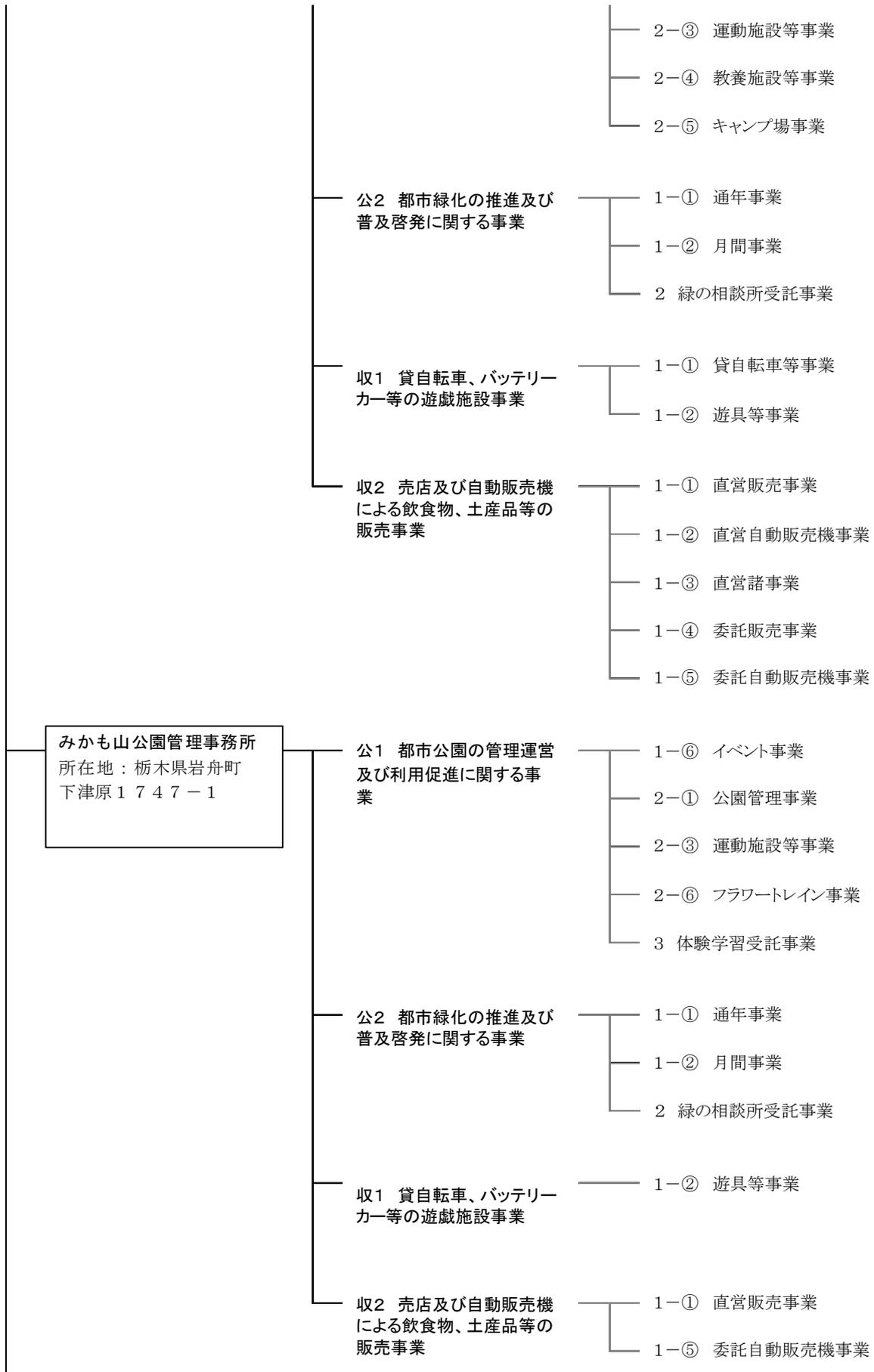


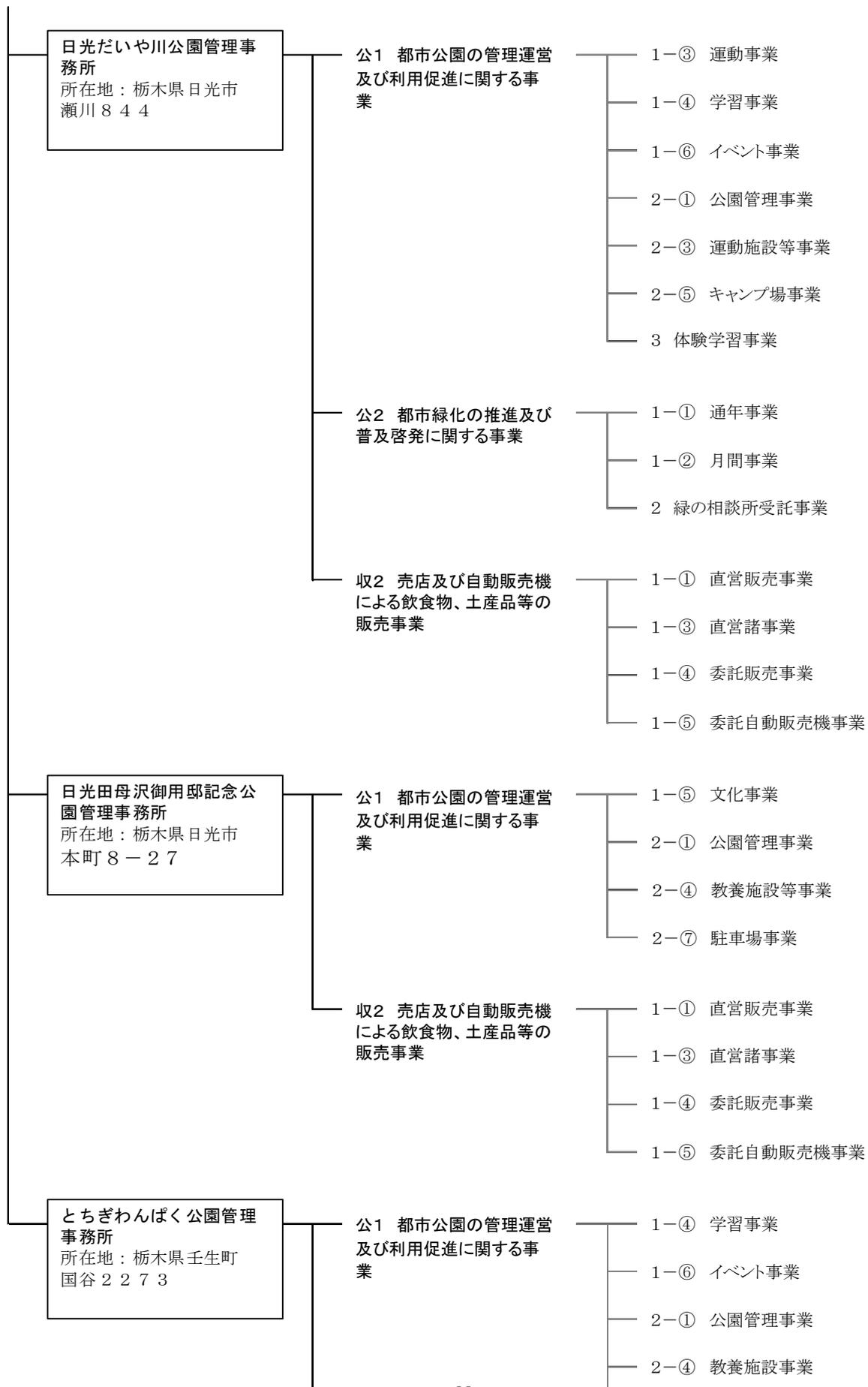


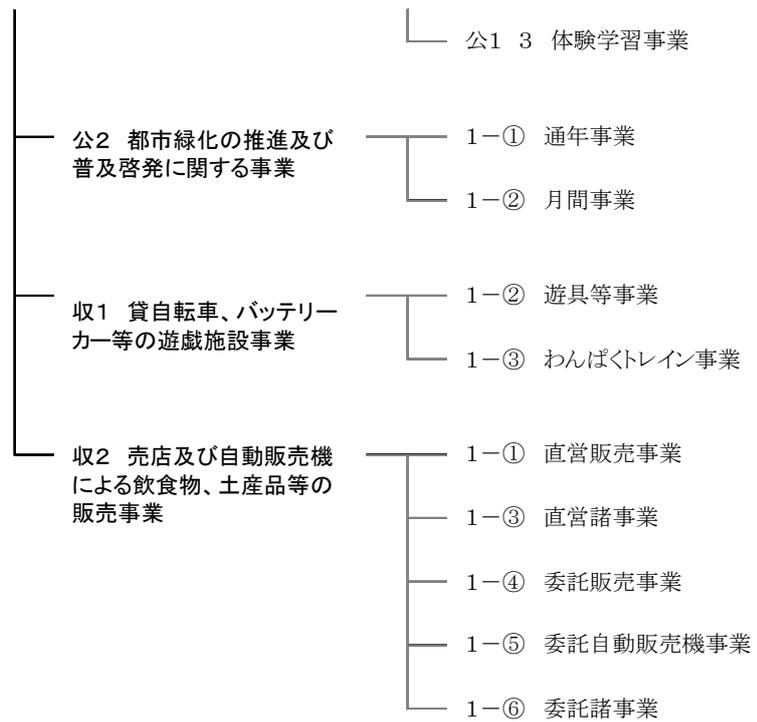
## ② 公園別事業体系











(8) 財務状況

① 準拠している会計基準

公益法人会計基準（平成20年改正基準）

② 過去3期分の財務諸表  
 (i) 貸借対照表の推移

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金	7,701	10,331	14,202
普通預金	197,038	204,974	178,194
未収金	2,581	1,961	3,058
前払金	188	184	182
仮払金	1,779	1,155	996
商品等	14,012	13,908	15,003
貯蔵品	2,593	3,418	4,997
流動資産合計	225,895	235,934	216,635
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産積立資産	3,000	3,000	3,000
基本財産合計	3,000	3,000	3,000
(2) 都市緑化基金			
都市緑化基金	91,580	74,240	60,061
都市緑化基金合計	91,580	74,240	60,061
(3) 特定資産			
退職給付引当資産	242,466	212,551	240,241
施設整備積立資産	211,000	218,000	182,000
財政調整積立資産	50,000	-	-
特定資産合計	503,466	430,551	422,241
(4) その他の固定資産			
建物	178,010	104,578	99,669
建物付属設備	19,974	4,557	4,939
構築物	173,110	66,081	59,106
機械装置	131,538	131,429	154,374
車輛運搬具	1,161	1,712	1,632
器具備品	17,095	13,917	17,562
庭園	1,236	-	-
電話加入権	1,347	1,347	1,347
その他の固定資産合計	523,475	323,623	338,633
固定資産合計	1,121,522	831,415	823,936
資産合計	1,347,417	1,067,349	1,040,572
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	162,049	167,860	123,311
預り金	312	200	417
仮受金	11	0	-
賞与引当金	-	-	18,139
流動負債合計	162,373	168,062	141,868
2. 固定負債			
退職給付引当金	242,700	211,922	231,423
固定負債合計	242,700	211,922	231,423
負債合計	405,073	379,984	373,292
<b>III 正味財産の部</b>			
指定正味財産	94,580	77,240	63,061
(うち基本財産への充当額)	3,000	3,000	3,000
一般正味財産	847,763	610,124	604,217
(うち特定資産への充当額)	260,766	218,628	190,817
正味財産合計	942,343	687,365	667,279
負債及び正味財産合計	1,347,417	1,067,349	1,040,572

(注) 会計基準は、平成22・23年度は平成16年改正基準、平成24年度は平成20年改正基準に準拠している。

## (ii) 正味財産増減計算書の推移

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	3	1	0
特定資産運用益	1,343	4,469	8,024
都市緑化基金益	16,993	17,655	14,234
事業収益	1,460,807	1,296,674	1,432,774
受取補助金等	390	120	395
受取負担金	3,252	2,965	2,164
受取交付金	6,734	-	-
雑収益	4,710	33,103	10,626
他会計からの繰入額	-	-	-
共通管理費収益	-	-	-
経常収益計	1,494,236	1,354,990	1,468,220
(2) 経常費用			
事業費	1,405,557	1,311,735	1,456,269
(賞与引当費用)	-	-	▲17,011
(退職給付)	-	-	▲52,149
管理費	145,629	113,474	17,087
(賞与引当費用)	-	-	▲463
(退職給付)	-	-	▲1,064
他会計への繰入額	-	-	-
共通管理費	-	-	-
寄付金	750	-	-
経常費用計	1,551,937	1,425,209	1,473,357
当期経常増減額	▲57,700	▲70,218	▲5,137
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給付引当金戻入額	57,228	53,789	-
事務局勘定	-	-	-
経常外収益計	57,228	53,789	-
(2) 経常外費用			
雑損失	2	-	-
固定資産除却損	1,144	1,030	6
固定資産移管損	-	-	-
固定資産寄付金	-	197,167	-
退職給付引当金繰入額	21,344	23,011	-
管理事務所勘定	-	-	-
経常外費用計	22,491	221,209	6
当期経常外増減額	34,736	▲167,420	▲6
税引前当期一般正味財産増減額	▲22,963	▲237,639	▲5,143
法人税、住民税及び事業税	-	-	762
当期一般正味財産増減額	-	-	▲5,906
一般正味財産期首残高	870,727	847,763	610,124
一般正味財産期末残高	847,763	610,124	604,217
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			
都市緑化基金運用益	242	315	55
一般正味財産への振替額	16,993	17,655	14,234
当期指定正味財産増減額	▲16,751	▲17,339	▲14,178
指定正味財産期首残高	111,332	94,580	77,240
指定正味財産期末残高	94,580	77,240	63,061
<b>III 正味財産期末残高</b>	942,343	687,365	667,279

(注) 会計基準は、平成22・23年度は平成16年改正基準、平成24年度は平成20年改正基準に準拠している。

## (iii) キャッシュ・フロー計算書の推移

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
<b>I 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
1. 当期一般正味財産増減額	▲ 22,963	▲ 237,639	▲ 5,906
2. キャッシュ・フローへの調整額			
減価償却費	72,953	56,549	53,994
退職給付引当金の増減額	▲ 35,883	▲ 30,777	19,500
未収金の増減額	560	620	▲ 1,197
前払金の増減額	18	3	2
仮払金の増減額	▲ 1,017	481	452
商品等の増減額	2,064	103	▲ 1,095
貯蔵品の増減額	798	▲ 825	▲ 1,579
未払金の増減額	28,000	5,810	▲ 44,448
預り金の増減額	▲ 105	▲ 111	216
仮受金の増減額	▲ 314	132	▲ 293
賞与引当金の増減額	—	—	18,139
建物附属設備除却損	114	3	—
構築物除却損	96	—	—
機械装置除却損	703	132	—
車輛運搬具除却損	7	14	0
器具備品除却損	222	879	6
車輛運搬具移管益	—	▲ 143	—
器具備品移管益	—	▲ 22	—
電話加入権移管益	—	▲ 173	—
車輛運搬具移管損	—	143	—
器具備品移管損	—	22	—
電話加入権移管損	—	173	—
建物寄付金	—	65,080	—
建物附属設備寄付金	—	15,705	—
構築物寄付金	—	97,956	—
機械装置寄付金	—	16,287	—
器具備品寄付金	—	900	—
庭園寄付金	—	1,236	—
固定資産振替額	▲ 29,289	▲ 14,600	▲ 14,689
指定正味財産からの振替額	▲ 16,993	▲ 17,655	▲ 14,234
小計	21,935	197,928	14,773
3. 指定正味財産増加収入			
指定正味財産増加収入計	—	—	—
<b>事業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>▲ 1,027</b>	<b>▲ 39,710</b>	<b>8,867</b>
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
1. 投資活動収入			
都市緑化基金利息収入	242	315	55
退職給付引当資産取崩収入	71,633	69,401	33,712
施設整備積立資産取崩収入	9,000	38,400	47,000
財政調整積立資産取崩収入	21,000	50,000	—
都市緑化基金取崩収入	20,677	22,047	18,447
投資活動収入計	122,553	180,164	99,215
2. 投資活動支出			
都市緑化基金取得支出	3,925	4,707	4,268
退職給付引当資産取得支出	20,843	39,486	61,402
施設設備積立資産取得支出	82,000	45,400	11,000
機械装置購入支出	50,190	35,689	48,300
車輛運搬具購入支出	648	1,624	650
器具備品購入支出	4,827	2,981	4,419
構築物建築支出	—	—	951
投資活動支出計	162,434	129,888	130,991
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>▲ 39,881</b>	<b>50,275</b>	<b>▲ 31,776</b>
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
1. 財務活動収入			
共通管理費収入	160,043	93,459	117,634
財務活動収入計	160,043	93,459	117,634
2. 財務活動支出			
共通管理費支出	160,043	93,459	117,634
財務活動支出計	160,043	93,459	117,634
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>IV 現金及び現金同等物の増減額</b>	<b>▲ 40,909</b>	<b>10,565</b>	<b>▲ 22,909</b>
<b>V 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>245,649</b>	<b>204,740</b>	<b>215,305</b>
<b>VI 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>204,740</b>	<b>215,305</b>	<b>192,396</b>

(注) 資金の範囲には、現金及び現金同等物を含めている。

会計基準は、平成 22・23 年度は平成 16 年改正基準、平成 24 年度は平成 20 年改正基準に準拠している。

③ 財務情報の開示状況

- ・ホームページで公開している <http://www.park-tochigi.com/>
- ・財団定款第 36 条の規定に基づき、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示している。
- ・公益法人認定法第 21 条第 2 項の規定に基づき、主たる事務所に備え置いている。

(9) 今後の経営課題

- ① 平成 14 年度以降、プロパー職員を新規採用していないため退職者の補充を県職員OBやプロパー職員OBで対応している。このため、職員の平均年齢は 50.8 歳と高く、年齢構成の偏りは、経理から接客、現場の維持管理に至るまで、様々な業務を遂行するうえでの課題である。
- ② 利用料金収入は、天候や先の震災による利用者数の落ち込み等、外的要因の影響を大きく受ける。安定的に事業を継続していくために、利用者数を増加させることにより収入を確保し、経営の効率化により経費を節減していくことが課題である。

(10) 監査の結果

① 財務諸表に対する注記の記載誤りについて（指摘事項）

財団の平成 24 年度収支決算書の「6 財務諸表に対する注記」に下記の誤字がある。

(i) 1 重要な会計方針

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法について

売却減価 → 売却原価

(6) リース取引の会計処理

賃貸借処理に係る方法 → 賃貸借処理に準ずる方法

(ii) 下記の項目は該当事項がないため、項目自体の記載が不要である。

2 会計方針の変更

5 担保に供している資産

8 保証債務等の偶発債務

11 基金及び代替基金の増減額及びその残高

13 関連当事者との取引

(iii) 9 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

帳簿価額欄は銘柄別に記載されているものの、時価欄及び評価損益欄が銘柄別に記載されていない。また合計欄について時価と評価損益がいずれも「0」と記載されている。時価欄と評価損益欄を銘柄別に記載の上、全銘柄の合計金額を合計欄に記載すべきである。

## ② 会計処理規程について（指摘事項）

財団の会計処理規程第 58 条には、重要な会計方針が規定されている。その中でリース資産の処理として、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るにリース資産については、「リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。」と定められている。しかしながら財団の平成 24 年度収支決算書の「6 財務諸表に対する注記」においては、リース取引の会計処理として「所有権移転外のファイナンス・リース取引であるが、1 件当たりのリース料総額が 300 万円以下のものであるため、通常の賃貸借処理に係る方法により会計処理している。」と記載されている。（前掲のとおり、注記の記載において「係る」は「準ずる」の誤りである。）

また、会計処理規程第 58 条の（7）では、税効果会計の適用についてとして「（前略）税効果会計を適用している。」と規定されている。一方、収支決算書の注記には、重要な会計方針として税効果会計に関する記載はなく、また実際に税効果会計の適用は行われていない。

いずれも、実態に合わせて会計処理規程を変更すべきである。

## ③ 棚卸資産の評価方法について（意見）

財団会計処理規程第 58 条にて、棚卸資産の評価方法として最終仕入原価法を採用する旨を規定している。しかしながら、最終仕入原価法は、税務上は認められた方法であるが、会計上は認められた方法ではない。先入先出法、売価還元原価法等の会計上認められた方法により棚卸資産を評価することが望ましい。

## ④ 都市緑化基金、未精算額の表示と経費処理の遅延について（指摘事項）

固定資産に計上されている都市緑化基金積立資産の一部は、普通預金で運用されているが、銀行から取得した預金の残高証明書と表示金額が不一致であった。不一致の原因は、未払額を直接差し引いた金額で都市緑化基金（預金）を計上していたためである。都市緑化基金積立資産の金額は預金残高で計上し、未払額を負債（未払金）計上すべきである。

都市緑化基金積立資産から直接控除されていた未払額は、以下のとおりである。

（単位：円）

勘定科目	内容等	金額
消耗品費	グリーンフェスタ資材費等 3 件	396,429
手数料	振込手数料 1 件	315
委託費	緑化ボランティア養成講座実習花壇整備	189,000
賃借料	グリーンフェスタ南小送迎用レンタルバス	32,550

これらの項目は、グリーンフェスタ（平成 24 年 10 月 11 日から 19 日まで開催）に要した費用である。開催の前後に請求書が到達したが、紛失したために支払が遅れ約半年後の平成 25 年 3 月以降になされている。請求書等の保存と経費（支払）の管理を適切に行うべきである。

## ⑤ 法人税申告書別表五（一）に計上されている「取崩益」と「取崩もれ」について（指摘事項）

法人税申告書別表五（一）I 利益積立金額の計算に関する明細書では、以下の項目が加算されている。

区分	金額	計上時期と内容
取崩益	151,350 円	不明
取崩もれ	2,110,000 円	不明

これらの項目は、現在の税理士事務所が法人税の申告業務の委託を受け始めた平成 11 年度にはすでに計上されており、その経緯を示す帳簿や証憑等は存在せず、内容や計上時期は不明である。また、決算書にもそれに対応する科目も計上されていない。

有税で計上した経緯や内容の判る書類を保管し、適切に処理すべきである。

⑥ 未払法人税等の表示について（指摘事項）

未払法人税等が未払金に含めて表示されている。未払法人税等は納税に備えるために負債計上する項目であり、事業に要する費用の未払金とは区別し単独の科目で計上すべきである。

⑦ 退職給付引当資産の過大積立について（指摘事項）

平成 24 年度決算書上、固定負債に計上されている退職給付引当金が 231,423 千円に対し、固定資産に計上されている退職給付引当資産は 240,241 千円であり、約 8,818 千円が過大に資産積立てされている。財団は、外部借入を行っておらず、また、流動資産に計上されている現金預金の金額も約 192,396 千円あり、資金を潤沢に保有している。余剰積立部分は過去の経営努力により積立てた額であることは理解できるが、余剰部分は、用途を検討すべきである。

⑧ 収益事業での大幅な赤字と事業運営について（意見）

平成 24 年度の法人税申告書別表七（一）によると、過年度に多額の青色欠損金を出している。

事業年度	青色欠損金額	欠損金が生じた主な要因等
平成 21 年度	354,442 千円	那須野が原公園 展望塔（サンサンタワー）の県への寄付
平成 22 年度	28,733 千円	主に、猛暑により遊具利用収入が少なかった
平成 23 年度	233,009 千円	震災により生じた固定資産への修繕費の増大

本来、公益法人は、収益事業で純利益を捻出し、法人税を納税した後の剰余金で公益事業を運営することを目的にしている。

しかし、過去 3 事業年度では、震災関連による固定資産修繕や固定資産の県への寄付等、特殊事情があったにせよ収益事業が過大な赤字となり、収益事業での剰余金が発生していない。

公益認定以降は、収益事業の赤字は改善されている。収益事業で赤字となる事のないように経営計画を立て、法人運営を行うべきである。

⑨ 未払消費税の過大計上と過大計上額の翌事業年度での雑収入計上について（指摘事項）

平成 23 年度末の未払消費税（未払金）が過大計上されている。

本来未払計上すべき未払消費税の金額は 5,699,900 円であるのに対して、未払金 9,437,546 円が計上されており、その差額 3,737,646 円過大に計上されている。その差額 3,737,646 円は、平成 24 年度に繰越され、雑収入に計上されている。

例年未払消費税額は決算時には確定し、会計間の精算も済ませているが、平成 23 年度は会計間の精算が遅れたため、消費税確定後の残高をやむを得ず次年度に繰り越した。平成 24 年度は既に改善されている。

消費税の申告納税は適正に行われているが、決算書上、適正な未払消費税の計上を行うべきである。

#### ⑩ とちのきファミリーランドの有用性について（意見）

とちのきファミリーランドは、都市公園の中にあつて、駐車場料金や入園料も無く、小さな子供連れの家族等が低料金で安心して遊ぶことができ、立地も宇都宮外環状線や東武宇都宮線西川田駅から近く、アクセスも良い。

遊園地の規模は大きいとも言えず、また遊具に目新しいものはないが、古くなった遊具に修繕を加えながら使い続ける等、低料金で利用できるような経営努力がうかがえる。往査を行った平成 25 年 8 月 21 日も小学校等の夏休み期間中でもあり、猛暑日にもかかわらず盛況であった。

宇都宮市周辺には大きなテーマパークがなく、とちのきファミリーランドは大変有用で利用価値が高く、公園協会の目的とする利用者に安らぎや潤いをもたらす福祉の増進に寄与していると感じる。今後もより一層の経営努力に期待する。

## 2. 総合運動公園

栃木県総合運動公園は、宇都宮市の中心から南へ約9kmに位置し、住宅街に囲まれた緑豊かな44haを有する運動公園である。戦後まもなく明るく健康な県民を育成するための施設の一環として造成され、その後、「栃の葉国体」の主会場として再整備された、県を代表する運動施設を持った公園でもある。

園内には、陸上競技場、サッカー場、水泳場等の運動施設のほか、季節感あふれるサツキ、ツツジ、花菖蒲等の修景施設、家族で楽しめる遊園地等の多くの施設で構成されている。

本格的な運動施設と季節感あふれる自然が調和している本公園は、「スポーツと緑とレクリエーション」を一体として楽しみ、県民の心身の向上やスポーツの振興を図ることを目的としている。

### (1) 公益目的事業

#### ① 都市公園管理事業

##### (i) 遊園地事業（自主事業）

本県の子供達に夢と希望を与え、児童や青少年の健全な育成に寄与するために、昭和54年に栃木県総合公園に「とちのきファミリーランド」を設置した。

その運営にあたっては、安心・安全・快適を目標とし、幼児から高齢者まで、低廉で気軽に楽しめる施設の提供に努めている。土日祝日にはキャラクターショー、ファミリーコンサート、マジックショー、大道芸等を開催し、人気のイベントには多くの来園者が訪れている。また、平成24年7月には新機種「ナイアガラクルーザー」を供用開始し、県民のレクリエーション需要に応えている。

当該土地は県所有であり、施設の遊園機械等は財団の所有となっている。土地の使用料については、県に対して使用料減免申請し、栃木県都市公園条例第13条の規定により使用料免除決定通知書を受けている。使用料免除相当額については、のりもの利用料金設定に反映されており、県民の低価格での利用できる環境に寄与している。

<遊園施設収入及び利用者数の推移>

年度	遊園施設収入 (円)	利用者数合計 (名)	15歳未満県民人口 (名)
昭和54年度	175,567,650	1,444,465	
昭和55年度	143,861,050	1,267,045	
昭和56年度	140,439,800	1,239,263	
昭和57年度	177,032,750	1,554,379	
昭和58年度	164,002,900	1,423,409	
昭和59年度	173,990,700	1,359,232	
昭和60年度	167,219,800	1,287,054	
昭和61年度	187,990,900	1,427,726	
昭和62年度	175,500,400	1,310,816	
昭和63年度	182,860,900	1,389,491	
平成元年度	185,386,610	1,386,137	
平成2年度	175,361,340	1,306,786	
平成3年度	182,150,800	1,352,242	
平成4年度	164,779,850	1,205,512	
平成5年度	170,371,060	1,253,839	
平成6年度	146,545,640	1,096,186	350,351
平成7年度	146,926,190	1,089,648	342,302
平成8年度	142,086,180	1,064,701	335,044
平成9年度	154,513,300	1,126,355	328,842
平成10年度	154,425,700	1,156,122	322,231
平成11年度	152,865,200	1,199,116	315,578
平成12年度	139,083,300	1,121,753	308,885
平成13年度	162,088,000	1,382,770	303,073
平成14年度	146,113,380	1,294,038	298,407
平成15年度	150,840,900	1,329,551	293,664
平成16年度	144,721,440	1,251,576	289,700
平成17年度	155,426,280	1,279,132	286,441
平成18年度	151,762,050	1,244,244	283,669
平成19年度	142,602,450	1,160,748	280,326
平成20年度	142,243,750	1,186,399	278,413
平成21年度	162,404,650	1,358,318	276,019
平成22年度	145,798,450	1,229,632	273,006
平成23年度	167,178,000	1,381,143	270,229
平成24年度	184,285,000	1,538,399	266,670

(注) 平成5年度以前の15歳未満県民人口については、県公式の正式なデータがないため空欄とし

昭和54年の運営開始時以降、15歳未満の県民人口が減少するなか、利用者数は一定水準で推移している。また、平成24年度は、新機種「ナイアガラクルーザー」を供用開始した効果もあってか、利用者数は過去最大利用者数であった昭和57年と同水準の利用者数となっている。

(ii) 運動事業（自主事業）

心身の健康増進、技術力の向上等のために、県民がスポーツやレクリエーションに参加、体験する機会として「サッカー教室」や「楽しいウォーキング教室」を開催している。

(iii) 施設管理受託事業

県営都市公園である総合運動公園の指定管理事業を受託している。プール施設の個人使用に係る料金については、利用料金制度を採用しているが、他の運動施設等は利用料金制度を採用しておらず、県の収入となっている。

<施設管理受託事業の収益>

(単位：円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
公園管理事業収益	163,940,000	163,940,000	153,016,000
プール事業収益	2,736,670	2,523,470	2,903,100
<内訳>			
プール収益	2,613,730	2,411,470	2,771,800
大人 (利用人数)	1,632,330 (7,773名)	1,534,470 (7,307名)	1,757,700 (8,370名)
中学生以下 (利用人数)	981,400 (9,814名)	877,000 (8,770名)	1,014,100 (10,141名)
ロッカー収益 (利用回数)	122,940 (6,147回)	112,000 (5,600回)	131,300 (6,565回)

<施設利用実績(使用料制：県歳入)>

施設名	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	名	円	名	円	名	円
陸上競技場(団体)	59,635		68,521		67,096	
		1,759,730		1,681,810		1,904,740
陸上競技場(個人)	9,088		7,237		8,976	
		1,089,360		868,440		1,077,120
補助競技場(団体)	41,083		43,593		47,039	
		148,540		146,510		136,280
補助競技場(個人)	2,745		2,167		4,177	
		192,150		151,690		292,390
野球場	51,156		75,760		71,676	
		1,481,310		1,986,970		1,784,330
軟式野球場	38,548		31,183		27,456	
		1,346,290		1,322,510		1,347,530
球技広場	31,337		26,557		23,479	
		436,350		466,110		490,340
サッカー場	11,762		8,868		8,787	
		525,520		518,490		496,950
ラグビー場	4,450		2,065		1,975	
		60,710		68,000		82,730
テニスコート	58,915		56,652		57,773	
		6,230,230		6,640,540		6,818,320
水泳場	880		1,000		1,560	
		74,200		86,960		243,300
水泳場(個人)	649		1,195		1,087	
		92,950		175,380		184,510
合宿所	1,054		1,068		1,471	
		890,880		863,480		1,380,720
トレーニングセンター(団体)	38,887		12,738		29,965	
		1,611,880		709,450		1,556,110
トレーニングセンター(個人)	23,584		11,391		21,826	
		3,125,720		1,511,960		2,873,550
相撲場	1,345		1,870		1,395	
		12,680		15,790		22,540
コインロッカー	(1,207回)		(870回)		(909回)	
		24,140		17,400		18,180
合計	375,118		351,865		375,738	
		19,102,640		17,231,490		20,710,340

## (2) 収益事業

### ① 販売事業

来園者への便益供与とサービス向上を図るため、飲食物、オリジナルグッズ、土産品等の販売を実施している。売店にはスタッフが常駐し、原則として公園施設の供用日に営業している。自動販売機は、設置許可により設置し、商品補充、集金等の業務は飲料水等の業者に委託し、一定率の販売手数料を徴収している。当事業の利益の一部は、公益目的事業に充当している。

#### <販売事業の収益>

	(単位：円)		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
直営販売事業収入	46,466,570	49,683,655	53,574,799
直営自販機事業収入	3,275,010	3,396,700	4,064,400
直営諸事業収入	93,400	100,300	120,050
委託販売事業収入	507,765	588,825	570,242
委託自販機事業収入	8,472,374	8,667,846	10,661,832
合計	58,815,119	62,437,326	68,991,323

### ② 県有地管理受託事業

西川田県有地（元宇都宮競馬場）が現在遊休状態になっているが、再開発予定があることから緊急雇用創出事業として当該県有地の管理業務を県より受託している。

## (3) 監査の結果

### ① 未払金の処理について（指摘事項）

平成25年2月、3月に使用した水道料金・下水道料金2,531,183円について未払金として計上がなされていなかった。平成24年度に帰属する支出については未払金として処理すべきである。

### ② 会計帳簿の保管について（指摘事項）

総勘定元帳を閲覧したところ報告数値と一致していないものが保管されていた。これは、監事の監査等に伴い修正がなされているが、修正前の資料から差し替えがなされていなかったためである。会計帳簿の保管については、最終版のものを保管するよう徹底すべきである。

### ③ 共通管理費の按分について（指摘事項）

本部経費について各事業に按分を実施しているが明確な按分方法が定められていない。各事業部門の適切な損益が把握できるよう、明確な按分基準に基づき每期継続的に実施していくべきである。

### ④ 遊園機械の保守点検管理について（意見）

遊園機械の保守点検は、毎日の業務点検及び業者による保守点検業務が3か月に1回実施されている。これらの点検で異常事項について逐一对応しているが、その対応状況の管理は担当者がメモ書きにより把握しているのが現状である。

保守点検での異常事項や対応状況についての履歴を一覧にまとめ、全体で情報共有できるようにしていくことが望ましい。

<参考：業者による保守点検実施状況>

点検区分	平成24年6月分	平成24年9月分	平成24年12月分	平成25年3月
点検日	6月12日～16日(土)	9月4日(火)～10(月)	11月19日(月)～28(水)	2月18日(月)～22(金)
点検機械	1. ジェットコースター 2. 大観覧車 3. メリーゴーランド 4. パラトルーパー 5. サイクルモノレール 6. 豆汽車 7. スカイシップ 8. スカイパンダ 9. スーパースイング 10. キッズウイング	1. ジェットコースター 2. 大観覧車 3. メリーゴーランド 4. パラトルーパー 5. サイクルモノレール 6. 豆汽車 7. スカイシップ 8. スカイパンダ 9. スーパースイング 10. キッズウイング	1. ジェットコースター 2. 大観覧車 3. メリーゴーランド 4. パラトルーパー 5. サイクルモノレール 6. 豆汽車 7. スカイシップ 8. スカイパンダ 9. スーパースイング 10. キッズウイング	1. ジェットコースター 2. 大観覧車 3. メリーゴーランド 4. パラトルーパー 5. サイクルモノレール 6. 豆汽車 7. スカイシップ 8. スカイパンダ 9. スーパースイング 10. キッズウイング
点検者	昇降機検査資格者 3名 その他 1名	昇降機検査資格者 3名 その他 1名	昇降機検査資格者 3名 その他 1名	昇降機検査資格者 3名 その他 1名
点検内容	建築基準法第12条3項の規定に基づく別紙検査結果表による項目	建築基準法第12条3項の規定に基づく別紙検査結果表による項目	建築基準法第12条3項の規定に基づく別紙検査結果表による項目	建築基準法第12条3項の規定に基づく別紙検査結果表による項目

⑤ 総合運動公園の指定管理者制度について（意見）

現在、平成34年県での国体開催に向けて、西川田県有地（元宇都宮競馬場）を含めた施設の再開発計画の検討がなされていることから、非公募による指定管理者制度を導入している。

総合運動公園の再開発整備が進んだ段階においては、非公募の事情がなくなることから公募による指定管理者制度への移行が望ましいと考えられる。

<参考：指定管理料の推移>

(単位：円)

第1期	平成18年度	177,575,000
	平成19年度	177,575,000
	平成20年度	177,575,000
第2期	平成21年度	163,940,000
	平成22年度	163,940,000
	平成23年度	163,940,000
第3期	平成24年度	153,016,000

### 3. みかも山公園

#### (1) 事業の実績

##### ① 公益目的事業会計

##### [公1 施設管理受託事業]

(単位：円)

種別	区分	金額		
		平成23年度	平成24年度	比較増減
フラワートレイン		25,477,140	24,818,940	▲ 658,200
運動施設等		640,500	845,250	204,750
	491,400	491,400	560,700	69,300
	149,100	149,100	284,550	135,450
合計		26,117,640	25,664,190	▲ 453,450

##### [公1 体験学習事業]

種別	区分	平成23年度		平成24年度	
		回数(回)	人数(名)	回数(回)	人数(名)
香楽亭講習会		26	384	27	383
合計		26	384	27	383

(注) 公1の平成24年度の経常収益計は127,583,500円である。上記の他、指定管理料101,000,000円を計上している。

##### [公2 緑の相談所事業]

種別	区分	平成23年度		平成24年度	
		回数(回)	人数(名)	回数(回)	人数(名)
相談件数		400		268	
催し物		35	24,884	36	26,857
講習会回数		33	589	27	352
合計		468	25,473	331	27,209

(注) 公2の平成24年度の経常収益計は7,809,548円(うち、指定管理料7,700,000円)である。

##### ② 収益事業等会計

##### [収1 遊戯施設等事業]

(単位：円)

種別	区分	金額		
		平成23年度	平成24年度	比較増減
直営事業収入		177,000	142,800	▲ 34,200
遊具等収入		177,000	142,800	▲ 34,200
合計		177,000	142,800	▲ 34,200

[収 2 販売事業]

(単位：円)

種別	区分	金 額		
		平成 23 年度	平成 24 年度	比較増減
直営事業収入		18,909,546	19,504,595	595,049
	直営販売収入	15,418,728	16,133,199	714,471
	委託自動販売機収入	3,490,818	3,371,396	▲ 119,422
合 計		18,909,546	19,504,595	595,049

(注) 収 2 の平成 24 年度の経常収益計は 19,507,657 円である。

(2) 監査の結果

① 協賛品の受贈益の計上漏れについて (指摘事項)

(i) 事実

平成 25 年 3 月に開催した「早春の花まつり」において、抽選会を行っており、協賛品としてとちぎ花センターから 48,000 円相当の花苗を、岩舟町みかも山販売組合から 72,000 円相当の野菜セット等を提供してもらっている。この取引に関して会計処理は行っていないため、簿外取引になっている。

(ii) 指摘事項

協賛品の雑収入 120,000 円と催事費 120,000 円をそれぞれ計上すべきである。

#### 4. 那須野が原公園

##### (1) 事業の実績

##### (i) 公益目的事業会計

##### [公1 自主事業]

(単位：円)

種別	区分	金額		
		平成23年度	平成24年度	比較増減
プール事業収入		19,482,760	26,750,350	7,267,590
	プール	17,699,960	24,220,750	6,520,790
	ロッカー	500,100	1,350,100	447,800
	貸ボート	349,500	1,179,500	299,000

##### [公1 施設管理受託事業]

(単位：円)

種別	区分	金額		
		平成23年度	平成24年度	比較増減
施設管理受託事業収入		23,199,590	29,487,560	6,287,970
	運動施設等収入	4,502,890	5,165,610	662,720
	テニスコート	1,836,210	2,071,920	235,710
	フィールドアスレチック	1,787,700	1,627,700	▲160,000
	コインロッカー	14,580	15,840	1,260
	そり遊び広場	864,400	1,450,150	585,750
	教養施設等収入	38,200	1,007,950	969,750
	展望塔(サンサンタワー)	35,100	956,750	921,650
	展望塔望遠鏡	3,100	51,200	48,100
	オートキャンプ場	18,658,500	23,314,000	4,655,500

(注) 公1の平成24年度の経常収益計は129,429,465円である。上記の他、指定管理料72,682,000円を計上している。

##### [公2 緑の相談所事業]

種別	区分	平成23年度		平成24年度	
		回数(回)	人数(名)	回数(回)	人数(名)
相談件数		132		108	
催し物		47	17,618	45	19,731
講習会回数		24	498	25	520
合計		203	18,116	178	20,251

(注) 公2の平成24年度の経常収益計は8,725,467円(うち、指定管理料8,158,000円)である。

## (ii) 収益等事業会計

## [収1 遊戯施設等事業]

(単位：円)

種別	区分	金額		
		平成23年度	平成24年度	比較増減
遊戯施設等事業収入		4,625,200	3,921,750	▲ 703,450
	貸自転車収入	2,926,100	2,588,650	▲ 337,450
	遊具等収入	1,699,100	1,333,100	▲ 366,000
合計		4,625,200	3,921,750	▲ 703,450

## [収2 販売事業]

(単位：円)

種別	区分	金額		
		平成23年度	平成24年度	比較増減
販売事業収入		9,426,433	24,147,621	14,721,188
	直営販売収入	3,563,260	19,683,455	16,120,195
	直営自動販売機収入	1,227,800	1,307,800	80,000
	直営諸収入	282,840	380,490	97,650
	委託販売収入	1,844,131	0	▲ 1,844,131
	委託自動販売機収入	2,508,402	2,775,876	267,474
合計		9,426,433	24,147,621	14,721,188

## (2) 監査の結果

## ① 固定資産の減損について（指摘事項）

## (i) 平成21年度包括外部監査の指摘内容

グルーピングの方法にもよるが、那須野が原公園のプール事業（一般会計）は赤字となっており、公園事業特別会計（収益事業）と合わせても黒字とはならず、減損の兆候が見受けられる。有形固定資産及び無形固定資産については、新公益法人会計基準に基づき、減損会計の適用を検討すべきである。

## (ii) 財団の措置状況について

「公益法人として事業を行っているので、減損会計の適用は必要ない」として、措置不要との判断をしている。

## (iii) 指摘事項

非営利法人委員会報告第31号「公益法人会計基準に関する会計指針（その3）」に準拠して、減損の要否を検討すべきである。

## 5. 日光だいや川公園

### (1) 事業と会計区分

日光だいや川公園において行われている事業と、それらの会計区分は以下のとおりである。

会計区分	大事業	中事業	小事業
公益目的 事業会計	公1：都市公園管理 事業	自主事業	運動事業 学習事業 イベント事業
		施設管理受託事業 (*)	公園管理事業 運動施設等事業 キャンプ場事業
		体験学習事業(*)	体験学習受託事業
	公2：緑化推進事業	緑の相談所事業(*)	緑の相談所受託事業
収益事業等 会計	収2：販売事業	販売事業	直営販売事業 直営自動販売機事業 直営諸事業 委託販売事業 委託自動販売機事業

(注) 上記のうち、指定管理者制度の対象は(\*)を付した事業である。

### (2) 監査の結果

#### ① 委託販売手数料の未収計上について (指摘事項)

収益事業等会計に区分されている委託販売事業については、公園内の飲食店の運営を委託しており、当該飲食店の売上高の一定割合を販売手数料として計上している。業務委託契約書によれば、委託料は毎月月末締めで翌月に精算されることとなっており、同時に財団の手数料収入も確定することになるが、財団の収入計上は現金主義で行われており、飲食店の3月分売上高に対する手数料収入が4月に計上されている。

同様に委託自動販売機事業についても、公園内に設置された自動販売機に係る販売手数料収入が、現金主義により1ヶ月遅れで計上されている。

質問の結果、現金主義で収入を計上しているのは、販売手数料の確定が翌月末近くになり、年度末には決算に反映させることが間に合わないためであるとのことであった。一方で、担当者によっては同様の販売手数料を発生主義で計上している公園もあり、財団内でも処理が統一されていないとのことであった。

決算期末となる3月分だけは、業者に依頼する等して通常の月よりも早く手数料を確定させ、決算時に未収計上することが望ましい。それが不可能であれば、金額的重要性を鑑み、内規により金額を定めて一定金額以上の場合にのみ未収計上を行うといった対応も検討すべきである。

いずれにしても公園ごとに処理が統一されていないことは問題であり、財団内で発生主義による処理方法を定め、それに沿って運用すべきである。

## 6. とちぎわんぱく公園

### (1) 事業と会計区分

とちぎわんぱく公園において行われている事業と、それらの会計区分は以下のとおりである。

会計区分	大事業	中事業	小事業
公益目的 事業会計	公1：都市公園管理 事業	自主事業	学習事業 イベント事業
		施設管理受託事業 (*)	公園管理事業 教養施設等事業
		体験学習事業(*)	体験学習受託事業
	公2：緑化推進事業	都市緑化事業	通年事業
収益事業等 会計	収1：遊戯施設等 事業	遊戯施設等事業	遊具等事業 わんぱくトレイン事業
	収2：販売事業	販売事業	直営販売事業 直営諸事業 委託販売事業 委託自動販売機事業 委託諸事業

(注) 上記のうち、指定管理者制度の対象は(\*)を付した事業である。

### (2) 監査の結果

#### ① 現金及び普通預金補助元帳のマイナス残高について (意見)

補助元帳を調査したところ、現金及び普通預金勘定で、通常発生し得ない残高のマイナスが散見された。質問の結果、平成24年度に新公益法人会計システムへ移行した当初、会計単位間の入り繰りが発生し、残高がマイナスとなってしまったとのことであった。平成25年度においては改善されているとのことであるが、適切な記帳を行うべきである。

#### ② 消費税課税区分の誤りについて (指摘事項)

遊戯施設等事業の事業費のうち燃料費支出について、補助元帳を査閲し、消費税計算書と突合したところ、本来消費税の課税対象外となる軽油税5,714円が、課税仕入取引として処理されていた。

財団の補助元帳上では、仕訳ごとの課税区分が表示されないことから、仕訳入力時に課税区分のダブルチェックを行うとともに、決算時には消費税計算書上の課税区分ごとの金額が正しいかどうかを、補助元帳を出力した上で再度確認することが必要である。

#### ③ 委託販売手数料について (指摘事項)

収益事業等会計に計上されている委託自動販売機収入について、補助元帳を調査したところ、平成23年11月分から平成24年5月分まで(ただし平成24年1月分については手数料の対象となる売上なし)の不足分として、69,736円が計上されていた。

これは、ある業者が公園内に設置した複数の自動販売機のうち1台について入れ替えが行われた後、その業者が手数料率の登録を誤り、契約の手数料率よりもかなり低い手数料率で手数料が計算され、支払われていたことに起因する。財団では次年度予算の作成に際し、この自

動販売機を設置した業者からの手数料収入がいつもより少ないことに気が付き、調査した結果、当該事実が判明したとのことであった。

委託販売手数料が正しく入金されているか否かは、本来毎月確認すべきであり、もしそれが実務上困難であれば、サンプルベースもしくはローテーションベースで確認を行うべきである。また、業者の変更や自動販売機の入替えがあった場合には、少なくともその分については、変更や入れ替え後の手数料が正しいかの確認を行うべきである。

なお上記不足分のうち、平成23年11月分から平成24年3月分の不足分26,093円については前年度分であるため、厳密に言えば、正味財産増減計算書上は前期損益修正益として経常外収益に計上すべきである。

#### ④ 福利厚生費支出の按分について（意見）

公園の勤務者を対象に研修旅行が行われ、その費用が収益事業会計の収1：遊戯施設等事業と収2：販売事業に計上されている。当該研修旅行は、その途中で2コースに分かれているため、本来であればコース別の参加人数等を基準として、研修旅行全体の金額を収1と収2に按分計算を行うべきところ、2コースのうちの片方のコースにおける訪問先施設の入場料の金額が、たまたま収2の予算計上額と同一であったことから、その入場料の金額をもって収2の費用として計上している。

費用の計上は、予算額によってではなく、実際の発生額を適切な基準により按分した金額をもって行うべきである。

## 7. 井頭公園

### (1) 修繕

#### ① 小破修繕の措置について（意見）

指定管理者の協定では、見積額 100 万円未満の修繕（小破修繕）は指定管理者の責任となっているが、未措置の案件が 32 件ありすみやかに修繕する必要がある。

指定管理者制度では、協定の仕様書により受託事業毎の決算が義務付けられているため、公園間の資金の融通ができない。仕様書の縛りにより公園毎の収支は明瞭となるが、本当に必要となる修繕措置に資金が効率的に廻せない欠点がある。しかし、現状そのような制度となっている以上、小破修繕は協定書に基づけば指定管理者に修繕の義務があり、法人会計から資金を融通してでも修繕を実行する義務がある。また、小破修繕のために施設単位で慢性的な資金不足が生じるようであれば、そのような事態は指定管理料の見直しの問題と考える。一方、県も予算を抑えることだけに力点をおくと、財団から初期修繕の正しい情報が入って来なくなり、却って将来的に大規模修繕を招く結果になることに配慮しなければならない。

#### ② 大規模修繕の責任について（意見）

井頭公園の大規模修繕の積み残しは、24 件存在している。指定管理者制度において利用料金制を採用している場合、施設の修繕、更新は利用料金を左右する重要な要素である。利用料金の積算は、指定管理公募時の施設状況により算定されているのであるから、その後の施設の毀損・破損の状況は、積算の前提を違えることになる。県は、積み残しの大規模修繕に対して計画的な修繕を行い指定管理者の運営上支障のないよう措置を講じられたい。

平成 17 年度以前の管理委託制度時は、利用料収入や収益事業による財源を県の負担である県有施設の大規模修繕にも振り向けていたが、指定管理者制度導入後は、財団の独自施設（とちのきファミリーランドの遊具）の更新投資資金を確保することが優先されるため、施設整備積立資産として資金を留保している事実が鮮明になっている。指定管理者制度を採用した以上、県有施設の修繕措置は以前の管理委託制度時のような曖昧さがなくなり、指定管理者の利用料金収入にも影響を与えることから、今まで以上に県の責任は重大になる。

### (事実関係)

財団では、毎月公園施設の修繕に関する経過報告書を所管課へ提出している。平成 24 年度の「公園施設損傷・改善等履歴一覧表（改訂版）平成 24 年」（平成 25 年 4 月 8 日）によると、井頭公園施設の損傷・改善等件数は 132 件である。この内、措置済みとなっている案件は、75 件（全体に占める割合 56.8%）であり、未措置や経過観察中のものは 57 件（43.2%）である。未措置の内訳は、修繕費見積が 100 万円未満（小破修繕）の案件が 32 件、100 万円以上の修繕が必要となる案件は 24 件、危険なため使用禁止となっている施設が 1 件である（アスレチック）。また、この中には前年度までの案件で緊急性がないとして、平成 15 年以降の積み残し案件が 32 件ある。

項目	平成24年度中の措置 済み案件	未措置・経過観察中の案件				損傷・改善等 合計
		見積100万円未満	見積100万円以上	使用禁止施設	小計	
平成23年度以前	8	19	13	0	32	40
平成24年度	67	13	11	1	25	92
合計	75	32	24	1	57	132

井頭公園の平成24年度の修繕料は、収支予算において8,000千円、決算額は7,644千円である。財団全体の平成24年度正味財産増減計算書における当期一般正味財産増減額は△5,906千円となっている。この内、減価償却費は53,994千円を計上している。資金収支計算書で見た場合、事業活動収支差額は54,136千円である。資金の概要を捉えると、当期一般正味財産増減額△5,906千円に減価償却費（53,994千円）や退職給付費用（53,213千円）等の非資金費用を加算した金額から退職金（33,712千円）を控除した金額（67,589千円）が事業活動による資金収支残となる。退職給付費用は、退職給付引当資産取得支出として同額の支出が生じるとすれば、減価償却費に見合う資金が原則として残ると考えて良いことになる。

下記の表は、このような考え方に基づいて財団の資金収支（固定資産関連の非資金調整後の増減額）の推移を表したものである。また、設備投資額と修繕費の支出状況を併せて表示している。なお、修繕費は、当期一般正味財産増減額の内数である。

(単位：千円)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当期一般正味財産増減額	▲ 47,323	22,809	49,510	7,259	▲ 357,224	▲ 22,964	▲ 237,639	▲ 5,906
減価償却費	75,361	55,136	84,919	85,090	72,969	72,953	56,549	53,994
固定資産除却損	8,136	408	2,222	446	4,723	1,144	1,031	6
固定資産寄付金					303,619		197,167	
固定資産関連非資金調整後増減額	36,174	78,353	136,651	92,795	24,087	51,133	17,108	48,094
固定資産取得支出	8,995	7,925	2,164	4,744	10,978	55,666	40,295	54,321
修繕費	102,286	98,099	93,998	116,262	115,895	121,281	67,663	64,377

財団は、この留保資金を積み立てて、施設（遊園地の乗り物）の設備更新に充てることを予定している。平成24年度は、48,300千円の更新投資を行っているが、平成24年度末において、手許資金74,766千円及び施設整備積立資産182,000千円（合計256,766千円）が残っている（次表）。平成21年度までは、設備投資が僅かしかなく、資金の留保が続いて行く状況が確認できる。

(単位：千円)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
資金								
流動資産	219,588	236,993	308,318	262,530	268,981	225,896	235,934	216,635
流動負債	155,638	124,229	159,338	179,321	134,544	162,373	168,062	141,869
差引：資金	63,950	112,764	148,980	83,209	134,437	63,523	67,872	74,766
長期性資金								
施設整備積立資産	55,356	44,000	90,490	166,000	138,000	211,000	218,000	182,000
財政調整積立金	93,000	93,000	100,000	100,000	71,000	50,000	0	0
資金及び長期性資金合計	212,306	249,764	339,470	349,209	343,437	324,523	285,872	256,766

## 8. 日光田母沢御用邸記念公園

### (1) 現金管理について（指摘事項）

決算における現金調書では、売店売上金の3月31日分は、86,980円となっているが、売店のレジで出力しているレジシートの記録は83,380円となっており、3,600円の差異があった。レジシートを紛失したためであり、今後は適切な管理に努めるべきである。

### (事実関係)

日光田母沢御用邸記念公園の売店では、一部の商品を受付にも陳列しているため、受付において商品販売が発生する。売店の売上金は、毎日、「日光田母沢御用邸記念公園売店売上日計表」に纏められ、翌日銀行口座へ預け入れられる。売店売上日計表は、その日のレジシートを基に作成されている。レジシートの現金残高と売店売上日計表の現金合計及び実際の現金在り高は一致することが原則であり、差額があればその理由を売店売上日計表に記載して報告することになっている。

しかし、平成25年3月31日売上の中で受付において販売したハンカチの売上金3,600円分を追加でレジに入力したが最終のレジシートを紛失したため、レジシートの現金残高と売店売上日計表の現金合計が一致しないことになった。

## IV. 公益財団法人とちぎ男女共同参画財団

### 1. 概要

#### (1) 目的

この法人は、男女共同参画に関する各種事業及び県民の自主的かつ主体的な活動の支援等を行い、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。(公益財団法人とちぎ男女共同参画財団(以下財団と称す)定款第3条)

#### (2) 所在地

栃木県宇都宮市野沢町4-1

#### (3) 沿革

平成7年6月1日 (財)とちぎ女性センター設立  
平成8年4月1日 とちぎ女性センター(愛称:パルティ)開館  
平成15年10月1日 不妊専門相談センター設置  
平成16年4月1日 (財)とちぎ男女共同参画財団に名称変更  
施設名:とちぎ女性センターを「とちぎ男女共同参画センター」に変更  
配偶者暴力相談支援センター機能の付与  
平成18年4月1日 指定管理者による施設管理(18年度~20年度)  
平成21年4月1日 // (21年度~25年度)  
平成23年4月1日 県とちぎ男女共同参画センター設置(新設)  
平成24年4月1日 特例財団法人から公益認定による公益財団法人設立

#### (4) 役員の状況

評議員9名、理事7名、監事2名  
報酬総額 4,624千円

#### (5) 職員の状況

① 職員13名	県OB職員1名	3,364千円
	県からの派遣職員2名	2,130千円
	財団職員2名	10,551千円
	非常勤嘱託員8名	15,919千円

② 平均年齢 42.3歳

③ 報酬総額及び平均給与金額

年間報酬総額は、31,964千円(職員13名分)

職員13名の平均年間給与は、2,459千円

(6) 県との関係

- ① 県からの出資金の総額は、38,000 千円であり、出資割合は、100%である。
- ② 県との契約関係
  - (i) 補助金、助成金の内容
    - a. とちぎ男女共同参画財団自主活動支援事業費補助金 23,044 千円
    - b. 「男女共同参画の視点に立った防災対策」普及啓発用資料作成委託 1,145 千円

(ii) 指定管理者の具体的内容

期 間 平成 21 年度～25 年度  
請負金額 125,204 千円 (平成 24 年度)

③ 県職員、OBの役職員等

OB 役職員 1 名 理事長は OB 職員  
1 名の報酬 (給与総額) 4,345 千円  
県派遣職員 2 名 啓発支援課長、総務課主査の 2 名は県派遣職員

評議員には、県民生活部長  
理事には、男女共同参画センター長、教育次長

④ 県との補償契約の内容

とちぎ男女共同参画センターの管理に関する協定書  
第 5 条の善管注意義務が財団にある。

第 34 条の第三者の損害の負担では、管理瑕疵等により、利用者等に損害を生じた場合には、財団は、その賠償の責めを負う。また、責任分担の割合は、県と協議して定める。

第 35 条の原状回復では、財団は、自己の責に帰すべき事由により施設、設備等を滅失し、若しくはき損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(7) 事業の状況

① 公益事業

男女共同参画に関する各種事業及び県民の自主的かつ主体的な活動の支援等を行い、豊かで活力のある男女共同参画社会の実現を目指す事業

② 収益事業

公益目的以外の施設の貸与、飲料自動販売機の設置

(8) 財務状況

① 準拠している会計基準

公益法人会計基準 (平成 20 年改正基準)

② 過去3期分の財務諸表

(i) 貸借対照表の推移

(単位：千円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	55,625	56,250	59,500
未収金	908	1,650	23
立替金	0	0	733
流動資産合計	56,533	57,900	60,256
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	38,000	38,000	38,000
基本財産合計	38,000	38,000	38,000
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	6,835	7,809	9,044
特定資産合計	6,835	7,809	9,044
(3) その他固定資産			
什器備品	3,115	3,800	3,092
ソフトウェア	3,696	5,464	4,452
その他固定資産合計	6,811	9,264	7,544
固定資産合計	51,647	55,073	54,588
資産合計	108,179	112,973	114,844
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	29,525	27,529	22,534
前受金	2,241	1,884	1,906
預り金	360	220	246
未払法人税等	0	0	3,067
賞与引当金	1,778	1,621	1,543
流動負債合計	33,903	31,254	29,296
2. 固定負債			
退職給付引当金	6,835	7,809	9,044
負債合計	6,835	7,809	9,044
負債合計	40,738	39,063	38,340
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産	0	0	0
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	67,441	73,910	76,504
(うち特定資産への充当額)	0	0	(7,809)
正味財産合計	67,441	73,910	76,504
負債及び正味財産合計	108,179	112,973	114,844

(ii) 正味財産増減計算書の推移

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度	科 目	平成24年度
I 一般正味財産増減の部			I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部			1. 経常増減の部	
(1) 経常収益			(1) 経常収益	
基本財産運用受取利息	76	30	基本財産運用受取利息	15
基本財産受取利息	76	30	基本財産運用受取利息	15
事業受取利息	1,615	2,202	基本財産運用受取利息	15
自主(活動支援)受講料収益	1,615	2,202	特定資産運用受取利息	2
指定(管理)事業受取利息	672	276	特定資産運用受取利息	2
指定管理自主事業受取利息	672	276	特定資産運用受取利息	2
受取自主(活動支援)事業補助金	85,356	23,290	受取入会金	0
受取自主(活動支援)事業補助金	8,529	23,290	受取入会金	0
受取公社等交付金	45,845	0	受取会費	0
受取公社等交付金	30,982	0	受取会費	0
指定管理受託収益	147,302	139,667	事業収益	
指定管理受託収益	130,200	119,491	補助事業受講料収益	2,430
施設管理用受託収益	16,879	19,952	自主事業収益	18
施設管理用受託収益	223	224	施設利用料収益	17,859
雑受取利息	12	6	啓発受託事業収益	1,145
雑受取利息	12	6	指定管理受託事業収益	127,067
指定管理雑収益	6,836	7,016	事業収益計	148,519
指定管理雑収益	11	10	受取補助金等	
雑収益	6,825	7,006	受取地方公共団体補助金	23,044
雑収益	6,825	7,006	受取補助金等計	23,044
経常収益計	241,868	172,487	受取負担金	
経常費用			受取負担金	0
(2) 経常費用			受取寄付金	
啓発受託事業費	36,986	0	受取寄付金	0
報給職員手当等	19,036	0	雑収益	
報給職員手当等	3,314	0	受取利息	14
職員福利厚生費	1,172	0	雑収益計	14
職員福利厚生費	3,048	0	経常収益計	171,594
職員福利厚生費	94	0	(2) 経常費用	
職員福利厚生費	3,104	0	事業費	
職員福利厚生費	1,290	0	役員報酬	1,026
職員福利厚生費	1,026	0	給料手当	10,730
職員福利厚生費	1,292	0	賞与引当金繰入	1,050
職員福利厚生費	2,567	0	臨時雇賃金	15,919
職員福利厚生費	23	0	退職給付費用	728
職員福利厚生費	125	0	福利厚生費	92
職員福利厚生費	895	0	法定福利費	5,672
職員福利厚生費	4,762	4,457	旅費交通費	358
職員福利厚生費	3,067	3,041	通信運搬費	855
職員福利厚生費	176	374	減価償却費	3,366
職員福利厚生費	664	584	消耗什器備品費	238
職員福利厚生費	0	30	消耗品費	4,407
職員福利厚生費	0	427	修繕費	4,000
職員福利厚生費	331	0	印刷製本費	2,157
職員福利厚生費	505	0	燃料費	5,638
職員福利厚生費	20	0	光熱水料費	13,118
職員福利厚生費	3,249	0	賃借料	5,203
職員福利厚生費	2,644	0	保険料	218
職員福利厚生費	8	0	諸謝金	2,116
職員福利厚生費	40	0	租税公課	5,244
職員福利厚生費	134	0	支払負担金	44
職員福利厚生費	23	0	支払助成金	4,670
職員福利厚生費	176	0	委託費	64,004
職員福利厚生費	30	0	会議費	42
職員福利厚生費	46	0	支払手数料	1,361
職員福利厚生費	18	0	広告費	2,382
職員福利厚生費	129	0	事業費計	154,638
職員福利厚生費	11,570	22,312	管理費	
職員福利厚生費	0	5,558	役員報酬	3,357
職員福利厚生費	3,672	4,024	給料手当	3,936
職員福利厚生費	2,091	1,997	賞与引当金繰入	493
職員福利厚生費	618	2,316	退職給付費用	507
職員福利厚生費	36	50	福利厚生費	56
職員福利厚生費	0	75	法定福利費	1,449
職員福利厚生費	781	593	会議費	7
職員福利厚生費	723	434	交際費	41
職員福利厚生費	408	1,336	旅費交通費	188
職員福利厚生費	67	326	通信運搬費	15
職員福利厚生費	311	1,298	減価償却費	50
職員福利厚生費	888	1,751	消耗什器備品費	7
職員福利厚生費	1,622	2,458	消耗品費	288
職員福利厚生費	235	75	修繕費	119
職員福利厚生費	0	22	印刷製本費	92
職員福利厚生費	116	0	燃料費	168
職員福利厚生費	28,603	0	光熱水料費	392
職員福利厚生費	17,791	0	賃借料	145
職員福利厚生費	7,055	0	保険料	47
職員福利厚生費	3,752	0	諸謝金	504
職員福利厚生費	5	0	租税公課	198
職員福利厚生費	632	1,221	支払負担金	326
職員福利厚生費	426	74	委託費	1,824
職員福利厚生費	30	0	支払手数料	153
職員福利厚生費	0	1,097	管理費計	14,362
職員福利厚生費	88	40	経常費用計	169,001
職員福利厚生費	88	0	評価損益等調整前当期経常増減額	2,594
職員福利厚生費	0	10	評価損益等計	0
職員福利厚生費	130,454	131,686	当期経常増減額	2,594
職員福利厚生費	9,389	9,528		
職員福利厚生費	2,987	1,653		



(10) 監査の結果

① 注記等の表示について (指摘事項)

財務諸表に対する注記等について、「公益法人会計基準の運用指針」(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会)に則していない表示が、下記のとおり散見された。上記指針の「1. 設定について」に記載されているとおり、「公益法人制度のもとで、法人運営の適切な状況を広く法人の関係者に伝えるため」同指針に則った表示を行うべきである。

なお、下記の表中の(注)は、包括外部監査人のコメントである。

財団の表示	公益法人会計基準の運用指針
平成24年度 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書	記載なし (注:注記は附属明細書の記載事項ではない。)
○計算書類に対する注記	財務諸表に対する注記
1 重要な会計方針 (2) 引当金の計上基準について (注:貸借対照表の科目名は「退職給付引当金」であるが、注記では「退職給与引当金」と記載されている。)	引当金の計上基準
1 重要な会計方針 (4) 資金の範囲	記載なし (注:キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、記載不要と思われる。)
2 基本財産及び特定資産の明細	基本財産及び特定資産の増減額及びその残高 (注:「基本財産及び特定資産の明細」は附属明細書の記載事項である。)
記載なし (注:記載漏れ。)	基本財産及び特定資産の財源等の内訳
3 引当金の明細	記載なし (注:「引当金の明細」は附属明細書の記載事項である。)
4 固定資産明細 (注:什器備品(少額減価償却資産)として取得価額149,000円のノートPCが記載されている。一方、財団の会計規程第48条には、固定資産の範囲として「耐用年数1年以上で、かつ取得価額が20万円以上のものを固定資産という。」と規定されている。)	固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
5 次期繰越収支差額	記載なし (注:公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項であれば記載が必要であるが、そうでない場合には記載不要。)
6 他会計振替額	記載なし (注:公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項であれば記載が必要であるが、そうでない場合には記載不要。)

記載なし (注：記載漏れ。)	債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
注記の項目として記載 (注：注記の項目としてではなく、注記とは別建てで記載すべきである。)	附属明細書

## ② 会計規程の改訂について（指摘事項）

公益財団法人への移行に伴い、平成24年度以降、財団は、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の3つの会計区分を設けている。しかし、公益財団法人とちぎ男女共同参画財団会計規程第5条は「財団の会計は、一般会計と特別会計とし、特別会計は業務遂行上必要がある場合に理事会の承認を得て設けるものとする。」となったままであり、旧財団法人時から改訂されていない。実態に合わせ、会計規程を変更すべきである。

## ③ 特定職員の期末手当について（指摘事項）

財団の特定職員に期末手当が支給されているが、現状の職員給与規程では期末手当の定めがないため、規程外の支給となっており、規程を変更すべきである。

### （事実関係）

財団の職員給与規程の第13条2項には、「特定職員（県を退職し、県の斡旋により職員となった者）には、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、給料、通勤手当を支給する。」と規定されている。第2条の給与の種類には期末手当と明示されているのに、第13条2項では期末手当について明確な記載がない。実務では、県より「平成24年度のOB報酬について（平成24年1月4日）」と題する通達により、期末手当が特定職員にも支給されている。現状の職員給与規程では、特定職員に期末手当を支給する定めとはなっていないため、規程に不備がある。

## ④ 法人税等の計算

### (i) 収益事業の課税所得計算について（意見）

収益事業の税金計算において、財団の決算による法人会計の収益・費用を公益目的事業会計、収益事業等会計に配分した上で、収益事業の所得計算をしているが、法人会計の収支を再配分する必要があるのか疑問である。

財団の決算では、指定管理の委託料を公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計に分けて計上しているため、法人会計の収支を公益目的事業会計、収益事業等会計に再配分している。

しかし、法人会計の指定管理受託事業収益は、下記の規定「委託料上限額の積算根拠について」により客観的に定まるものであり、県の示した算出根拠に従ったもので財団が任意に決めた金額ではない。また、委託料の公益目的事業と収益事業への区分は、公益認定の際に使用した平成23年4月から8月までの施設の使用実績に基づく面積割合を使って分けている。指定管理者契約に基づき金額が個別に定まっているものではなく、区分のための絶対的な基準があるわけではない。

法人税法上の収益事業の課税所得計算に際し、法人会計の収益費用をすべて再配分する方法に変えて、財団の決算より確定した収益事業等会計の当期一般正味財産増減額をそのまま利用

することは問題ないものとする。税務問題であるため、管轄税務署に問い合わせた上で処理を検討すべきである。

(事実関係)

公益法人会計では、法人の会計を公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の3つに区分し、収益、費用を各会計区分に分類する。事業収益は、公益目的事業と収益事業に明確に区分できるものはその区分に従う。財団では、法人会計に係る指定管理受託事業収益を、平成20年8月5日に開催されたとちぎ男女共同参画センター指定管理者現地説明会において配布された指定管理者公募要領の「5 県が支払う委託料の上限額等」の算定資料「委託料上限額の積算根拠について」に従って算出している。「委託料上限額の積算根拠について」によると財団の一般管理費に対応する委託料として、「事業者の役員、総務職員等の本部経費、営業のための経費、指定管理業務に直接かかわるものではないが、事業者として必要な経費」を一般管理費と定義し、「直接人件費+維持管理費+事業費」の合計額が1億円までは10%、1億円を超える部分については5%を計上すると規定している。また、費用である事業費及び管理費の区分は、公益認定の際の申請資料に従っている。

法人税法上の収益事業の課税所得を計算する際に、平成24年度は財団の決算により確定した収益事業等会計の金額に、法人会計の収益費用を施設の使用割合や面積割合等一定の基準により公益目的事業と収益事業とに再配分して収益事業の損益を算出している。

(ii) 他会計振替額（みなし寄付金）について（意見）

公益法人等のみなし寄付金について、平成24年度は法人税等の計算上不利な方法を採用しているが、収益事業等の利益の100%まで繰入れることが可能である。

(事実関係)

公益法人認定法によると、財団が収益事業を行う場合において、収益事業等から生じた利益の50%は公益目的事業財産に繰り入れなければならないと定められている。更に、貸借対照表において公益目的事業と収益事業等とに区分経理を行うことを条件に、収益事業等の利益の50%を超えて100%まで繰入れることが可能である。但し、その際は収支相償の計算規定による制限がある。

財団は、平成24年度において収益事業等から生じた利益の50%である1,692千円を繰入れている。この処理は、当初貸借対照表を公益目的事業と収益事業等とに区分経理することが難しいと判断したためである。結局、県の所管課から要請があり区分経理した貸借対照表を作成しているため、利益の100%まで繰入れる方法を採用することができる状況である。平成24年度の収益事業等会計の当期経常増減額は7,499千円であり、管理費を按分した後の当期利益3,385千円を繰入れることが可能である。

収益事業等当期経常増減額 7,499 千円－管理費 14,362 千円×（収益事業等の経常費用 44,290 千円÷事業費計 154,638）＝3,385 千円

⑤ 指定管理者制度中の利用料金制について（意見）

指定管理者へ運営を委ねた公益的施設に利用料金制を取り入れることは、減免制度等の措置がある場合、運用面で問題がある。

指定管理委託料は、利用料金収入見込額を控除して積算されており、指定管理者にとって有料料金の貸出しを一定額維持しなければならない制度となっている。しかし、公益目的の利用を優先すると料金の減免制度があるため利用料金が減ってしまう。

一方、公益財団法人とすれば公益目的のために受託施設を運営することが財団の第一義的な使命である。施設本来の目的に利用を優先するとなると、財団を運営するための財源が減ってしまうというジレンマがある。財団にとって、利用料金制と減免措置の組み合わせは、本来の目的のために施設を使用することを阻害する要因になる。

利用料金制度を廃止することは、指定管理者に対する動機付けが無くなる。ならば、利用料金制度を維持しながらも、公的目的事業に伴う減免制度による財団負担部分を、委託者である県が肩代わりする等の対策が必要である。

（事実関係）

財団は、指定管理者導入に際し施設貸出しを行うにあたり利用料金制度が義務付けられている。利用料金制度の場合、施設利用料は全て財団の収入となるため財団に動機付けを与えることができると同時に、利用者サービスの向上が図れることの利点があるとされる。

平成24年度の決算で見ると、施設利用料収益は総額17,859千円である。内訳は、公益目的事業の貸出しが4,795千円、収益事業の貸出しが13,064千円（法人会計に区分された1,786千円を含む）である。公益目的事業の貸出しの場合、減免制度や無料貸出し制度があるが、財団がそのために助成している金額は4,458千円である。公益目的事業のための施設貸出しにおいて、財団の実質的な収入となる金額は両者の差額であり337千円と僅かである。

## 2. 公益目的事業会計

### (1) 公益目的事業の分類と会計区分

財団が行っている公益目的事業とそれらの会計区分の対応関係は以下のとおりである。

事業分類		会計区分
1 情報収集提供事業	(1) 情報ライブラリーの運営	指定管理事業
	(2) 情報誌の発行	補助事業
	(3) 講座案内等の発行	
2 調査研究事業		補助事業
3 相談支援事業	(1) 相談助言・活動支援	自主事業
	(2) グループ相談講座	補助事業
4 啓発・学習・研修事業	(1) 社会参加支援事業	補助事業
	(2) 自主活動支援事業	
	(3) 重点項目推進事業	
	(4) 出張セミナー	
	(5) 一時保育事業	
5 活動拠点施設管理運営事業	(1) 施設利用貸出	指定管理事業
	(2) フェスタ in パルティの実施	
	(3) 交流サロン会議の実施	補助事業
	(4) 一時保育助成等事業	自主事業
6 その他必要な事業	(防災パンフレットの作成)	受託事業

### (2) 収益の内訳

収益の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

【収益の内訳】	金額
補助事業受講料収益	2,430
自主事業収益	18
施設利用料収益 (注1)	4,795
啓発受託事業収益	1,145
指定管理受託事業収益 (注1)	75,527
受取地方公共団体補助金 (注2)	23,044
収益合計	106,959

(注1) 施設利用料収益と指定管理受託事業収益については、収益事業等会計及び法人会計にも按分計上されている。上記は、公益目的事業会計に按分された金額である。

(注2) 受取地方公共団体補助金は、すべて県からの補助金であり、その内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

【補助金の内訳】	金額
事業費	4,058
人件費	18,986
合計	23,044

### (3) 監査の結果

#### ① 貯蔵品の計上について（指摘事項）

下記の印刷物については、期末時点で在庫数量があるにもかかわらず、会計上、資産として計上されていない。実地棚卸を行って期末時点での数量を確定させた上、適正な単価を乗じて、貯蔵品等の科目により資産計上すべきである。なお、3月末時点の在庫金額を試算したところ、約301千円であった。

印刷物名称等		発行年月	発行部数	期末残高
情報誌パルティ	133号（8月号）	平成24年8月	10,500	200
	134号（12月号）	平成24年12月	10,500	750
	135号（3月号）	平成25年3月	10,500	400
講座案内	平成24年後期	平成24年7月	25,000	100
	平成25年前期	平成25年3月	25,000	2,100
男女共同参画&キャリアを考える学習ノート		平成24年11月	2,000	1,234
防災啓発パンフレット	県民向け	平成25年1月	30,000	4,353
	行政・リーダー向け	平成25年1月	10,000	1,738

上記印刷物の他にも、貯蔵品等の科目により資産計上すべき、コピー機のトナー等の事務用品在庫を保有している。これらについては、平成24年度末の在庫金額は不明であるが、今後は、重要性に鑑みて資産計上の要否を検討する必要がある。

### 3. 収益事業等会計

#### (1) 収益事業の主な内容

財団が行っている収益事業は以下のとおりである。

- ① 施設貸与事業（注）
- ② 自動販売機の設置による飲料の販売

（注）施設貸与のうち、栃木県条例第 10 条の規定による利用料金の減免対象となるものは公益目的事業会計、それ以外のものは収益事業等会計に分類している。

#### (2) 施設利用料

（単位：円）

		定員	利用時間区分		
			9 時～12 時	13 時～17 時	18 時～21 時
ホール		378 名	15,000	20,100	15,000
研修室 101		16 名	1,280	1,710	1,280
研修室 201		55 名	2,570	3,430	2,570
研修室 202		22 名	1,280	1,710	1,280
研修室 203		22 名	1,600	2,130	1,600
研修室 301	A	50 名	2,570	3,430	2,570
	B	50 名	2,570	3,430	2,570
研修室 302	A	50 名	2,570	3,430	2,570
	B	30 名	1,600	2,130	1,600
研修室 303		20 名	1,600	2,130	1,600
研修室 304		40 名	3,540	4,720	3,540
会議室		30 名	3,210	4,280	3,210
OA 研修室		20 名	2,570	3,430	2,570
和室	1	15 畳	1,280	1,710	1,280
	2	12 畳	1,280	1,710	1,280
ライフアトリエ	調理	20 名	1,600	2,130	1,600
	手工芸	20 名	1,600	2,130	1,600
パフォーマンススタジオ			4,180	5,580	4,180
調理実習室		30 名	3,540	4,720	3,540
テニスコート			420	420	

### (3) 収益の内訳

収益の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

【収益の内訳】	金額
施設利用料収益	11,278
指定管理受託事業収益	40,511
収益合計	51,789

施設利用料収益と指定管理受託事業収益については、公益目的事業会計及び法人会計にも按分計上されている。上記は、収益事業等会計に按分された金額である。

### (4) 監査の結果

#### ① 貸館の利用率について（意見）

##### (i) 稼働状況

一般利用者の利用率（公益目的事業を除く）

施設名称	利用日数（日）	利用率（%）
ホール	143	48.0
研修室 101	138	46.3
研修室 201	64	21.5
研修室 202	107	35.9
研修室 203	68	22.8
研修室 301	145	48.7
研修室 302	154	51.7
研修室 303	81	27.2
研修室 304	83	27.9
会議室	35	11.7
OA研修室	10	3.4
和室	88	29.5
ライフアトリエコーナー	28	25.2 (団体利用日 年間 111 日を分母に計算)
パフォーマンススタジオ	84	77.8 (団体利用日 年間 108 日を分母に計算)
調理実習室	17	5.7
テニスコート	108	36.2
合計	1,353	30.8

なお、一日に1回以上使用されれば利用日数1日として計算している。

##### (ii) 利用率が芳しくない理由と財団の対策状況

前掲のとおり、一般利用者の利用率が50%を超える施設はほとんどなく、施設全体の平均利用率は30%程度と芳しくない。特にOA研修室はパソコンが20台設置されておりコストがかかっている施設であるにも関わらず、一般利用者の利用は年間10日間しかない。そのうち、5日間は1団体がパソコン講座に利用したものである。

利用率が芳しくない理由としては、施設の老朽化、ホール（378名収容可能）の利用があるときに駐車場が不足すること、一般利用者から男女共同参画を目的とした活動でしか利用できないと誤解されている節があること、が挙げられる。

財団は利用率を上げる対策として、広告宣伝活動（講座案内を新聞折込で広告、講座案内を公共施設に配布、ラジオCMにて講座を宣伝、施設利用案内のリーフレットを県庁に備置）、施設予約状況のホームページへの掲載、託児施設の設置、バリアフリー化等の措置を講じている。

### (iii) 意見

「とちぎ男女共同参画センター」という施設名称や、施設利用案内のリーフレットに記載されている設立趣旨等から、利用目的は男女共同参画を目的とした活動に限られると一般利用者に誤解されている可能性は高い。今後は、そのような誤解を払拭するためのPR活動にも力を入れる必要がある。

## ② 減免制度の利用率について（意見）

### (i) 減免制度について

減免対象	減免できる額
県が男女共同参画の推進に関する事業を行うために利用する場合	利用料金の全額
県から男女共同参画の推進に関する事業の委託を受けた者が、その事業を行うために利用する場合	利用料金の全額
センターの利用者が男女共同参画の推進を直接の目的として利用する場合	利用料金の二分の一の額
財団が、県から補助を受けて男女共同参画の推進に関する事業を行うために利用する場合	利用料金の二分の一の額
財団と共催で、男女共同参画を直接の目的として事業を行うために利用する場合	利用料金の全額
その他、財団理事長が特に減免する必要があると判断する場合	県と協議の上、利用料金の全額又は二分の一の額

### (ii) 利用料の減免制度の周知方法

利用料の減免制度については、パルティのホームページに「利用者が（男女共同参画の推進を直接の目的として利用する場合）の附属設備及び器具並びに施設の利用料について、申請により利用料の1/2を減額しますが、詳しくは、センターにお尋ねください。」との文言を掲載している。また、受付窓口にて予約申込書に記載された利用目的を確認して、個別に減免制度を案内している。

一方、財団の施設利用案内のリーフレットには施設利用料の一覧を記載しているにも関わらず、減免制度の存在について触れていない。また、受付窓口にも減免制度についての掲示はされていない。

### (iii) 意見

一般利用者で平成24年度の一年間に減免制度を利用した団体数は19団体に過ぎず、減免制度が十分に周知されているとは言い難い状況である。

施設利用案内のリーフレットへの掲載や受付窓口での掲示等により、減免制度のより一層の周知を図ることが望ましい。

③ 故障中の機器の修理について（指摘事項）

3階のパフォーマンススタジオ横のラウンジにランニングマシン等の運動機器を利用できるスペースがあり、そこにマッサージチェアが1台設置されているが、故障したまま数年間放置されている。早急に廃棄も含めた対策を講じる必要がある。

## V. 株式会社日光自然博物館

### 1. 概要

#### (1) 目的

日光国立公園等を訪れる人々に自然や文化の情報を提供し、併せて観光産業の振興を図るため日光自然博物館を設置する。(県の「とちぎ新時代創造計画」に基づく日光自然博物館基本計画を昭和63年7月に決定)

#### (2) 所在地

栃木県日光市中宮祠 2480 番地 1 号

#### (3) 沿革

##### ① 年表

昭和63年11月1日	株式会社日光自然博物館（以下会社と称す）設立
平成2年4月	社員7名で仮事務所（旧中宮祠治山工事事務所）にて開業準備開始
平成3年4月	栃木県立日光自然博物館業務を受託
7月17日	栃木県立日光自然博物館開館
平成4年7月	オオハンゴンソウ除去作戦及び自然に親しむ観察会業務を受託
平成5年4月	日光市道1002号線において低公害バスの運行業務開始
平成8年10月	奥日光地区駐車場（男体第一・男体第二駐車場）の有料化に伴い管理業務受託（利用料金制）
平成9年4月	栃木県立日光自然博物館業務受託から栃木県立日光自然博物館管理運営業務受託となる
平成9年10月	奥日光地区駐車場（華厳の滝第一駐車場）有料化に伴い管理業務受託（利用料金制）
平成10年2月	旧イタリア大使館夏季別荘管理業務受託（平成11年度末まで）
平成10年4月	自然解説員制度発足
平成10年10月	奥日光地区駐車場（華厳の滝第二駐車場）有料化に伴い管理業務受託（利用料金制）
平成11年4月	日光市所在具有自然公園施設清掃管理業務受託 日光国立公園清掃業務受託 日光霧降スケートセンターにおいてレストラン「もみの木」の営業開始
9月	館内エントランスホールに「自然情報センター」設置
11月	日光市道1059号線自然環境保全事業業務受託
平成12年4月	栃木県立日光自然博物館管理運営業務が利用料金制となる
10月	イタリア大使館別荘記念公園管理業務受託
平成13年4月	中禅寺湖畔園地管理業務受託 奥日光地区4駐車場のうち男体第一・第二駐車場を湖畔第一第二駐車場と名称変更
平成14年4月	赤沼自然情報センター管理業務受託

11月	中禅寺湖畔ボートハウス管理業務受託
平成15年3月	館内のレストラン「彩鳴館」及び日光霧降スケートセンターのレストラン「もみの木」閉業
平成18年4月1日	栃木県から指定管理者の指定（平成18年度～平成20年度の3年間）を受け、栃木県立日光自然博物館及び奥日光地区駐車場の管理運営業務を受託
平成20年3月1日	栃木県立日光自然博物館のリニューアルオープン及びオープンセレモニーを開催（栃木県主催による）
平成21年4月1日	栃木県から指定管理者の指定（平成21年度～平成25年度の5年間）を受け、栃木県立日光自然博物館及び奥日光地区駐車場の管理運営業務を受託

## ② 重要な事業の開始、改廃

### 【県の委託に基づく事業】

- ・栃木県立日光自然博物館の管理運営業務 平成3年7月～現在
- ・奥日光地区駐車場の管理運営及び駐車場周辺地地区の環境保全事業 平成8年～現在
- ・自然解説案内業務 平成16年～現在
- ・自然情報提供事業 平成3年～現在
- ・赤沼自然情報センターの管理運営業務 平成14年～現在
- ・イタリア大使館別荘記念公園の管理運営業務 平成12年～現在
- ・中禅寺湖畔ボートハウスの管理業務 平成14年～現在
- ・公園利用施設の管理業務（公衆トイレ、園地、駐車場等） 平成3年～現在

### 【自主事業】

- ・売店等の商品販売業務 平成3年～現在
- ・直営レストランの運営 平成3年～平成14年

### 【環境保全協働事業】

- ・低公害バス運行業務 平成5年～現在

## (4) 役員の状況

- ① 人数 取締役 7名（常勤1名）、監査役 2名
- ② 報酬総額 常勤取締役1名に対するもの 4,999,692円  
非常勤取締役に対するものは無報酬である

## (5) 社員の状況

- ① 社員12名（うちOB等6名）、契約社員6名
- ② 平均年齢54.1歳（社員12名）（注）平成25年3月31日現在
- ③ 平成24年度の報酬総額及び平均給与金額（社員12名、契約社員6名の合計）  
年間報酬総額（給与と賞与の合計）  
社員分 53,014,187円  
契約社員分 17,288,738円  
社員12名の平均年間給与（賞与を含む） 4,417,849円（1人当たり）  
契約社員6名の平均年間給与（賞与を含む） 2,881,456円（1人当たり）

## (6) 県との関係

### ① 県からの出資

県からの出資の総額は、1億2千万円であり出資割合は、40.0%である。

### ② 県との契約関係

指定管理者の具体的内容

期 間 平成21年4月1日～平成26年3月31日

委託料 99,434,286円（平成24年度実績・5年間同額である）

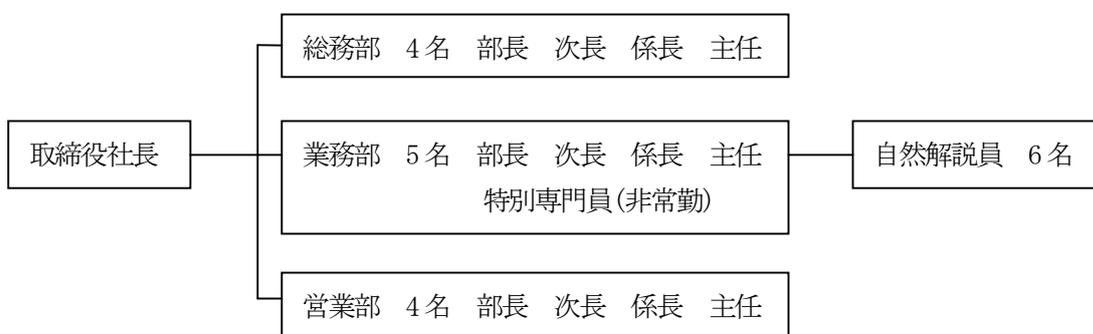
### ③ 県職員OBの役職員等

3名（役員1名、社員2名）

3名の給与総額 12,636,592円

県職員OBのうち、役員である代表取締役社長は元県環境森林部次長であり、社員2名は元県宇都宮労政事務所長及び元参事兼県林業センター場長である。

### ④ 組織図（平成25年3月31日現在）



## (7) 事業の状況

以下の事業を行っている。このうち、博物館の管理運営業務、奥日光地区駐車場の管理及び駐車場周辺地域環境保全事業、自然解説案内業務、自然情報提供事業、赤沼自然情報センター管理運営業務、イタリア大使館別荘記念公園管理運営業務、中禅寺湖畔ボートハウス管理運営業務、公園利用施設の管理業務は指定管理事業であり、売店等の商品販売業務は一般収益事業、低公害バス運行業務は環境保全協働事業である。

- ・博物館の管理運営業務
- ・奥日光地区駐車場の管理及び駐車場周辺地域の環境保全事業
- ・自然解説案内業務
- ・自然情報提供事業
- ・赤沼自然情報センター管理運営業務
- ・イタリア大使館別荘記念公園管理運営業務
- ・中禅寺湖畔ボートハウス管理運営業務
- ・公園利用施設の管理業務
- ・売店等の商品販売業務
- ・低公害バス運行業務

## (8) 財務状況

### ① 準拠している会計基準

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠

② 過去3期分の財務諸表

(i) 貸借対照表の推移

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	金 額	金 額	金 額
流動資産	232,869	305,317	254,071
現金	1,013	1,621	1,037
預金	175,856	196,940	193,396
商品	5,350	5,106	6,029
貯蔵品	519	1,212	944
前払費用	4	2	5
未収入金	84	437	559
有価証券	50,040	99,996	50,012
未収法人税等	-	-	2,086
固定資産	130,555	77,956	127,890
有形固定資産	29,609	26,745	26,671
建物	9,562	7,407	5,253
建物付属設備	524	918	740
構築物	10,657	10,162	9,669
機械装置	5,642	5,153	4,665
車両運搬具	542	1,190	2,080
工具器具備品	2,681	1,912	4,262
無形固定資産	944	1,176	1,129
電話加入権	944	944	944
ソフトウェア	-	232	185
投資その他の資産	100,001	50,035	100,089
投資有価証券	99,991	50,025	100,070
長期預託金	10	10	19
資産合計	363,425	383,274	381,962
流動負債	15,866	21,817	13,880
買掛金	0	0	0
未払金	3,229	7,542	8,055
未払法人税等	5,840	8,090	360
預り金	972	-	670
未払消費税	2,470	2,428	1,628
賞与引当金	3,353	3,756	3,164
固定負債	31,063	34,772	36,992
退職給付引当金	31,063	34,772	36,992
負債合計	46,930	56,590	50,873
株主資本	316,495	326,684	331,089
資本金	300,000	300,000	300,000
利益剰余金	16,495	26,684	31,089
純資産合計	316,495	326,684	331,089
負債・純資産合計	363,425	383,274	381,962

(注) 決算書は消費税抜きで表示している

## (ii) 正味財産計算書の推移 (損益計算書)

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	金 額	金 額	金 額
売上高			
指定管理業務受託収入	99,434	99,532	99,434
業務受託料収入	3,852	755	3,530
観覧料収入	8,634	8,019	7,822
駐車場収入	99,924	83,113	91,625
自然解説案内収入	8,914	9,367	8,824
バス事業売上	27,221	35,884	29,900
売店売上	10,545	10,825	12,473
物品賃貸料収入	269	217	211
計	258,795	247,716	253,821
売上原価			
期首棚卸高	5,340	5,350	5,106
売店仕入	4,240	4,060	5,847
伊弉大使館売店仕入	-	510	566
期末棚卸高	▲5,350	▲5,106	▲6,029
計	4,230	4,815	5,492
売上総利益	254,565	242,901	248,329
販売費及び一般管理費	248,093	232,227	255,506
営業利益	6,472	10,673	▲7,177
営業外収益			
受取利息	61	88	52
協力金収入	2,643	3,710	3,992
有価証券利息	623	160	128
雑収入	226	7,207	11,498
計	3,554	11,166	15,671
営業外費用			
雑損失	-	1	-
経常利益	10,026	21,838	8,494
特別損失			
固定資産除却損	-	7	8
税引前当期純利益	10,026	21,830	8,486
法人税、住民税及び事業税等	7,103	11,641	4,081
当期純利益	2,923	10,188	4,404

(注) 決算書は消費税抜きで表示している

## ③ 財務情報の開示状況

- ・ 県議会への経営状況報告
- ・ 決算書は本店に備置き
- ・ インターネットホームページの掲載は行っていない

## (9) 今後の経営課題

## ① 過去の組織再編

レストラン部門の廃止 (平成14年度末)

館内案内業務から自然解説案内業務への移行 (平成10年度)

## ② 公益認定 (指定管理移行) 時期

平成18年4月1日

③ その他法人が認識している経営課題

- (i) 会社の売上が東日本大震災前の水準まで回復していない。増収対策への取り組みを強化するとともに一段と経費削減を図り経営基盤の安定化に取り組む必要がある。
- (ii) 開館から 22 年を経過し、配管や暖房設備、映像設備等の老朽化が進んでおり、優先順位が高いものから順次更新されているが、未更新の設備に関し不良箇所の早期把握に努めるとともに早期更新に向けて県との協議が必要である。特に、映像設備の老朽化対策やものしりコーナー等施設更新が必要である。
- (iii) 平成 13 年以来プロパー社員を採用しておらず、年々社員の平均年齢は高齢化しつつある。

(10) 監査の結果

① 棚卸資産の管理について（指摘事項）

会社は、販売する商品ごとに商品受払簿を管理補助簿として作成している。月ごとの受払の計算が正確に行われておらず、また、大量の棚卸の所在不明があったがその分析もされていない。記入の方法も担当者ごとにばらばらで、記号等が記載されているがその内容も不明である。年度末に商品受払簿の締め切りも行われていない。

会社は、適正な商品受払簿を作成し管理を適切に行うべきである。また、行方の分からない棚卸資産の原因分析を行い、適切な対策を講じるべきである。

② 貯蔵品の管理について（指摘事項）

切手受払簿が作成され、切手、収入印紙及び葉書とともにファイルに保存されている。切手受払簿（ファイル）中に現金 950 円が入っていたが、その原因は職員が葉書を私用で使い、負担分を現金で入れていたためである。葉書については、実際有り高と切手受払簿とに差異があるが原因は不明である。年度末に切手受払簿の締め切りもされていなかった。

職員の私用による切手等貯蔵品の使用を防止し、年度末に切手の実査、管理簿の締め切りを行う等貯蔵品の適切な管理を行うべきである。

③ 制服作成に係る経費について（指摘事項）

平成 24 年度決算書上、職員の着用する制服代金 379,260 円が販売費に計上されている。この職員の着用する制服は平成 25 年度から使用開始しているが、会社は資産（貯蔵品）計上していない。平成 24 年度の決算書上貯蔵品を計上すべきである。

④ 試供品や協賛品の売上計上について（指摘事項）

会社が協賛品として提供する商品や交際費等として利用する商品が、売上として計上されている。この会計処理により計上された平成 24 年度の総額は、584,675 円である。会社が計上した会計仕訳は以下のとおりである。

(借方) (広告宣伝費等の販売費)    ×××    /    (貸方) (売上高)    ×××

売上高については消費税法上の不課税売上高として計上されており、消費税額の計算に影響はない。

本来、試供品や協賛品の目的で提供する商品は売上とすべきでなく、他勘定振替として売上原価からの控除項目として表示すべきである。

⑤ 中禅寺湖ボートハウスの箇所改善について（意見）

会社は、中禅寺湖ボートハウスの管理業務を行っている。ボートハウスの場所は、車で日光いろは坂方面から国道 120 号線を群馬県方面に向かう大きな左カーブの途中にあり、手前に標識等の設置も見にくく場所が分かりづらい。

観光シーズンには園地内のベンチも不足する。さらに、ボートハウスの 2 階ウッドデッキから落ちる雨水で、1 階は常に藻が生えた状態で滑りやすく危険である。

ボートハウスは、第二次世界大戦後 GHQ が保養を目的に建てた歴史ある建物である。県は、これら不便な点を改善し、ボートハウスがより一層の観光拠点となるよう広報活動と利用促進を図るべきである。

⑥ 退職給付引当金の計上誤りについて（指摘事項）

退職給付引当金は、平成 23 年度の財務諸表上、本来昇給前の基本給を基礎に算定すべきところ、昇給後の基本給を基礎に算定していた。このため、平成 23 年度の貸借対照表上、退職給付引当金が 1,080 千円過大に計上されていた。平成 24 年度では、昇給前の基本給を基礎に算定されており、退職給付引当金期末残高は適正に計上されているが、損益計算書上、退職給付引当金繰入額（販売費及び一般管理費）が 1,080 千円少なく計上されていた。

各事業年度ごとに適正な退職給付引当金の計上を行うべきである。

⑦ 随意契約で行われる業務委託について（意見）

会社が随意契約により外部委託をしている主な業務と委託金額の過去 3 年間の推移は、以下の通りである。

主な業務委託の過去 3 年間の推移表 (単位:千円)

委託業務名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
日光自然博物館内清掃業務委託	6,825	6,825	6,825
湖畔第一駐車場トイレ清掃業務委託	976	976	976
日光市所在県有自然公園施設清掃管理業務委託	10,647	10,647	10,647
湖畔第一駐車場自家用電気工作物保守委託	111	111	111
中宮祠湖畔園地・自家用電気工作物保守委託	107	107	107
奥日光地区駐車場管理業務委託（湖畔・華巖）	31,140	31,140	31,140
駐車場周辺環境整備業務委託	4,711	4,711	4,711
中禅寺湖畔園地等管理業務委託	6,937	6,937	6,937
中禅寺湖畔園地（二荒山神社前駐車場）管理業務委託	294	294	294
中禅寺湖畔ボートハウス管理業務委託	3,563	3,563	3,563
日光自然博物館警備業務委託	680	680	680
湖畔第一駐車場警備委託業務	403	403	403
イタリア大使館別荘記念公園警備業務委託	655	655	655
中禅寺湖畔ボートハウス警備業務委託	604	604	604
赤沼自然情報センター警備業務委託	441	441	441
湖畔第一駐車場園路昇降機設備保守委託	1,625	1,625	1,625

上記の委託業務は、数年間同じ事業者が請け負っており、委託業者が作成する設計書は、単価と業務内容が毎年同一である。

県の所管課によると、「会社は、地域との連携を含めた奥日光地域の活性化のための取組を行うため、地元の組合・企業等との連携を図り雇用促進等の活性化を図ることとし、地元の関係企業や組合との随意契約についてはやむを得ない」としている。

地域との連携を含めた奥日光地域の活性化を優先し、随意契約を容認し続けるなら、競争原理が働かず、地元の組合や企業が会社に依存し続けることになる。

今後、随意契約による業務委託のあり方を検討すべきである。

#### ⑧ 委託金額の削減について（指摘事項）

多くの業務委託金額が数年間据え置かれたままで、経費削減がされていない。

県は、「経営5か年計画」を策定し経費削減に取り組んでいるとしているが、上表に掲げた項目は過去3年間同額で委託され、経費削減努力が見られない。業務委託に際して入手する設計書の内容及び単価が毎年同じで、設計書入手と検討手続が形骸化している。過年度の実績や他社の単価計算等を考慮し、業務内容の必要性判断や経費削減が出来ないか検討すべきである。

#### ⑨ 自然解説員による手作りの展示について（意見）

展示物の多くが開設時に設置したもので古さを感じる。そのような中で、華厳の滝の写真中に実物の人間の大きさを縮小して貼り付け、滝の大きさを実感してもらう等解説員の手作り展示が多数あった。

博物館のエントランスホールには自然情報センターがあり、自然解説員が常駐し来館者に奥日光の自然に関する最新情報を伝え、情報発信を行う等の対応を行っている。表示している奥日光の地図は、男体山の標高が更新されたものが手書きで修正されており、廃止されたロープウェーがテープで消されている。自然解説員自らが鹿の骨や動物の毛皮を収集展示し、観覧者の手に触れられるようにしている。

実際にこれらの展示は、小学生等の観覧者に好評である。往査した平成25年10月4日は、朝から雨が降っているにもかかわらず多くの小学生が実際に手に触れ、自然解説員に多くの質問をしていた。

経費削減要請の中で、解説員が経費をなるべくかけない様に自作展示し、一方で観覧者に満足を与えるようにしており、日頃の努力を感じる。これらについて、今後もより一層の努力が望まれる。

## 2. 損益会計

### (1) 栃木県立自然博物館及び奥日光地区駐車場管理業務

#### ① 指定管理料収入

(単位：円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定管理業務受託料	99,434,286	99,434,286	99,434,286

(注) 金額は消費税抜きで表示している

平成18年度より指定管理者制度が導入されており、現在は第2期（平成21年度～平成25年度）である。当該公の施設の所在する市町村等と連携し、地域振興を図る観点から、現在管理を行っている法人その他の団体を指名することが適当と認められる場合に該当するものとして非公募としている。

#### ② 指定管理収入のうち利用料金収入

##### (i) 博物館観覧料収入

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度
大人	人数(名)	6,914	6,908	6,643
	収入(円)	3,110,951	3,048,185	2,970,759
小人	人数(名)	28,663	25,852	25,183
	収入(円)	5,523,190	4,971,470	4,851,426
計	人数(名)	35,577	32,760	31,826
	収入(円)	8,634,141	8,019,655	7,822,185
免除	身障者(名)	388	245	384
	視察(名)	3,278	3,161	3,215
	小計(名)	3,666	3,406	3,599
人数合計(名)		39,243	36,166	35,425
その他無料ゾーン(名)		23,635	22,300	16,508
利用者合計(名)		62,878	58,466	51,933

(注) 金額は消費税抜きで表示している

会社の管理運営については、有料入館者数は計画値比、対前年比ともに下回る結果となっている。首都圏の業者訪問、県内の学校訪問を実施し、誘客の強化、風評の払拭に努めているが、日光方面への修学旅行についてコース変更を考えていないとの回答を得ている。

##### (ii) 自然解説ガイド料収入

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度
自然解説 ガイド	件数(件)	202	200	186
	人数(名)	15,148	15,274	14,083
出張 レクチャー	件数(件)	55	44	44
	人数(名)	5,022	3,945	3,920
計	件数(件)	257	244	230
	人数(名)	20,170	19,219	18,003
	①収入(円)	8,225,723	8,501,907	7,810,000
ミニ クラフト	件数(件)	10	14	10
	人数(名)	618	798	846
	②収入(円)	31,772	38,705	38,762
観察会	件数(件)	20	23	28
	人数(名)	1,451	1,366	2,140
	③収入(円)	657,164	826,839	975,000
収入合計(円)		8,914,659	9,367,451	8,823,762
入場者 レクチャー	件数(件)	16	15	7
	人数(名)	1,138	1,236	589

(注) 金額は消費税抜きで表示している

自然体験を重視した自然観察会等を実施して自然と人間との関わりや自然の大切さを一般にアナウンスしており、会社が企画して参加者を募集する観察会と奥日光への来訪者が現地で直接参加申し込みをする観察会を実施している。

(iii) 駐車場事業収入

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度
湖畔一	台数 (台)	17,490	16,136	18,717
	収入 (円)	4,678,133	4,509,962	5,304,486
湖畔二	台数 (台)	13,258	10,535	11,002
	収入 (円)	3,752,180	3,050,695	3,186,505
華巖一	台数 (台)	102,783	94,087	100,250
	収入 (円)	29,272,675	26,967,733	28,671,656
華巖二	台数 (台)	117,353	105,202	112,453
	収入 (円)	49,184,409	38,163,372	43,105,980
回数券 (円)		13,036,685	10,421,686	11,356,581
計	台数 (台)	250,884	225,960	242,422
	収入 (円)	99,924,082	83,113,448	91,625,208

(注) 金額は消費税抜きで表示している

奥日光地区駐車場の管理運営については、奥日光便利マップを季節ごとに作成し、市内の観光施設64か所、県内コンビニエンスストア114店舗、旅行会社20支店、ショッピングセンター5店舗に配置し、誘客に努めている。

また、ゴールデンウィーク、お盆、紅葉シーズンに日光宇都宮道路内の日光口PAにおいて、奥日光便利マップ配布と草花の開花状況や紅葉の見どころ情報、道路の混雑状況等の情報提供を実施し、駐車場の利用と奥日光地区への誘客を行っている。

③ 協力金収入

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度
イタリア大使館	人 数 (名)	47,131	38,384	41,779
	収 入 (円)	2,306,896	3,396,797	3,678,688
ボートハウス	人 数 (名)	47,297	46,798	45,402
	収 入 (円)	336,405	313,377	314,142

(注) 金額は消費税抜きで表示している

協力金収入について「県立日光自然博物館及び奥日光地区駐車場管理運用仕様書」には、指定管理者が管理運営業務を実施するにあたり、サービス向上及び事業内容の充実を図るために、管理する施設(公の施設を除く)の利用者から任意の協力金等を募ることを妨げない旨記載されている。

## (2) その他の事業

### ① 低公害バス事業収入

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度
人 数 (名)		97,093	127,747	107,211
収 入 (円)		27,221,846	35,884,645	29,900,733
早朝 バス	人 数 (名)	4,110	5,035	3,579
	収 入 (円)	1,138,286	1,380,810	1,018,143

(注) 金額は消費税抜きで表示している  
早朝バスは内数とする

低公害バスの運行は、日光市道 1002 号線（国道 121 号線から千手ヶ浜間）が自然保護のため一般車両進入禁止とされたことに伴い実施されたものである。赤沼自然情報センターにおいて最新の情報提供を行うことにより利用者の関心を高め、バス乗車率の向上に努めている。

県が低公害バスを無償で貸与することにより、バス運賃の低価格設定に寄与している。

### ② 売店販売部門収入

(単位：円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
商品販売	10,545,312	10,825,236	12,473,522

(注) 金額は消費税抜きで表示している

「熊鈴」「花カレンダー」「日光の花 325」等、奥日光ならではの特色ある日光自然博物館オリジナル商品を取り揃え、商品の販売を通じ奥日光のPRに寄与している。

日光自然博物館、赤沼自然情報センター、イタリア大使館の売店及び外部委託による販売を実施している。

### ③ その他

#### (i) 業務受託収入

(単位：円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
映像展示賃借料	98,000	98,000	98,000
その他受託料	3,754,000	755,451	3,432,404
収入合計	3,852,000	853,451	3,530,404

(注) 金額は消費税抜きで表示している

県からの緊急雇用創出事業の受託業務等を請け負っている。

#### (ii) 物品賃借料収入

(単位：円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
器具等レンタル料	167,144	141,668	119,524
自然情報データ提供	91,428	68,572	77,143
会議室等使用料	10,666	7,713	14,569
収入合計	269,238	217,953	211,236

(注) 金額は消費税抜きで表示している

### (3) 監査の結果

#### ① 協力金収入の資金使途について（指摘事項）

協力金収入は、維持費や修繕費等のサービス向上及び事業内容の充実を図る用途で使用されるものであるが、平成24年度末で協力金収入に伴う繰越金が11,931,023円ある。

当該施設の所有者は県で広い意味で公の施設であり、基本的に10万円以上の修繕費等は県が負担していることを鑑みるのであれば、当該資金の余剰分は県民に還元すべきものである。

資金使途がないのであれば、普通預金として寝かしておくのではなく県民に還元する使い方を検討する等、資金の有効活用に努めるべきである。

#### ② 予算実績の把握について（指摘事項）

会社は「経営5か年計画」を基本方針としながら経営基盤の強化を図っている。しかしながら、事業年度ごとの予算が作成されておらず、予算実績管理が厳密になされていない。また、部門別会計制度が構築されているが細かく細分化された設定となっており、その集計業務自体に焦点がいており管理として有効活用されていないのが現状である。

「経営5か年計画」に沿った年次予算の作成や部門別の目標設定及び予算実績を把握するために部門別会計の有効活用（場合によっては集計単位の見直し等）を図っていくべきである。

#### ③ 発生主義会計への対応について（指摘事項）

法定福利費（社会保険料）の処理について、平成22年度に発生主義への対応を実施しているが平成23年度より現金基準での処理に変更されている。従来実施されていた発生主義へ戻すべきである。

また、賞与引当金の計算において社会保険料相当額が考慮されていないので、計算に反映させるべきである。

#### ④ 東京電力からの賠償金について（指摘事項）

平成23年12月～平成24年3月分の賠償金収入5,751,480円について平成24年度の雑収入として会計処理がなされている。前年度の期間の収入であり適切な経常利益を把握する観点から前期損益修正益として処理すべきである。

また、当該収入が平成24年度に計上された経緯が、賠償請求に係る事務処理の遅延によることから適切な損益計算が実施できるよう迅速な事務処理対応を徹底していくべきである。

#### ⑤ 計算根拠資料の保管について（指摘事項）

賞与引当金や退職給与引当金等の処理については、基礎情報を顧問会計事務所に提示し会計処理の指導を受けている。しかしながら、その計算根拠資料については顧問会計事務所で保管されており、会社では管理がなされていない。決算をするにあたり、計算根拠資料を入手してその内容の把握及び管理を実施していくべきである。

## VI. 公益財団法人栃木県体育協会

### 1. 概要

#### (1) 目的

公益財団法人栃木県体育協会（以下財団と称す）定款第3条の規定により、「スポーツを振興して、県民体力の向上とスポーツ精神を養うこと」を目的とする。

#### (2) 所在地

栃木県宇都宮市中戸祭 1-6-3 スポーツ会館内

#### (3) 事業所

- ① 今市青少年スポーツセンター 日光市根室 609-1
- ② 栃木県体育館 宇都宮市中戸祭 1-6-3

#### (4) 沿革

##### ① 年表

昭和5年4月	旧栃木県体育協会発足
昭和22年8月1日	栃木県体育協会発足
昭和45年6月9日	栃木県教育委員会から財団法人設立を許可され、財団法人栃木県体育協会として発足 事務所を栃木県宇都宮市塙田 504 番地栃木県庁第二庁舎内に置く
昭和49年8月1日	今市青少年スポーツセンター仮オープン
昭和50年7月14日	今市青少年スポーツセンター落成式（全施設オープン）
昭和55年4月1日	事務所を宇都宮市中戸祭 1 丁目 6 番 3 号のスポーツ会館に移転する
昭和56年4月1日	事務局組織を2部4課1センターとする
平成4年8月28日	艇保管庫を藤岡町に建設する
平成8年4月1日	事務局組織を2部4課から事務局長・4課制に改編する
平成13年4月1日	事務局の総務企画課と経理課を統合し総務課に改編する
平成24年4月1日	公益法人制度改革に伴い、栃木県の認定を受けて公益財団法人栃木県体育協会となる

##### ② 重要な事業の開始、改廃

昭和59年2月26日	第1回栃の葉国体記念健康マラソン大会開催
昭和60年9月～ 10月	県民体育祭及び栃の葉国体記念栃木県民フェミリースポーツ大会を一本化し第1回栃木県民スポーツ大会と改称し大会開催
昭和63年4月1日	県から栃木県体育館の管理運営を受託する
平成12年4月1日	財団法人栃木県総合射撃場協会の解散に伴い事業を承継し、栃木県総合射撃場として管理運営を開始する
平成16年10月1日	栃木県総合射撃場を環境保全対策のため一時休止とする
平成18年4月1日	栃木県体育館の指定管理者（3年間）となる
平成21年4月1日	栃木県体育館の指定管理者（5年間）となる

(5) 役員の状況

① 人数

理事 25 名、監事 3 名

② 報酬総額 (理事長及び常務理事兼事務局長のみ)

5,930 千円 (平成 24 年度実績額)

6,388 千円 (平成 25 年度予算額)

(6) 職員の状況 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

① 人数

プロパー職員 14 名、県派遣職員 11 名、期限付職員 14 名、非常勤職員 1 名、臨時補助員 3 名

② 平均年齢

56 歳 (プロパー職員 14 名)

③ 報酬総額及び平均給与金額

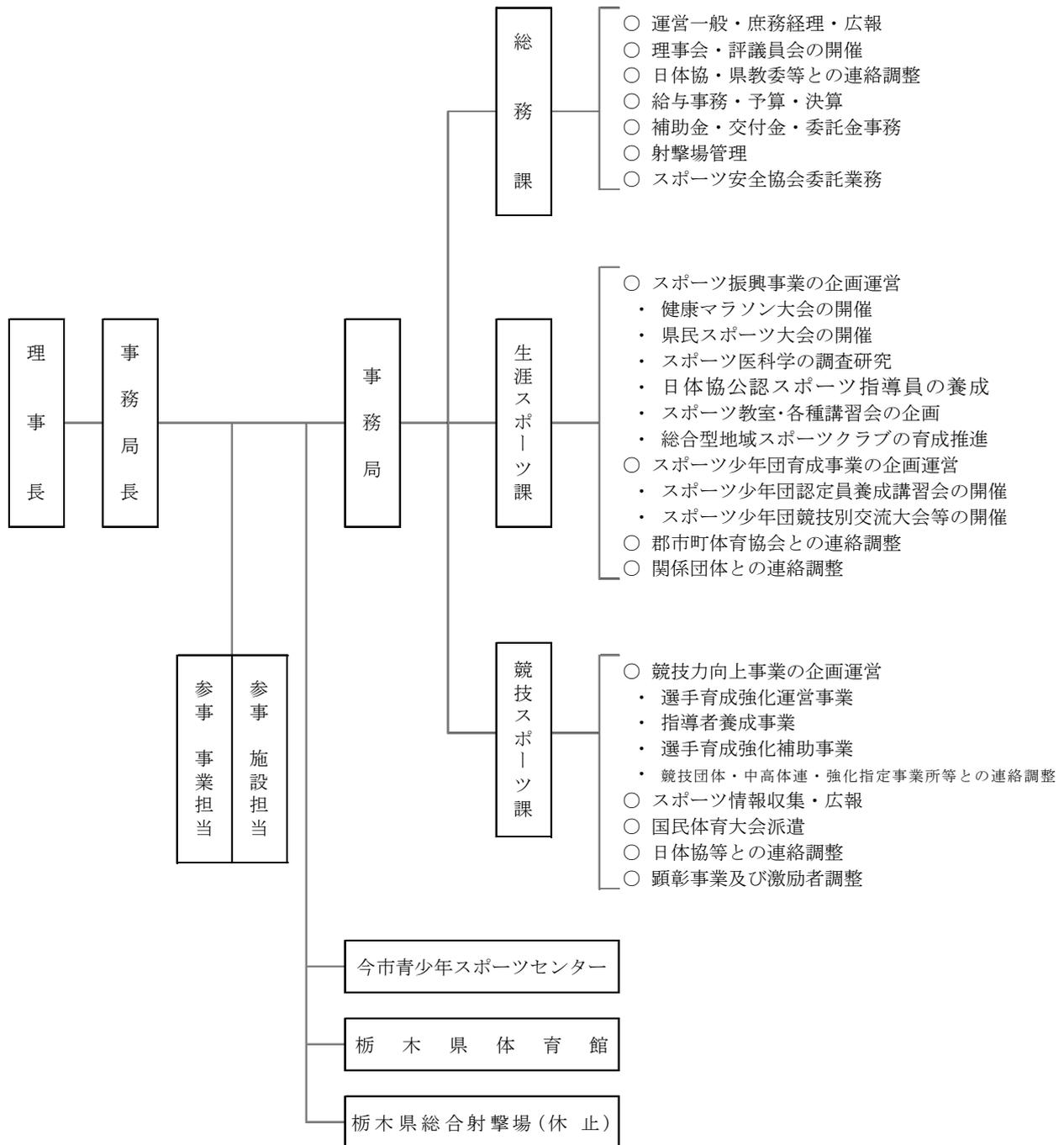
年間報酬総額は、124,063 千円 (プロパー職員 13 名 (理事長除く)、県派遣職員 10 名 (常務理事兼事務局長除く)、期限付職員 14 名、非常勤職員 1 名、臨時補助員 3 名の合計)

職員 13 名の平均年間給与 (賞与を含む) は、5,130,765 円 (プロパー職員総額)

④ 組織図

公益財団法人 栃木県体育協会組織表

(平成25年3月31日現在)



(7) 県との関係

① 県からの出資（出捐金）

県からの出資（出捐金）の総額は、4,000千円であり出資（出捐）割合は、40%である。

② 県との契約関係

(i) 補助金、助成金の内容

名称	栃木県体育協会補助金
内容	栃木県体育協会の公益事業並びに法人会計に係る職員費の補助
金額	75,938千円（平成24年度実績）

名称	選手育成強化費補助金
内容	国民体育大会において常に上位の成績を狙えるよう競技力の向上に努めるとともに、国際大会や全国大会等で活躍できる選手の育成を図るため、競技団体及び関係機関・団体との緊密な連携のもと各種事業の推進を図る
	主な実施事業
	1 競技力向上事業
	(1) 選手育成強化運営事業
	(2) 指導者養成事業
	(3) 選手育成強化補助事業
金額	120,000千円（平成24年度実績）

名称	冬季国体特別強化費補助金
内容	平成26年1月に、本県で開催される第69回国民体育大会スケート・アイスホッケー競技会において、開催県に相応しい成績を収めるために、2ヶ年計画による種別強化により、スケート競技及びアイスホッケー競技の競技力の向上を図るとともに、本県のイメージアップ及び地域の活性化を図る
	主な実施事業
	1 競技力向上事業（特別強化）
	2ヶ年計画による特別強化により、中・高校生の育成強化並びに成年選手の技術向上を図るため、競技団体主導による、県内強化練習会や全国のトップレベルにあるチームや選手との合同練習・遠征・合宿等を実施
金額	11,597千円（平成24年度実績）

(ii) 指定受託者の具体的内容

施設名	栃木県体育館
具体的内容	1 栃木県体育館の施設の維持管理に関する業務 2 栃木県体育館の施設等の利用の許可に関する業務 3 栃木県体育館の施設の運営に関する業務 具体的な業務内容 ・施設の敷地全体及びスポーツ器具等を含む建物全体の管理 ・施設の専用利用、普通利用の許可申請受付と利用許可、利用者への対応 ・事業報告書の作成や施設の設置目的に沿った利用促進のための事業の実施

期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
請負金額	114,900千円（年間受託金額、5ヶ年合計で574,500千円）

③ 県職員OBの役職員等（平成25年3月31日現在）

15名（役員10名、プロパー職員5名）

- ・役員10名中1名（理事長）の報酬4,336千円　9名については無報酬
- ・プロパー職員5名の給与総額15,377千円

④ 県との補償契約の内容

該当なし

(8) 事業の状況（平成25年度）

以下の事業を行っている。このうちスポーツ振興事業、スポーツ少年団育成事業、競技力向上事業及び今市青少年スポーツセンター事業は公益事業であり、栃木県体育館等管理運営事業及びスポーツ安全協会委託業務は収益事業である。

① スポーツ振興事業

- ・各種大会開催事業
- ・スポーツ医科学事業
- ・顕彰事業
- ・スポーツ指導者育成事業
- ・広報事業
- ・スポーツ教室開催事業
- ・とちぎの子ども元気塾事業
- ・総合型地域スポーツクラブ育成推進事業

② スポーツ少年団育成事業

- ・スポーツ少年団組織運営事業
- ・スポーツ少年団指導者、リーダー育成及び派遣事業
- ・スポーツ少年団大会開催及び派遣事業
- ・スポーツ少年団国際交流事業
- ・スポーツ少年団顕彰事業

③ 競技力向上事業

- ・選手育成強化運営事業
- ・指導者養成事業
- ・選手育成強化補助事業

④ 今市青少年スポーツセンター事業

- ・スポーツ教室事業
- ・県民の日協賛イベント及び施設無料開放
- ・サポート事業

- ・施設貸与事業
- ・施設整備事業
- ・日光市ホッケー場管理運営業務

⑤ 栃木県体育館等管理運営事業

- ・栃木県体育館管理運営事業
- ・事務室及び会議室貸与事業

⑥ スポーツ安全協会委託業務

- ・スポーツ傷害等の団体保険に関する業務

⑦ 栃木県総合射撃場管理事業（休止中）

(9) 財務状況

① 準拠している会計基準

公益法人会計基準（平成20年改正基準）

② 過去3期分の財務諸表

(i) 貸借対照表の推移

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
<b>I 資産の部</b>			
1 流動資産			
現金預金	29,023	50,942	41,021
未収金	6,751	5,476	3,656
仮払金	785	12	1,403
貯蔵品	573	573	-
流動資産合計	37,134	57,005	46,081
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産積立金	10,000	10,000	10,000
基本財産合計	10,000	10,000	10,000
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	102,540	109,649	110,974
栃の葉国体記念スポーツ振興	295,500	261,100	201,269
船田スポーツ賞	2,000	2,000	2,000
中学校S最優秀賞(星功賞)	1,000	1,000	1,000
栃木県スポーツ少年団積立金	3,265	3,265	3,265
整備等積立金	7,650	7,650	19,967
射場整備等積立金	215	115	115
退職金支払準備資金	-	-	27,860
特定資産合計	412,170	384,779	366,451
(3) その他固定資産			
建物	323,845	306,154	288,850
構築物	353,683	329,445	307,328
機械及び装置	643	365	307
車両及び運搬具	185	143	97
船舶	841	77	57
工具	0	0	0
器具及び備品	7,317	3,264	1,674
建物付属設備	957	6,380	6,015
電話加入権	112	112	112
預託金	17	17	17
その他固定資産合計	687,604	645,961	604,461
固定資産合計	1,109,775	1,040,741	980,913
資産合計	1,146,909	1,097,746	1,026,994
<b>II 負債の部</b>			
1 流動負債			
未払金	20,137	40,715	31,739
仮受金	3,933	-	1,403
預り金	2,083	2,483	1,597
流動負債合計	26,154	43,198	34,739
2 固定負債			
職員退職手当引当金	104,742	109,649	110,974
固定負債合計	104,742	109,649	110,974
負債合計	130,896	152,847	145,713
<b>III 正味財産の部</b>			
1 指定正味財産合計	-	-	-
(うち基本財産への充当額)	-	-	-
(うち特定資産への充当額)	-	-	-
2 一般正味財産	1,016,013	944,899	881,280
(うち基本財産への充当額)	10,000	10,000	10,000
(うち特定資産への充当額)	412,170	384,779	366,451
正味財産合計	1,016,013	944,899	881,280
負債及び正味財産合計	1,146,909	1,097,746	1,026,994

## (ii) 正味財産増減計算書の推移

平成24年度より公益法人会計基準に準拠しているため、別表で記載している。

(単位：千円)

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
1 受取負担金	4,640	4,640
2 事業収益	23,923	25,176
3 受取使用料及び手数料	72,262	56,914
4 受取補助金及び交付金収入	361,957	216,129
5 受取委託金	117,302	176,973
6 財産収益	4,222	3,322
7 受取賛助会費	2,360	2,253
8 諸収益	1,182	3,778
経常収益計	587,850	489,186
(2) 経常費用		
1 スポーツ振興事業費	12,168	62,122
2 スポーツ少年団育成費	16,792	16,779
3 競技力向上事業費	159,271	140,000
4 管理費	361,466	254,427
5 今市青少年スポーツセンター費	84,581	87,282
経常費用計	634,280	560,612
当期経常増減額	▲46,429	▲71,426
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
前期一般正味財産修正益	-	312
経常外収益計	-	312
(2) 経常外費用		
固定資産除去損	2,532	-
経常外費用計	2,532	-
当期経常外増減額	▲2,532	312
当期一般正味財産増減額	▲48,962	▲71,113
一般正味財産期首残高	1,064,975	1,016,013
一般正味財産期末残高	1,016,013	944,899
II 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額	-	-
指定正味財産期首残高	-	-
指定正味財産期末残高	-	-
II 正味財産期末残高	1,016,013	944,899

科 目	平成24年度
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
1 事業収益	229,447
2 受取補助金等	214,096
3 その他	7,672
経常収益計	451,216
(2) 経常費用	
1 事業費	488,607
1 給料手当	108,859
2 委託料	51,938
3 負担金補助及び交付金	134,642
4 減価償却費	40,745
5 その他	152,421
2 管理費	23,315
1 給料手当	9,081
2 委託料	2,595
3 その他	11,638
経常費用計	511,922
当期経常増減額	▲60,706
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	-
(2) 経常外費用	
1 貯蔵品除去損	573
2 法人税、住民税及び事業税	2,339
経常外費用計	2,912
当期経常外増減額	▲2,912
当期一般正味財産増減額	▲63,618
一般正味財産期首残高	944,899
一般正味財産期末残高	881,280
II 指定正味財産増減の部	
1 受取補助金等	214,096
2 受取会費	2,695
3 一般正味財産への振替額	216,791
当期指定正味財産増減額	-
指定正味財産期首残高	-
指定正味財産期末残高	-
III 正味財産期末残高	881,280

(iii) キャッシュフロー計算書の推移  
未作成

(10) 財務情報の開示状況

- ・インターネットで公開している  
URL:[http://www.tochigi-sports.jp/ts\\_taikyoku200.html](http://www.tochigi-sports.jp/ts_taikyoku200.html)
- ・決算書を財団事務局にて備置き
- ・県の出資団体として、栃木県庁県民プラザ室に資料を備置き

(11) 今後の経営課題

収入の多くが県からの補助金や指定管理業務による委託金収入と、県体育館や今市青少年スポーツセンターの施設使用料であるが、財政的に非常に厳しい状況である。収益性の高い事業の実施や、簡素化・効率化・コスト削減等『財政基盤の確立』の検討が必要となっている。

県体育館、別館、武道館、弓道場、屋内プール館ともに、施設の老朽化に伴い予期せぬ修繕箇所が増えている。県との協定で100万円未満の修繕は受託者が負担することになっており、財政面での工面に苦慮している。

今市青少年スポーツセンターについては、開所から38年が経過し老朽化が著しい。これまでは県からの補助によって計画的に改修工事等を行ってきたが、現在は、県からの財政支援も無くなり、対応に苦慮している。

県からの派遣職員の引き上げや、今後、プロパー職員の定年退職が続くことから、本協会の事業を適正に推進していくために、組織体制・人員配置について、早急に対策を講じていく必要がある。

(12) 監査の結果

① 栃木県射撃場の減損について（指摘事項）

財団は、栃木県射撃場（栃木県宇都宮市新里町乙1067）のクレー射撃場建物及び関連設備を保有する。栃木県射撃場は、平成16年10月1日より休業し、平成20年度より減価償却費を計上していない。休業から10年近く経過し機材等の利用は不可能なものが多く、今後の利用見込みは不明である。

公益法人会計基準では、有形固定資産の減損を規定しているが体育協会は適用していない。有形固定資産の減損の適用を検討すべきである。

② 貸借対照表総括表の作成について（意見）

財団は、平成23年度まで貸借対照表総括表を作成していたが、平成24年度より作成していない。このため収益事業用の資産負債と公益事業用の資産負債が表示上明確でない。収益事業の利益の50%以内繰入れの場合は義務付けされていないが、貸借対照表総括表を作成すべきである。

③ 賞与引当金の計上について（指摘事項）

財団は、職員へ支払う賞与について現金主義に基づき費用計上し、賞与引当金の計上を行っていない。職員へ支払う賞与は、12月2日から翌年5月31日を支給対象期間とし、6月に支給される。6月に支給される金額を合理的に見積もり、12月2日から決算日までの期間に負担

する金額を引き当て計上すべきである。また、引当金繰入額は、公益事業と収益事業に分けて負担させるべきである。

④ 有形固定資産の収益事業分の貸借対照表計上について（指摘事項）

建物（スポーツ会館）の一部は、収益事業に利用されている。しかし、税務申告書に添付されている貸借対照表上、収益事業に使われる固定資産が計上されていない。減価償却費については振替計上により収益事業に計上されている。

収益事業として利用する固定資産が適切に貸借対照表上計上されていないと収益事業の財務内容を適切に示さない。建物（スポーツ会館）の一部は、収益事業の貸借対照表上固定資産として計上すべきである。

⑤ 退職給付引当金の計上誤謬と収益事業への負担について（指摘事項）

(i) 退職給付引当金は、平成 23 年度に約 2,201 千円の積立不足があり、平成 24 年度にも約 2,200 千円の積立不足がある。每期自己都合による退職金の見積額を適正に引き当て計上すべきである。

(ii) 退職給付引当金繰入額（費用）について、正味財産増減計算書上、収益事業への負担額分が計上されていない。収益事業への負担を適正に見積もり負担額分を計上すべきである。

⑥ 栃の葉国体スポーツ振興基金取崩について（指摘事項）

栃の葉国体スポーツ振興基金 59,830 千円が、平成 23 年 3 月 25 日及び平成 23 年 5 月 27 日の理事会承認を経て取り崩され、以下の資金に振替えされている。このうち、県派遣職員経費等は経費として支払済みである。

(単位：千円)

振替えられた基金等の内容	金額
整備等積立金	12,317
退職金支払準備資金	27,860
県派遣職員経費等	19,653
合計	59,830

振替えられた退職金支払準備資金 27,860 千円の内容は、以下の通りである。すなわち、平成 24 年度末に在職するプロパー職員 8 名それぞれが定年まで在職したと仮定し、各 8 名が定年退職時に不足する退職金財源を平成 24 年度末で確保したものである。

これとは別に退職給与引当資産は、プロパー職員 8 名が自己都合で退職した場合に必要とされる資金を確保したものであり、対応する退職給与引当金 110,974 千円は、積立不足額 2,200 千円はあるが負債の部にほぼ満額引当金計上され、特定資産上も退職給付引当資産が同額留保されている。

栃の葉国体スポーツ振興基金の目的は、県民健康増進と連帯活力にあふれた県民育成をめざしたスポーツ活動の日常化にあり、基金運用による果実をこれら目的のために使用することにある。

栃の葉国体スポーツ振興基金の取り崩しは、理事会決議承認を経ているが、退職金支払準備資金への振替は、上記の目的よりもいまだ確定していない定年退職に伴う職員の人件費を優先したものであり合理性を欠いており、今後検討すべきである。

⑦ 預金の残高証明書との差異について（指摘事項）

法人税申告書及び添付されている財務諸表は顧問税理士に作成を依頼している。法人税申告書に添付されている貸借対照表では、収益事業に使用されている銀行預金口座の貸借対照表計上額と残高証明額に以下の差異があった。

（単位；円）

貸借対照表に計上されている預金金額	22,794,904
銀行の発行した残高証明金額	24,247,256
差異	1,452,352

貸借対照表総括表が作成されておらず、差異が発生した原因は不明である。残高証明金額と貸借対照表計上額に差異がある場合、差異の原因を明確にし、収益事業に使用される預金口座を実態に合わせるべきである。

## 2. 公益目的事業会計

### (1) 公1：スポーツ振興事業

財団は、スポーツ振興事業として以下の事業を実施している。

- ① 各種大会開催事業
- ② スポーツ医科学事業
- ③ 顕彰事業
- ④ スポーツ指導者育成事業
- ⑤ 広報事業
- ⑥ スポーツ教室の開設
- ⑦ 総合型地域スポーツクラブ育成推進事業

収益と事業費の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

【収益の主な内訳】	金額
受取参加料	9,622
受取広告料	1,170
受取委託料	1,786
受取県補助金	13,227
受取日体協交付金	1,845
受取スポーツ振興くじ助成金	2,672
その他	8
収益合計	30,330

(単位：千円)

【事業費の主な内訳】	金額
人件費	14,753
報償費	7,642
消耗品費	2,607
印刷製本費	1,303
委託料	1,457
使用料及び賃借料	1,142
負担金補助金及び交付金	1,220
その他	2,243
事業費合計	32,367

### (2) 公2：スポーツ少年団育成事業

日本スポーツ少年団は、昭和37年(1962年)に「スポーツによる青少年の健全育成」を目的に創設された、公益財団法人日本体育協会の内部組織であり、それ自体法人格は有していない。現在、団数約3万5千団、団員数約81万人を擁する日本で最大の青少年スポーツ団体である。

スポーツ少年団は、単位スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団の4つの段階で構成・運営されている。市区町村・都道府県・日本ス

スポーツ少年団は委員会や部会を設け、直接的・間接的に単位団及び団員、指導者、育成母集団を支援していて、指導者の資質向上をはかるため、指導者協議会を設置している。

また、住民スポーツの総体である体育協会や教育委員会とも連携しており、栃木県スポーツ少年団は財団の内部組織である。県内では、平成 24 年度で足利市を除く全市町において 780 団体、15,663 名の団員が登録されている。

財団は、スポーツ少年団育成事業として以下の事業を実施している。

- ① 市町スポーツ少年団の育成充実
- ② 全国・関東スポーツ少年大会・スポーツ少年団競技別交流大会等への派遣事業
- ③ 県競技別交流大会・交歓会の開催
- ④ スポーツ少年団国際交流事業
- ⑤ 顕彰事業

収益と事業費の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

【収益の内訳】	金額
受取登録料	15,212
受取参加料	2,929
受取委託料	300
受取県補助金	11,517
受取日体協補助金	2,044
受取利息	5
収益合計	32,008

(単位：千円)

【事業費の主な内訳】	金額
人件費	12,691
報償費	2,741
旅費交通費	1,269
消耗品費	1,245
納付金	8,787
負担金補助金及び交付金	3,353
その他	1,925
事業費合計	32,011

### (3) 公3：競技力向上事業

国民体育大会において常に上位の成績を狙えるよう競技力の向上に努めるとともに、国際大会や全国大会等で活躍できる選手の育成を図るため、競技団体及び関係機関・団体との密接な連携のもと、以下の事業を実施している。

- ① 選手育成強化運営事業
- ② 指導者育成事業
- ③ 選手育成強化補助事業

収益と事業費の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

【収益の内訳】	金額
受取県補助金	136,604
受取利息	8
収益合計	136,612

(単位：千円)

【事業費の主な内訳】	金額
人件費	18,957
報償費	1,306
負担金補助金及び交付金	128,083
減価償却費	2,719
その他	3,529
事業費合計	154,594

上記のように、県から受け取った補助金を、各競技団体や強化選手・指導者等に配分するのが本事業である。

#### (4) 公4：今市青少年スポーツセンター事業

スポーツを通じて青少年の健全育成と地域スポーツの振興、また、生涯スポーツの実践拠点並びに競技スポーツの拠点として、施設の有効活用と適正な管理運営を図った。

##### ① スポーツ推進事業

##### (i) スポーツ教室の開設

〈種 目〉

- ・ピラティス 2 講座 (春、秋：一般男女対象) (参加者 延べ 481 名)
- ・エアロビクス デイ 2 講座 (春、秋：一般男女対象) (参加者 延べ 248 名)
- ・骨盤リセット 2 講座 (春、秋：一般男女対象) (参加者 延べ 263 名)
- ・ヨガ 2 講座 (春、秋：一般男女対象) (参加者 延べ 383 名)
- ・スケート 2 講座 (冬：子供対象) (参加者 延べ 268 名)

(ii) トレーニングサポート (スケート) (参加者 延べ 922 名)

##### ② 施設無料開放

県民の日記念協賛事業として、各種スポーツ教室の無料体験及び施設を一般に無料開放した。

開 放 日：平成 24 年 6 月 17 日 (日) 参加者：414 名

・各施設の無料開放

・各種スポーツ無料体験

大縄跳び大会、キッズ (女子) サッカースクール、チャレンジライミング、ホッケーセミナー、ズンバ、リラックスヨガ

### ③ 施設整備事業

施設利用者の安全と利用人員の増加を図るため、施設の保守整備・環境整備を実施した。

#### (i) 各施設の保守・環境整備

### ④ 日光市ホッケー場管理運営業務

日光市から委託を受け、日光市ホッケー場の管理及び運営業務を行った。

### ⑤ 宿泊者・外来者の利用促進

平成 24 年度利用者数

- ・ 宿泊利用者 10,306 名
- ・ 施設利用者 96,758 名

## (5) 監査の結果

### ① 公 1：スポーツ振興事業会計

#### (i) 「県体協だより」に係る収益・費用の計上区分について（指摘事項）

財団では、年に 3 回「県体協だより」という 20 ページ前後の広報誌を発行し、加盟団体や県内の学校、スポーツ少年団等に配布している。この広報誌の発行に係る費用（年間で約 388 千円）及び広報誌に掲載される広告に係る収入（160 千円）は、すべて公 1 のスポーツ振興事業会計に計上されている。

広報誌の記事としては、国体における栃木県選手団の記録やスポーツ少年団の行事予定、また今市青少年スポーツセンターや収益事業として管理・運営を行っている栃木県体育館の利用案内等も含まれていることから、「県体協だより」に係る収益・費用を、すべて公 1 のスポーツ振興事業会計に計上することは適切ではないと考えられる。

移行認定申請時に指導機関と十分に協議し公 1 に区分したものではあるが、ページ数に応じて各会計区分に按分計上するか、もしくは財団全体の広報誌であるという位置付けから、総額を法人会計に計上することを検討すべきである。

#### (ii) 栃の葉国体記念健康マラソン大会に係る業者の選定について（指摘事項）

毎年開催している栃の葉国体記念健康マラソン大会に係る費用の支出先が、特定の 1 業者に集中している。

当該業者に対する支出の費目別内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

【支出の費目別内訳】	金額
報償費	1,442
消耗品費	1,419
通信運搬費	71
手数料	493
委託料	991
合計	4,419

上記の支出は、いずれも随意契約で行われている。理由としては、記録・着順の計測方法として計測用リグ（大会出場者のゼッケンの裏に付ける IC タグで、これにより自動的に所要時

間を計算することが可能となる。)による時間計測システムを導入した当初は、同様のシステムを有しているのが当該業者のみであったことと、同システムを導入した大会において、大会のロゴマークを当該業者に作成してもらったために、著作権の関係もあり大会ロゴ入りの参加賞やスタッフ用ジャンパー等については、当該業者に発注せざるを得ないとのことであった。

現在では、計測用リグによる時間計測システムを有している業者は他にも存在することから、競争入札によって業者を選定することで委託費用を引き下げることが可能になると思われる。また大会ロゴについても、著作権を買い取るかもしくは新たに作成したとしても、競争入札によって業者を選定した方が、参加賞やジャンパー等の費用を低くすることができると思われる。

いずれにせよ、随意契約ではなく競争入札により業者を選定すべきである。

#### (iii) 事業費の科目間の入り繰りについて (指摘事項)

栃の葉国体記念健康マラソン大会に係る費用のうち、ナンバーカード(出場者がつけるゼッケン)代金は消耗品費勘定で、また所要時間や順位等の計測業務の委託料を委託料勘定で計上している。

請求書の内訳を確認したところ、消耗品費勘定に計上されているナンバーカード代金のうち、本来は計測業務委託料として委託料勘定に計上すべきものが270千円含まれていた。また逆に、委託料費勘定に計上されている計測業務委託料のうち、本来はナンバーカード代金として消耗品費勘定に計上すべきものが115千円含まれていた。

結果として、消耗品費が154千円だけ過大に、また委託料が同額だけ過少に表示されている。回議書上、ナンバーカードの作成については、純粋にナンバーカードの代金のみを消耗品費とすることで事前に決裁を受けている。会計処理についても回議書に添った形で、純粋にナンバーカードの代金のみを消耗品費として計上すべきである。

#### (iv) 事前に回議のない費用について (指摘事項)

栃の葉国体記念健康マラソン大会に係る費用のうち、手数料勘定に計上されているエントリー手数料493千円については、予算執行伺(経費支出伺)があるものの、回議書は存在しない。

別途、事前に回議書を作成し、委託料として支出の承認を受けている計測業務の見積書上に上記のエントリー手数料も項目としては含まれているが、金額の記載はなく、「別途お見積り」と記載されているのみである。

エントリー手数料は、実際の申込者数が確定しなければ金額も確定しないという性格をもつ費用ではあるが、他にも同様の性格をもつマラソン大会関連費用があり、それらの費用は事前に回議書での決裁を受けている。エントリー手数料についても、予算執行伺(経費支出伺)のみで支出を行うことは適切ではなく、事前に回議書での決裁を行うべきである。

#### (v) 消去すべき内部取引について (指摘事項)

財団は、スポーツ振興事業の一環として、従来よりヨガやストレッチ等のスポーツ教室を開設しており、また本年度からは「とちぎの子ども元気塾」事業として小学生を対象とするスクールを開催している。こうしたスポーツ教室やスクールの会場として、県体育館(同プール及び弓道場を含む)や今市青少年スポーツセンターを使用しているが、使用に際しては、一般の団体が利用した場合と同額の使用料を各施設に支払っている。

こうした支出はいずれも内部取引であるが、正味財産増減計算書内訳表においては相殺消去されておらず、結果として正味財産増減計算書にそのまま両建てで計上されている。

公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）の注解（注2）によれば、「当該公益法人が有する会計区分間において生じる内部取引高は、正味財産増減計算書内訳表において相殺消去するものとする。」と規定されていることから、当該基準に従って適切に相殺消去すべきである。

なお、公1：スポーツ振興事業会計に計上されている内部取引の金額は以下の通りである。

（単位：千円）

【使用料及び賃借料のうち】	金額
公4：今市青少年スポーツセンター事業会計に対する支出	15
収1：栃木県体育館等管理運営事業会計に対する支出	347
内部取引合計	362

(vi) 栃の葉国体記念健康マラソン大会の継続開催について（意見）

栃の葉国体記念健康マラソン大会は平成25年で第31回目の開催となるが、平成24年まで1月もしくは2月に実施してきた日程を、平成25年より11月に変更した。この結果、同じ日に県内で行われる他のマラソン大会や各種行事と日程が重なってしまい、参加者がほぼ半分に減少してしまった。

開始当初は、マラソン大会の数自体もそれほど多くなかったことから、栃の葉国体を記念してマラソン大会を開催することにもそれなりの意義が認められた。

しかしながら、栃の葉国体の開催から既に30年以上が経過し、次回の県内での国体開催も予定されていることや、その後のマラソン愛好者数の増加に伴い、各市町等によって開催されるマラソン大会の数が増えたこと、さらには参加者の減少に伴い参加料収入も減少していること等を総合的に勘案すれば、参加料収入を上回る費用をかけてまで公益事業として本大会を継続していく意義が、果たしてどれほどあるのか疑問である。

本大会は栃木県民スポーツ大会のロードレース競技も兼ねて開催されているため、開催を継続しない場合には代替策が必要となるが、それを考慮しても、本大会については開催の継続性を検討すべき時期にきているものと思われる。

② 公2：スポーツ少年団育成事業会計

(i) 消去すべき内部取引について（指摘事項）

財団は、スポーツ少年団育成事業の一環として、各種大会や講習会、研修会を開催している。これらの会場として、県体育館や今市青少年スポーツセンターを使用しているが、使用に際しては、一般の団体が利用した場合と同額の使用料を各施設に支払っている。

こうした支出はいずれも内部取引であるが、正味財産増減計算書内訳表においては相殺消去されておらず、結果として正味財産増減計算書にそのまま両建てで計上されている。

公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）の注解（注2）によれば、「当該公益法人が有する会計区分間において生じる内部取引高は、正味財産増減計算書内訳表において相殺消去するものとする。」と規定されていることから、当該基準に従って適切に相殺消去すべきである。

なお、公2：スポーツ少年団育成事業会計に計上されている内部取引の金額は以下の通りである。

(単位：千円)

【使用料及び賃借料のうち】	金額
公4：今市青少年スポーツセンター事業会計に対する支出	29
収1：栃木県体育館等管理運営事業会計に対する支出	79
内部取引合計	109

③ 公4：今市青少年スポーツセンター事業

(i) 全天候型テニスコートの減価償却費について（指摘事項）

全天候型テニスコートは平成19年4月以降閉鎖しているが、閉鎖後も毎年259,438円の減価償却費を計上している。遊休資産であるため、減価償却費を計上することは適切ではない。また、非営利法人委員会報告第31号「公益法人会計基準に関する会計指針（その3）」に準拠して、減損の要否を検討すべきである。

(ii) 業務委託契約書の作成について（意見）

昭和59年11月から屋内スケートリンク内の売店業務を外部に委託しており、売店使用料と電気料を毎月受け取っている。

平成16年頃までは業務委託契約書を毎年作成していたが、その後は業務委託契約書を作成していないため、今後は作成することが望ましい。

### 3. 収益事業等

#### (1) 収1：栃木県体育館管理運営事業

栃木県体育館はスポーツの普及振興を図り、県民の健全な心身の発達に寄与するために設置されている。使用用途は以下のようになっている。

##### ① 専用利用

貸切り状態の利用であり、利用許可申請書は利用日の2ヶ月前までに提出

##### ② 普通利用

専用利用がないときの個人での利用であり前月の25日から予約を受付

##### ③ 会議室利用

スポーツに関する利用を優先し、利用申し込みは随時受付

平成18年度からの指定管理料、利用者数、利用料金は以下のとおりである。

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定管理料 (円)		129,946,000	130,312,000	130,280,000	114,900,000	114,900,000	114,900,000	114,900,000
利用者数(名)	本館	75,953	66,593	63,008	69,738	70,579	25,183	57,185
	別館	27,045	25,885	29,020	28,096	27,915	9,928	23,591
	プール館	47,357	50,658	49,156	50,303	50,248	10,601	46,584
	武道館	47,953	45,363	45,938	45,937	47,228	17,984	46,240
	弓道場	15,883	14,787	15,645	12,948	11,771	4,187	11,209
	合 計	214,191	203,286	202,767	207,022	207,741	67,883	184,809
利用料金 (円)	専用利用	7,342,220	7,047,560	8,599,000	8,962,193	8,732,430	2,890,280	8,313,520
	普通利用	18,807,420	20,175,980	17,753,790	16,462,100	16,744,610	4,524,550	15,154,770
	合 計	26,149,640	27,223,540	26,352,790	25,424,293	25,477,040	7,414,830	23,468,290

経常収益と経常費用の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

【経常収益の内訳】	金額
指定管理受託収入	114,900
利用料金収入	23,468
スポーツ会館家賃等収入	3,062
自販機手数料等収入	5,400
経常収益合計	146,831

(単位：千円)

【経常費用の内訳】	金額
人件費	39,038
燃料費	11,823
水道光熱費	17,736
修繕費	4,995
委託料	41,684
その他経費	13,771
経常費用合計	129,050

## (2) 収2：スポーツ安全協会委託事業

財団法人スポーツ安全協会よりスポーツ安全協会栃木県支部事務局業務の委託を受けて以下の事務を処理している。

＜財団法人スポーツ安全協会支部規定＞	
第5条	
(1)	スポーツ活動及び社会体育活動の普及奨励並びに事故防止に係る事業に関し会長が委嘱する事項
(2)	会員登録規定に基づく会員登録の受付に関する事項
(3)	スポーツ安全協会傷害保険及び（賠償責任保険付）の加入受付及び保険分担金の徴収に関する事項
(4)	前号掲げる事項に附帯する事項
(5)	その他会長が特に委託する事項

経常収益と経常費用の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

【経常収益の内訳】	金額
受託業務収入	9,297
経常収益合計	9,297

(単位：千円)

【経常費用の内訳】	金額
人件費	7,289
広告料	519
その他経費	1,060
経常費用合計	8,869

## (3) 監査の結果

### ① 受取手数料について（指摘事項）

スポーツ会館に設置されている飲料水の自動販売機に係る取扱い手数料は、法人会計の収益として扱っているが、収益事業等会計に属する内容である。

自動販売機の設置は、来館者の利便性を高めることにはなっても、財団の公益目的とは直接の関係のないサービスである。また、財団の運営上から言っても、自動販売機は必要不可欠なものではない。委託会社からの取扱い手数料の収受は、営利企業からの収益の一部配分金であると考えられることから収益事業として扱うことが適切である。

### (事実関係)

財団の建物であるスポーツ会館には、民間の飲料メーカーの自動販売機が設置されており、体育館等の施設利用者を始め、財団の役職員や2階に賃借している協会加盟団体である入居団体等の職員が自動販売機を利用している。財団は、委託会社から取扱い手数料（平成24年度205,259円）を収受しているが、その会計処理について法人会計の収入として扱っている。

## ② 委託料収入・使用料収入について（指摘事項）

財団は、栃木県体育館等管理運営事業を移行認定申請時に指導機関と十分に協議したうえで収益事業として扱っているが、財団の目的であるスポーツ振興の中核的な事業であり公益事業として認識すべきである。

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条において、公益認定の基準を示しているが、その第1号に「公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること」と規定している。同法第2条四号の定義によると、公益目的事業とは、「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。」と定めている。また、別表（第2条関係）の九号において、「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」を挙げている。

財団が、栃木県体育館等管理運営事業を営む目的は、本県体育スポーツの中核施設として、県の定めた料金制度に則り県民にスポーツ施設の場を提供し、スポーツ教室や各種のスポーツ大会、イベント事業の開催を通じて、本県体育スポーツの振興を図ることである。管理運営事業は、その手段として施設の適正な管理運営に努めるための事業である。

県有施設の管理運営の形態として、管理委託制度や指定管理者制度の選択がある。また、料金徴収の方法について直接収納制や利用料金制度（施設の使用料収入を指定管理者の収入とすることができる制度）の選択がある。いずれの方法を採用するかは行政が決めることであるが、選択した方法によって委託者である県や受託者である財団の事業目的が変わるわけではない。栃木県体育館等管理運営は、本県体育スポーツの振興を図るために行っているのであるから、指定管理者制度や利用料金制度の導入が事業の性格を収益目的の事業に変えてしまうことはない。

公益認定の基準である公益目的事業の定義は、「公益の種類の実施」かつ「不特定・多数の利益増進寄与」である。栃木県体育館等管理運営事業は、この二つの要件を満たしている。

また、同じく施設の管理運営事業である今市青少年スポーツセンター事業は、財団施設であることから指定管理者制度の対象施設ではなく、事業収支は公益目的事業会計の区分としているが、事業の目的は栃木県体育館等管理運営事業と同じである。

## （事実関係）

財団の目的として定款第3条に「スポーツを振興して、県民体力の向上とスポーツ精神を養うこと」と規定している。また、この目的を達成するため、同第4条4項、12項において「各種大会、講習会等スポーツに関する事業の実施を行うことや委託を受けた体育施設の管理運営を行うこと」を事業として掲げている。

指定管理者制度による栃木県体育館の本館、別館、プール館、武道館等の管理運営業務に係る受取委託料114,900千円は、全額収益事業等会計区分に計上している。また、これらの施設の利用者から收受する使用料26,531千円は、受取使用料として計上しているが、同様に全額を収益事業等会計で扱っている。

一方、財団の施設である今市青少年スポーツセンターの使用料37,614千円は、公益目的事業会計に計上している。また、運営のための人件費に対する県補助金34,461千円も、公益目的事業会計に計上している。

### ③ スポーツ会館の受取使用料について（意見）

スポーツ会館の受取使用料は、移行認定申請時に指導機関と十分に協議したうえで収益事業等会計に区分されているが、公益目的事業会計に計上する内容のものである。

スポーツ会館の設置の主旨は、施設設置規程第1条に定められているが、第1条において「定款第4条に規定する事業を行うため」とあり、スポーツ会館の他、今市青少年スポーツセンター等3施設が対象施設として挙げられている。そして、定款第4条1項では「スポーツ振興に関する基本方針を確立すること」、2項では「加盟団体の強化発展と相互の連絡融和を図ること」を挙げ、スポーツ会館が財団の目的を達成するための事業に使用されることになっている。

財団の加盟団体は、県内の市区町の体育協会や各種スポーツ連盟、協会等78団体である。事務室や会議室兼体育室の貸出しをこれらの団体に限定していることを理由に、公益目的事業に該当しないとすることは、「木を見て森を見ず」の議論である。公益目的事業の基準は、事業が「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」であるか否かであって、施設利用が「不特定かつ多数の者」に開放されているか否かではない。財団の加盟団体は、スポーツ振興を目的として掲げる公益性を持つ団体であり、その団体の活動を支援することになる施設の貸出し事業が公益要件を満たさないとする解釈は問題がある。

### （事実関係）

財団の事務局が入居しているスポーツ会館の一面は、事務室5室と会議室兼体育室となっており、体育スポーツ団体及び教育関係機関（スポーツ会館管理運営規則第2条）に貸出ししている。

事務室5室は、財団の加盟団体である高等学校体育連盟、中学校体育連盟、剣道連盟、柔道連盟や他の団体であるレクリエーション協会が入居している。会議室兼体育室は、財団の加盟団体に対して貸出しを行っている。

使用料は、本館等の使用料と同じくすべて収益事業等会計の受取使用料に計上されている。

### ④ スポーツ会館の敷地に係る取り決め等について（意見）

スポーツ会館の敷地は宇都宮市の所有のものであり、昭和53年に県との間で使用貸借契約を結んでいる。また、昭和54年に敷地内にスポーツ会館を建設することについて宇都宮市より承諾を得ている。

しかしながら、県と財団の間でスポーツ会館の敷地に係る取り決め等について明確になされていないので、書面等により明らかにすべきである。

## VII. 県における指定管理者制度の整備・運用状況について

### 1. 指定管理者制度創設の経緯

(平成 13 年 6 月)

経済財政諮問会議における「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(骨太の方針)」

⇒「民間でできることは民間に」をモットーに地方自治における規制緩和及び公務市場開放の主要施策として、官民の役割分担の項目の中に、建設、維持、管理、運営、それぞれについて可能なものは民間に任せることを基本とする。



総合規制改革会議(※)を中心に、「指定管理者制度」創設に向けた議論が展開

(※) 総合規制改革会議：平成 13 年 4 月 1 日に内閣府に設置された組織。議長は、宮内義彦(オリックス株式会社代表取締役会長兼グループ CEO(当時))

(平成 14 年 12 月)

総合規制改革会議における「規制改革の推進に関する第 2 次答申」

⇒一定の条件の下での利用料金の決定等を含めた管理委託を地方公共団体の出資法人等のみならず、民間事業者に対しても行うことができるように現行制度(管理委託制度)を改正すべき。

(平成 15 年 3 月)

「指定管理者制度」の導入方針が閣議決定。地方自治法の一部を改正する法律案を通常国会に提出。

(平成 15 年 6 月 13 日)

地方自治法の一部を改正する法律が公布。

(平成 15 年 9 月 2 日)

同法施行(ただし、平成 18 年 9 月 1 日までの間、経過措置有り)。

(平成 17 年 3 月 25 日)

「栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」公布・施行。

(平成 18 年 4 月)

本県における指定管理者による公の施設の管理開始。

⇒栃木県行財政改革大綱(平成 18 年 2 月策定)において、県民サービスの向上とコスト削減を図るため、平成 18 年 4 月 1 日から、栃木県総合文化センター等 41 施設において導入することを明記。

## 《指定管理者制度と管理委託制度の相違》

項目	指定管理者制度	管理委託制度
相手先	地方公共団体が指定する法人その他の団体（民間事業者も幅広く含まれる。）	公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人
手法	「指定」という行政処分により公の施設の管理権限を当該指定を受けた者に委任する。	地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を委託する。
権限	個々の使用許可が可能	個々の使用許可は不可

## 2. 指定管理者制度の概要

### (1) 指定管理者制度とは

県の施設（公の施設）を県以外の者が管理運営する手段で、民間活用のひとつである。

ここでいう公の施設とは、県の施設のうち県民に利用していただくための施設であり、代表的な公の施設として以下のものがある。

- ① レクリエーション・スポーツ施設  
県民ゴルフ場、グリーンスタジアム等
- ② 産業振興施設  
産業会館、宇都宮産業展示館等
- ③ 基盤施設  
防災館、県営都市公園等
- ④ 文教施設  
総合文化センター、なかがわ水遊園等
- ⑤ 社会福祉施設  
健康づくりセンター、福祉プラザ等

県の公の施設は146施設（別途一覧表を記載）あり、そのうち平成25年度においては44施設で指定管理者制度が導入されている。

### (2) 指定管理者制度導入で期待されている効果

利用者の満足度を上げ、より多くの利用者確保しようとする民間経営の発想から、利用者へのサービスの向上が期待できる。

また、公の施設の管理に民間事業者の手法を活用することにより、管理経費の縮減が可能となることから、利用料の低料金化又は県からの支出金の低減を図ることができる。

## 3. 指定管理者制度を有効に運営するには

指定管理者制度が有効に運営されているかどうかの評価は、それぞれの立場により異なってくる。

利用者側からすれば、質の高いサービスの提供と利用料金の低減であり、行政側からすれば、公平かつ透明な事業者の選定を通じてのサービスの向上と行政コストの低減（別途経費縮減状

況を記載)である。また、指定管理者の側からすれば、両者のニーズを実現しながら、自らの利潤を生みだしていくということである。

指定管理者としては、かなり質の高い効率的な経営が要求されており、それが実現できない限り、両者を満足させながら、なおかつ利潤を上げることはきわめて困難である。

利用者側からの具体的評価は、アンケート等直接的なもののほか、施設の維持管理が悪ければおのずと、公の施設の利用が減少するから利用者数で測定することができる。

また、指定管理者制度を有効に運営するためには、行政側に対して、適切な競争環境を維持するための方策、事業者が公の施設を管理運営して行けるだけの合理的な指定管理料の算定、事業者が適切に公の施設を管理運営しているかどうかについてのモニタリング等が求められる。

県では、指定管理施設ごとに、「指定管理者による公の施設の管理運営状況」をホームページに掲載しており、ここにおいて、指定管理事業の収支、利用状況、利用者の意見及び対応、指定管理者による自己評価及び所管課による評価を掲載している。

平成25年度において、「栃木県行政改革推進委員会専門部会」が設置され、指定管理施設の管理運営状況に関する評価について、具体的な評価内容や評価方法について、第三者の視点から見直しすることを検討している。

以上のように、県としては指定管理者制度を有効に運営するために一定の努力をしている。このことは評価できるが、なお監査を通じて発見した事項があるので以下に記載する。

(1) 県の公の施設に対して、指定管理者制度を導入するか否かの判断に関する透明性の確保について (指摘事項)

現状では、県所有の公の施設に対して、指定管理者制度を導入するか否かの判断は、行政内部のみの判断であり、外部の学識経験者等の意見を求めるべきである。

146の公の施設のうち、指定管理者制度が導入されているのは44施設である。

直営とするには、県の施策やそもそも指定管理になじまない施設等一定の理由(別途直営とする理由の一覧を記載)はあるが、行政改革の推進という面からは、今後、指定管理者制度の導入施設を拡大する必要があると考えられる。

その際には、指定管理者制度運営の透明性を高めるためにも、外部の学識経験者等が参加する委員会において、どの公の施設に指定管理者制度を導入すべきか議論を行うべきである。

指定管理者制度が導入されてから8年余りが経過し、行政側にも指定管理を受ける側にも、この制度の運営に関する十分なノウハウが蓄積されてきている。

したがって、外部の意見により新たに対象施設が増加することになっても、混乱は生じないと考えられる。

(2) 公募か非公募かの判断における透明性の確保について (指摘事項)

現状では、指定管理者を公募とするか非公募とするかの判断は、行政内部のみの判断であり、外部の学識経験者等の意見を求めるべきである。

44の指定管理制度導入施設(別途一覧表を記載)のうち、公募によるものは32施設である。

非公募とするには、一定の理由はあるが、指定管理者制度運営の透明性を高めるためにも、外部の学識経験者等が参加する委員会において、公募、非公募の判断を行うべきである。

### (3) 目標の達成度合いの明確化について（意見）

公の施設の管理運営状況（県のホームページ）において、県や指定管理者が目標とする利用者満足度の達成状況を明確に把握することができない。

利用者のニーズを把握し、満足度を向上させるのは、指定管理者に課せられた責務ではあるが、具体的に測定するには困難な面がある。

しかしながら、利用者へのサービス向上を図るには、利用者の満足度を測定しその結果をフィードバックさせる仕組みは必要である。

今後、測定のための指標や達成度合いの評価方法についての検討が必要と考えられる。

この点については、平成 25 年度に設置された「栃木県行政改革推進委員会専門部会」の議論に期待するものである。

### (4) 公募における応募団体数について（意見）

単独応募であり実質的に競争原理の働いていない公の施設が多い。

後掲の「指定管理者制度導入施設一覧」では、公募による 32 施設のうち応募団体数が 1 団体のみなのが 19 件、2 団体のものが 10 件、3 団体のものが 3 件である。

事前説明の段階では複数の団体が参加していたとしても、応募の段階で 1 団体のみでは、実質的に競争原理が働いているとはいえない。

一般的に単独応募の場合、指定管理料は上限あるいは、上限に近い価額で決まることとなり、行政コスト削減の効果に限界がある。

県の所管課においても、応募団体数が複数となるようにこれまで努力してきたことは認められるが、上記のような現状を考慮すると、さらなる工夫（例えば、応募資格のうち「栃木県内に主たる事務所又は本店を有しているもの」という規定の緩和等）が求められる。

### (5) 指定管理者選考における審査について

指定管理者の選考については各所管課の担当であるが、審査全体に係わる改善提案であることから、ここに記載する。

#### ① 最低応募価額の導入について（意見）

審査項目では、応募価額は 100 点満点中 30 点程度を配点しており、応募価額の要素は審査の上で大きなウェイトを占めている。

応募団体の中には、極端に低い価額で応募してくる団体もあった。応募書類を詳細に検討すると、実現困難な利用料収入を見込んだ設定金額となっていると考えられた。（結果的にこの団体は総点数が 1 位ではなかったため、指定管理者とはならなかった）

したがって、このような団体を排除することは、指定管理者制度を維持するためには必要な措置と考えられる。

#### ② 失格要件の導入について（意見）

応募団体の財務の状況が債務超過であるとか、応募団体が過去数年以内に重大な法令違反をしていたということがあった場合には、もしこの団体が指定管理者となれば、事業の継続に疑義をもたざるを得ない。

したがって、このような団体を排除するためには、失格要件の導入が必要となってくる。

### ③ 加算点の導入について（意見）

民間事業者ならではの発想や手法を導入し、効果を上げることを一つの目的としている指定管理者制度においては、仕様書を上回るような事業内容や、画期的なアイデアに対し、審査の段階で一定の加算点を導入することも必要と考えられる。

加算点の導入により、民間団体も応募する意欲をもつのではないかと考えられる。

### (6) 指定管理者からの財務報告について（指摘事項）

指定管理者の管理については、各所管課の担当であるが、指定管理者全般に共通することから、ここに記載する。

指定管理者からの報告は毎月各所管課に対し行われているが、財務報告は年に一度の事業報告のみである。

各所管課にとって、指定管理者の財政状況を把握することは重要なことと考えられる。もし、財政状況が悪化している場合には、適切な時期に適切な指導を行わないと、指定管理を受けている業務に支障をきたすこととなる。

したがって、少なくとも四半期に一度は、財務状況の報告を求めるべきである。

公の施設一覧

通番	番号	施設名称	担当課室	管理方法
1	1	栃木県防災館	消防防災課	指定管理施設
2	2	栃木県総合文化センター	県民文化課	指定管理施設
3	3	とちぎ男女共同参画センター	青少年男女共同参画課	指定管理施設
4	4	とちぎ青少年センター	青少年男女共同参画課	指定管理施設
5	5	とちぎ健康づくりセンター	保健福祉課	指定管理施設
6	6	とちぎ生きがいづくりセンター	高齢対策課	指定管理施設
7	7	とちぎ福祉プラザ	医事厚生課	指定管理施設
8	8	栃木県障害者保養センター那珂川苑	障害福祉課	指定管理施設
9	9	栃木県子ども総合科学館	こども政策課	指定管理施設
10	10	栃木県産業会館	産業政策課	指定管理施設
11	11	栃木県立宇都宮産業展示館	観光交流課	指定管理施設
12	12	とちぎ花センター	生産振興課	指定管理施設
13	13	栃木県なかがわ水遊園	生産振興課	指定管理施設
14	14	栃木県鶏頂高原牧場	畜産振興課	指定管理施設
15	15	栃木県霧降高原牧場	畜産振興課	指定管理施設
16	16	栃木県土上平放牧場	畜産振興課	指定管理施設
17	17	栃木県日光自然博物館	自然環境課	指定管理施設
18	18	奥日光地区駐車場	自然環境課	指定管理施設
19	19	栃木県県民の森	自然環境課	指定管理施設
20	20	とちぎ明治の森記念館	道路保全課	指定管理施設
21	21	栃木県総合運動公園	都市整備課	指定管理施設
22	22	栃木県井頭公園	都市整備課	指定管理施設
23	23	栃木県鬼怒グリーンパーク	都市整備課	指定管理施設
24	24	栃木県中央公園	都市整備課	指定管理施設
25	25	栃木県那須野が原公園	都市整備課	指定管理施設
26	26	栃木県みかも山公園	都市整備課	指定管理施設
27	27	栃木県日光田母沢御用邸記念公園	都市整備課	指定管理施設
28	28	栃木県日光だいや川公園	都市整備課	指定管理施設
29	29	栃木県とちぎわんぱく公園	都市整備課	指定管理施設
30～38	30～38	県営住宅（足利地区）	住宅課	指定管理施設
39～41	39～41	県営住宅（佐野地区）	住宅課	指定管理施設
42	42	栃木県とちぎ海浜自然の家	生涯学習課	指定管理施設
43	43	栃木県なす高原自然の家	生涯学習課	指定管理施設
44	44	栃木県体育館	スポーツ振興課	指定管理施設
45	45	栃木県立日光霧降アイスアリーナ	スポーツ振興課	指定管理施設
46	46	栃木県グリーンスタジアム	スポーツ振興課	指定管理施設
47	47	栃木県立県南体育館	スポーツ振興課	指定管理施設
48	48	栃木県立県北体育館	スポーツ振興課	指定管理施設
49	49	栃木県立温水プール館	スポーツ振興課	指定管理施設
50	50	栃木県体育館分館	スポーツ振興課	指定管理施設
51	51	栃木県立しもつけ風土記の丘資料館	文化財課	指定管理施設
52	52	栃木県立なす風土記の丘資料館	文化財課	指定管理施設
53	53	栃木県民ゴルフ場	経営企画課	指定管理施設
54	54	栃木県交通安全教育センター	運転免許管理課	指定管理施設

公の施設一覧

通番	番号	施設名称	担当課室	管理方法
55	1	栃木へりポート	交通政策課	直営施設
56	2	栃木県立美術館	県民文化課	直営施設
57	3	栃木県立博物館	県民文化課	直営施設
58	4	栃木県立衛生福祉大学校	保健福祉課	直営施設
59	5	栃木県県南高等看護専門学院	保健福祉課	直営施設
60	6	栃木県立岡本台病院	医事厚生課	直営施設
61	7	栃木県立がんセンター	医事厚生課	直営施設
62	8	とちぎりハビリテーションセンター	障害福祉課	直営施設
63	9	栃木県那須学園	こども政策課	直営施設
64	10	栃木県産業技術センター	工業振興課	直営施設
65	11	県央産業技術専門校	労働政策課	直営施設
66	12	県北産業技術専門校	労働政策課	直営施設
67	13	県南産業技術専門校	労働政策課	直営施設
68	14	農業大学校	経営技術課	直営施設
69	15	栃木県林業センター	環境森林政策課	直営施設
70	16	二十一世紀林業創造の森	環境森林政策課	直営施設
71	17	栃木県八溝県民休養公園	自然環境課	直営施設
72	18	鬼怒川上流浄化センター	都市整備課下水道室	直営施設
73	19	県央浄化センター	都市整備課下水道室	直営施設
74	20	巴波川浄化センター	都市整備課下水道室	直営施設
75	21	北那須浄化センター	都市整備課下水道室	直営施設
76	22	秋山川浄化センター	都市整備課下水道室	直営施設
77	23	大岩藤浄化センター	都市整備課下水道室	直営施設
78	24	思川浄化センター	都市整備課下水道室	直営施設
79	25	栃木県立文書館	総務課	直営施設
80	26	県立図書館	生涯学習課	直営施設
81	27	足利図書館	生涯学習課	直営施設
82	28	芳賀青年の家	生涯学習課	直営施設
83	29	太平少年自然の家	生涯学習課	直営施設
84	30	栃木県ライフル射撃場	スポーツ振興課	休止中
85	31	北那須水道用水供給事業	水道課	直営施設
86	32	鬼怒水道用水供給事業	水道課	直営施設
87	33	鬼怒左岸台地地区工業用水道事業	水道課	直営施設
88	1	県営住宅（松ヶ峰）	住宅課	管理代行施設
89	2	県営住宅（一の沢）	住宅課	管理代行施設
90	3	県営住宅（西原）	住宅課	管理代行施設
91	4	県営住宅（今泉）	住宅課	管理代行施設
92	5	県営住宅（春日）	住宅課	管理代行施設
93	6	県営住宅（西川田）	住宅課	管理代行施設
94	7	県営住宅（若草）	住宅課	管理代行施設
95	8	県営住宅（大和）	住宅課	管理代行施設
96	9	県営住宅（砥上）	住宅課	管理代行施設
97	10	県営住宅（富士見）	住宅課	管理代行施設
98	11	県営住宅（うえの）	住宅課	管理代行施設

公の施設一覧

通番	番号	施設名称	担当課室	管理方法
99	12	県営住宅（江曾島）	住宅課	管理代行施設
100	13	県営住宅（宝木）	住宅課	管理代行施設
101	14	県営住宅（睦）	住宅課	管理代行施設
102	15	県営住宅（雀宮）	住宅課	管理代行施設
103	16	県営住宅（野沢）	住宅課	管理代行施設
104	17	県営住宅（細谷）	住宅課	管理代行施設
105	18	県営住宅（平松）	住宅課	管理代行施設
106	19	県営住宅（築瀬）	住宅課	管理代行施設
107	20	県営住宅（兵庫塚）	住宅課	管理代行施設
108	21	県営住宅（御幸）	住宅課	管理代行施設
109	22	県営住宅（駒生）	住宅課	管理代行施設
110	23	県営住宅（平松本町）	住宅課	管理代行施設
111	24	県営住宅（日吉）	住宅課	管理代行施設
112	25	県営住宅（坂田山）	住宅課	管理代行施設
113	26	県営住宅（若杉）	住宅課	管理代行施設
114	27	県営住宅（田町）	住宅課	管理代行施設
115	28	県営住宅（かみのかわ）	住宅課	管理代行施設
116	29	県営住宅（自治医大）	住宅課	管理代行施設
117	30	県営住宅（祖母井）	住宅課	管理代行施設
118	31	県営住宅（平川第一）	住宅課	管理代行施設
119	32	県営住宅（平川第二）	住宅課	管理代行施設
120	33	県営住宅（大宮）	住宅課	管理代行施設
121	34	県営住宅（城内南第二）	住宅課	管理代行施設
122	35	県営住宅（塚崎）	住宅課	管理代行施設
123	36	県営住宅（大苾）	住宅課	管理代行施設
124	37	県営住宅（渋井）	住宅課	管理代行施設
125	38	県営住宅（扶桑）	住宅課	管理代行施設
126	39	県営住宅（横倉第一）	住宅課	管理代行施設
127	40	県営住宅（横倉第二）	住宅課	管理代行施設
128	41	県営住宅（羽川）	住宅課	管理代行施設
129	42	県営住宅（犬塚）	住宅課	管理代行施設
130	43	県営住宅（壬生）	住宅課	管理代行施設
131	44	県営住宅（木幡北山）	住宅課	管理代行施設
132	45	県営住宅（馬場）	住宅課	管理代行施設
133	46	県営住宅（草川第二）	住宅課	管理代行施設
134	47	県営住宅（草川第三）	住宅課	管理代行施設
135	48	県営住宅（草川第四）	住宅課	管理代行施設
136	49	県営住宅（蒲須坂）	住宅課	管理代行施設
137	50	県営住宅（大日下）	住宅課	管理代行施設
138	51	県営住宅（仁井田）	住宅課	管理代行施設
139	52	県営住宅（平田）	住宅課	管理代行施設
140	53	県営住宅（中田原）	住宅課	管理代行施設
141	54	県営住宅（黒磯）	住宅課	管理代行施設
142	55	県営住宅（稲村）	住宅課	管理代行施設
143	56	県営住宅（埼玉）	住宅課	管理代行施設
144	57	県営住宅（東原）	住宅課	管理代行施設
145	58	県営住宅（三島）	住宅課	管理代行施設
146	59	県営住宅（黒田）	住宅課	管理代行施設

## 直営となっている公の施設（直営としている理由）

施設名称	直営としている理由
栃木ヘリポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ H2年6月（開設）からH9年度まで管理委託を実施していたが、ヘリポート管理に熟知する企業は見つからなかったため、効率的な運営ができず、H10年度から直営（非常勤嘱託員）に変更。</li> <li>○ 本県ヘリポートの主たる用途が県消防防災用であることから、ヘリポート業務と合せて一体的に運営することにより、効率的で安定的な維持管理が確保されるため、引き続き直営が適当。</li> </ul>
栃木県立美術館	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 栃木県立美術館は本県関係の美術資料の収集、保管、展示、調査研究、普及を通じて本県地域文化の発展に大きな役割を果たしている。こうした業務の遂行、特に調査研究業務などは長期的な展望を見据えた学芸員の確保や人材育成が不可欠であり、管理者が替わる恐れのある指定管理者制度を導入した場合には、その遂行は困難となる。</li> <li>○ また、県立美術館は、事業の継続性や、管理運営責任の明確性を維持した県直営の施設であることで、地域や学校、県内市町美術館等の信頼を得て、県内における中核的美術館としての役割を担ってきており、指定管理者制度導入で民間事業者が運営を担う場合、こうした中核美術館としての役割が果たせなくなる恐れがある。</li> <li>○ 他県における指定管理者制度導入事例は、以前から美術館の管理を受託していた財団が、引き続き指定管理者に移行した事例が大部分である。</li> </ul>
栃木県立博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県立博物館は、長年にわたる県内の歴史や自然環境等に係る資料の収集・保管・調査研究及び展示を通じ、本県文化の向上、発展に大きな役割を担ってきているが、こうした博物館の業務の遂行、とりわけ調査研究業務は、長期的展望を見据えた学芸員の確保や人材育成が不可欠であり、管理者が替わるおそれのある指定管理者制度を導入した場合には、こうした機能の維持は困難となる。</li> <li>○ また、県立博物館は県内公立博物館の中核博物館として、他館との連携・協力のもと事業の実施や指導・支援等を行っている。また、学校や市町と連携のもと普及教育事業等を数多く実施しており、これらの役割も、県直営施設として、関係機関との信頼関係があることで十分に発揮できるものであり、指定管理者制度を導入し、民間事業者が運営を担う場合には、中核的博物館や教育施設としての役割を果たせない恐れがある。</li> <li>○ なお、他県博物館における指定管理者制度の導入事例の多くは、以前から博物館の管理を受託していた財団が引き続き指定管理者に移行したものであるが、本県においては、このような財団はない。</li> </ul>
栃木県立衛生福祉大学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該施設は、保健看護・歯科技術・臨床検査の3学部（6学科）からなる養成施設であるが、歯科技工士及び臨床検査技師の養成施設としては、県内唯一の施設であること。</li> <li>○ 専任教員を確保することが難しいと考えられること。</li> <li>○ 専任教員の質を向上する機会が確保が図られるのか疑問であること。</li> <li>○ 近県においても教育機関における指定管理者の導入を見送っていること。</li> </ul> <p>こうした点を踏まえ、現行の管理体制（直営）を継続する。</p>
栃木県県南高等看護専門学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該施設は、平成21年度に従前の2年課程から3年課程に変更し24年3月に第1期卒業生を輩出したところであり、今後の運営状況等を見極める必要があること。</li> <li>○ 専任教員を確保することが難しいと考えられること。</li> <li>○ 専任教員の質を向上する機会が確保が図られるのか疑問であること。</li> <li>○ 近県においても教育機関における指定管理者の導入を見送っていること。</li> </ul> <p>こうした点を踏まえ、現行の管理体制（直営）を継続する。</p>
栃木県立岡本台病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成24・25年度を計画期間として県立病院改革プランを改定し、県立病院の自立的な経営の確立に向け、経営形態のあり方を検討しており、「地方公営企業法の全部適用」「地方独立行政法人化」「指定管理者制度の導入」等を経営形態の比較検討対象としている。</li> </ul>
栃木県立がんセンター	同上
とちぎリハビリテーションセンター	<p>同上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設部門については、病院部門とともに総合リハビリテーションシステムの一翼を担う部門であり、病院部門との連携・調整が不可欠であることから、病院部門の経営形態のあり方検討に併せて、検討する必要がある。</li> </ul>
栃木県那須学園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童自立支援施設は、児童福祉法第35条第2項及び同法施行令第36条により、国・都道府県・政令都市において設置しなければならないとされており、全国58施設中、私立は2施設のみで残り全ては国公立である。</li> <li>○ 本園の事業は、様々な問題を抱えた児童を数年預かり、養育や指導を通して社会的自立を支援することであり、必要とされる職員数も多く、専門職によるかなり高度な支援体制を備える必要があるため、現段階での法人等による運営参入は困難と思われる。</li> </ul>
栃木県産業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産業技術センターの主たる設置目的は試験研究であり、住民の利用に供する「公の施設」に該当すると考えられる部分は、多目的ホール、多目的ルーム等に限定される。</li> </ul> <p>当該部分のみを対象とした指定管理者制度を導入することによる住民サービスの向上、経費の削減等のメリットが想定できないことから、現行の管理体制（直営）を継続する。</p>
県央産業技術専門校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一度民間業者に委託すると、当該業者の撤退があった場合、直ちに直営化することが困難である。（職業訓練指導員の採用や訓練機器の手配等）</li> <li>○ 職業能力開発校における職業訓練は、雇用のセーフティネットの観点から、景気の動向等に応じた訓練数の増減が必要となるが、このような事情をあらかじめ委託業務に含めることが困難である。</li> <li>○ 10代の訓練生を扱う2年間の訓練課程も存在し、単なる職業訓練だけではなくきめ細やかな教育指導（生活指導・進路指導等）を行う必要があり、効率性や採算性になじむものではない。</li> </ul>
県北産業技術専門校	同上
県南産業技術専門校	同上

## 直営となっている公の施設（直営としている理由）

施設名称	直営としている理由
農業大学校	○ 農業大学校は、農業改良助長法に基づく「協同農業普及事業の実施に関する方針」に位置づけられた農業研修教育施設であり、普及活動（農業振興事務所）および試験研究機能（農業試験場）と有機的に連携しながら、教育活動を行うものであることから、これらと分離した形での民間委託は不相当である。
栃木県林業センター	○ 本県の森林、林業等の試験研究機関であり、県の施策展開上、研修・研究業務を直接実施していく必要がある。 (1) 研修業務 林業後継者等の育成や、一般県民の森林保全への理解を深めることを目的とした研修を実施している。 (2) 研究業務 地域の課題解決のための試験・研究など地域に密着した研究を推進していく必要がある。
二十一世紀林業創造の森	○ 林業センターが森林、林業にかかる研修を実施する際のフィールドであり、林業の専門家のための研修や一般県民を対象とした森林、林業の体験プログラムを実施している。
栃木県八溝県民休養公園	○ 現在は管理人や管理事務所を置かず、県北環境森林事務所が管理を行っている。制度の導入のためには、指定管理者側で利用者の問い合わせ等に対応し、管理を行う専任者が必要であり、加えて、指定事業者が遠方である場合は、公園内に事務所の設置も必要になると思われる。しかし、それでは現状よりも相当大きなコストを要することになる。
鬼怒川上流浄化センター	○ 下水道は、公共施設の中でも、ライフラインに位置づけられた重要なサービスで、一時でも機能を停止すれば、県民生活に重大な支障が及ぶ、代替のないサービスである。また、下水道施設の維持管理状況が悪化した場合は、下水道法や水質汚濁防止法等の各種法令に違反するばかりでなく、公衆衛生に重大な悪影響を及ぼすことになる。 このため、県が施設管理に主体的に関与し、確実性の高い維持管理を行う直営管理を選択した。 ○ 平成22年度から民間業者の創意工夫を生かせる包括的民間委託を一部施設に導入しており、その効果は県の要求水準を達成したため、今後全ての浄化センターへ随時拡大する予定である。
県央浄化センター	同上
巴波川浄化センター	
北那須浄化センター	
秋山川浄化センター	
大岩藤浄化センター	
思川浄化センター	
県営住宅	○ 県営住宅の委託による管理方法には、指定管理者制度（地方自治法）と管理代行制度（公営住宅法に基づく地方住宅供給公社による管理）の2つの方法がある。 ○ 管理代行制度は指定管理者制度よりも業務を幅広く委託できるため、県にとってメリットがある。一方、指定管理者制度には民間ノウハウの活用という利点があることから、H18年度から足利地区（9団地）、H22年度から佐野地区（3団地）に指定管理者を試行的に導入し、管理コストや質などについて両者の運用実績を比較検証しているところである。
栃木県立文書館	○ 文書館では、保存年限の終了した行政文書の中から、将来貴重な歴史資料になる文書を選別して保存している。その選別に当たっては専門的な知識を有する県職員が必要であるだけでなく、閲覧対応に際しても、個人情報保護の性質に基づいた判断が不可欠であり、県が直営で維持管理していくことが望ましい。 ○ 歴史的資料の調査研究、県民への普及啓発、学校教育の授業支援などは、教育委員会として直接実施すべきものであり、指定管理者制度の導入はなじまないものと考える。
県立図書館	○ 専門性の高い蔵書とレファレンス機能を基盤に、市町立図書館の支援、補完機能を担っていくなど、指定管理者制度になじまない役割があるため。
足利図書館	○ 足利市への移管に向けて、足利市と協議中であるため。
芳賀青年の家	○ 青少年教育施設再編整備計画（平成18年2月策定）において、新施設オープンまで継続する施設として平成23年度以降廃止予定となっており、廃止により継続性がない。また、プログラム期間中凍結されていた新施設の整備について庁内で検討が行われている。
太平少年自然の家	同上
北那須水道用水供給事業	○ 水道事業では、技術的な実績とノウハウを持った事業者の成熟度が十分でないこと、事業者が倒産等により撤退した場合に事業の継続が困難であることなど今後検討する課題があるため、当面は直営とし、他事業体の動向、民間事業者の状況等を見て今後の対応を検討する。
鬼怒水道用水供給事業	同上
鬼怒左岸台地地区工業用水道事業	○ 工業用水道事業では、技術的な実績とノウハウを持った事業者の成熟度が十分でないこと、事業者が倒産等により撤退した場合に事業の継続が困難であること、さらに、鬼怒工水では水道事業と共有管理であるため、事業を分離することができないことなど今後検討する課題があることから、当面は直営とし、他事業体の動向、民間事業者の状況等を見て今後の対応を検討する。

## 指定管理者制度導入施設一覧

番号	施設名称	指定管理者	指定期間開始日	指定期間終了日	公募・非公募	非公募理由	応募団体数	所管課
1	栃木県総合文化センター	公益財団法人とちぎ未来づくり財団	平成23年4月1日	～ 平成26年3月31日		⑥		県民生活部県民文化課
2	栃木県防災館	北関東総合警備保障株式会社	平成24年4月1日	～ 平成29年3月31日	公募		1	県民生活部消防防災課
3	とちぎ男女共同参画センター	公益財団法人とちぎ男女共同参画財団	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日	公募		1	県民生活部青少年男女共同参画課
4	とちぎ青少年センター	一般財団法人栃木県青年会館	平成24年4月1日	～ 平成29年3月31日	公募		1	県民生活部青少年男女共同参画課
5	栃木県立日光自然博物館	株式会社日光自然博物館	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日		①		環境森林部自然環境課
6	奥日光地区駐車場							
7	栃木県民の森	たかはらの森管理グループ(栃木県森林組合連合会(代表)、たかはら森林組合、高原林産企業組合)	平成25年4月1日	～ 平成28年3月31日	公募		2	環境森林部自然環境課
8	とちぎ健康づくりセンター	社会福祉法人とちぎ健康福祉協会	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日	公募		2	保健福祉部保健福祉課
9	とちぎ生きがいがづくりセンター							保健福祉部高齢対策課
10	とちぎ福祉プラザ	社会福祉法人栃木県社会福祉協議会	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日	公募		1	保健福祉部医事厚生課
11	栃木県障害者保養センター那珂川苑	社会福祉法人とちぎ健康福祉協会	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日	公募		1	保健福祉部障害福祉課
12	栃木県子ども総合科学館	公益財団法人とちぎ未来づくり財団	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日	公募		1	保健福祉部子ども政策課
13	栃木県産業会館	一般社団法人栃木県産業会館	平成24年4月1日	～ 平成27年3月31日		④		産業労働観光部産業政策課
14	栃木県立宇都宮産業展示館	大高商事グループ(株)大高商事(代表)、藤井産業(株)、(株)五光宇都宮店	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日	公募		2	産業労働観光部観光交流課
15	とちぎ花センター	公益財団法人栃木県農業振興公社	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日	公募		2	農政部生産振興課
16	栃木県なかがわ水遊園	公益財団法人栃木県農業振興公社	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日	公募		2	農政部生産振興課
17	栃木県鶏頂高原牧場	全国農業協同組合連合会栃木県本部	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日	公募		1	農政部畜産振興課
18	栃木県霧降高原牧場	酪農とちぎ農業協同組合	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日	公募		1	農政部畜産振興課
19	栃木県土上平放牧場	酪農とちぎ農業協同組合	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日	公募		1	農政部畜産振興課
20	とちぎ明治の森記念館	那須塩原市	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日		②		県土整備部道路保全課
21	栃木県総合運動公園	公益財団法人栃木県民公園福祉協会	平成24年4月1日	～ 平成27年3月31日		⑤		県土整備部都市整備課
22	栃木県井頭公園	公益財団法人栃木県民公園福祉協会	平成25年4月1日	～ 平成26年3月31日		⑥		県土整備部都市整備課
23	栃木県鬼怒グリーンパーク	渡辺建設株式会社	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日	公募		3	県土整備部都市整備課
24	栃木県中央公園	栃木県造園建設業協同組合	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日	公募		2	県土整備部都市整備課
25	栃木県那須野が原公園	公益財団法人栃木県民公園福祉協会	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日	公募		3	県土整備部都市整備課
26	栃木県みかも山公園	公益財団法人栃木県民公園福祉協会	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日	公募		1	県土整備部都市整備課
27	栃木県日光田母沢御用邸記念公園	公益財団法人栃木県民公園福祉協会	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日		③		県土整備部都市整備課
28	栃木県日光だいや川公園	公益財団法人栃木県民公園福祉協会	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日	公募		1	県土整備部都市整備課
29	栃木県とちぎわんぱく公園	公益財団法人栃木県民公園福祉協会	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日	公募		2	県土整備部都市整備課
30	県営住宅(佐野地区)	とちぎ県南不動産業協同組合	平成24年4月1日	～ 平成27年3月31日	公募		1	県土整備部住宅課
31	県営住宅(足利地区)							
32	栃木県民ゴルフ場	栃木県造園建設業協同組合	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日	公募		2	企業局経営企画課
33	栃木県立とちぎ海浜自然の家	公益財団法人とちぎ未来づくり財団	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日	公募		1	教育委員会生涯学習課
34	栃木県立なす高原自然の家	公益財団法人とちぎ未来づくり財団	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日	公募		1	教育委員会生涯学習課
35	栃木県体育館	公益財団法人栃木県体育協会	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日	公募		1	教育委員会スポーツ振興課
36	栃木県立日光霧降アイスアリーナ	日光市	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日		②		教育委員会スポーツ振興課
37	栃木県グリーンスタジアム	北関東総合警備保障株式会社	平成23年4月1日	～ 平成26年3月31日	公募		3	教育委員会スポーツ振興課
38	栃木県立県南体育館	小山市	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日		②		教育委員会スポーツ振興課
39	栃木県立県北体育館	大田原市	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日		②		教育委員会スポーツ振興課
40	栃木県立温水プール館	小山市	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日		②		教育委員会スポーツ振興課
41	栃木県体育館分館	環境整備株式会社	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日	公募		2	教育委員会スポーツ振興課
42	栃木県立しもつけ風土記の丘資料館	公益財団法人とちぎ未来づくり財団	平成24年4月1日	～ 平成27年3月31日	公募		1	教育委員会文化財課
43	栃木県立なす風土記の丘資料館	公益財団法人とちぎ未来づくり財団	平成24年4月1日	～ 平成27年3月31日	公募		1	教育委員会文化財課
44	栃木県交通安全教育センター	一般財団法人栃木県交通安全協会	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日	公募		1	警察本部運転免許管理課

### 非公募理由

- ① 当該公の施設の所在する市町村等と連携し、地域振興を図る観点から、現在管理を行っている法人その他の団体を指定することが適当と認められる場合
- ② 現在管理を行っている市町村等を指定することにより、効果的・効率的な管理運営が確保される場合
- ③ 国等の通知により、管理の主体が示されており、当該公の施設の管理運営に適切な法人その他の団体が客観的に特定される場合
- ④ 当初の設立目的を果たしたと認められる施設、民間と競合する施設などとして、廃止又は民営化の方向性が示された場合
- ⑤ 同種の施設が複数ある場合について、部分的に公募を導入し、順次拡大する場合
- ⑥ 当該公の施設の適正な管理を確保するため緊急の必要がある場合

指定管理者制度導入施設に係る選定及び経費縮減状況

公募割合の推移	第1巡目公募 (平成18年度指定)			第2巡目公募 (平成21～23年度指定)			第3巡目公募 (平成24～26年度指定)		
	指定管理 施設数	うち、 公募 施設数	公募割合	指定管理 施設数	うち、 公募 施設数	公募割合	指定管理 施設数	うち、 公募 施設数	公募割合
	42	26	61.9%	44	32	72.7%	42	33	78.6%

番号	施設名称	所管部局	1巡目 (平成18年度指定)			2巡目 (平成21～23年度指定)			縮減額		備考
			H17事業費 A	委託料 (千円/年) B	指定管理者	導入前事業 費 A	委託料 (千円/年) C	指定管理者	1巡目との 比較 B-A	2巡目との 比較 C-A	
			1	栃木県総合文化センター	県民生活部 県民文化課	344,156	317,128	(財)とちぎ生涯学習文化財団	288,000	(財)とちぎ生涯学習文化財団	
2	栃木県防災館	県民生活部 消防防災課	直営	直営	直営	25,690	23,100	(財)栃木県消防協会		▲ 2,590	H21から導入
3	とちぎ男女共同参画センター	県民生活部 青少年男女共同参画課	151,540	145,962	(財)とちぎ男女共同参画財団	130,200	(財)とちぎ男女共同参画財団	▲ 5,578	▲ 21,340		
4	とちぎ青少年センター		56,336	56,058	アミークス&コンセーレ事業団((財)とちぎ青少年子ども財団、(財)栃木県青年会館)	44,800	アミークス&コンセーレ事業団((財)とちぎ青少年子ども財団、(財)栃木県青年会館)	▲ 278	▲ 11,536		
5	栃木県立日光自然博物館	環境森林部 自然環境課	140,538	119,691	(株)日光自然博物館	104,406	(株)日光自然博物館	▲ 20,847	▲ 36,132		
6	奥日光地区駐車場		直営	直営	直営	直営	直営			H25から導入	
7	栃木県県民の森										
8	とちぎ健康づくりセンター	保健福祉部 保健福祉課 高齢対策課	594,414	550,942	(福)とちぎ健康福祉協会	449,300	(福)とちぎ健康福祉協会	▲ 43,472	▲ 145,114	一括公募	
9	とちぎ生きがいづくりセンター										
10	とちぎ福祉プラザ	保健福祉部 医事厚生課	129,073	123,595	(福)栃木県社会福祉協議会	107,100	(福)栃木県社会福祉協議会	▲ 5,478	▲ 21,973		
11	栃木県障害者保養センター那珂川苑	保健福祉部 障害福祉課	65,112	67,216	(福)とちぎ健康福祉協会	68,300	(福)とちぎ健康福祉協会	2,104	3,188		
12	栃木県母子福祉センター	保健福祉部 子ども政策課	17,925	17,915	(財)栃木県母子寡婦福祉連合会	20,267	(財)栃木県母子寡婦福祉連合会	▲ 10	2,342	H23年3月廃止	
13	栃木県子ども総合科学館	保健福祉部 子ども政策課	516,218	498,500	(財)とちぎ青少年子ども財団	400,600	(財)とちぎ青少年子ども財団	▲ 17,718	▲ 115,618		
14	栃木県産業会館	産業労働観 光部産業政策課	5,283	5,145	(社)栃木県産業会館	5,099	(社)栃木県産業会館	▲ 138	▲ 184		
15	栃木県立宇都宮産業展示館	産業労働観 光部 観光交流課	26,629	▲ 2,833	(財)とちぎ県産品振興協会	▲ 19,000	大高商事グループ(株)大高商事、藤井産業(株)、(株)五光宇都宮店	▲ 29,462	▲ 45,629		
16	栃木県勤労者休養施設かもしか荘	産業労働観 光部労働政策課	0	0	(社)栃木県労働福祉協会		(社)栃木県労働福祉協会	0		H19年9月廃止	
17	とちぎ花センター	農政部 生産振興課	144,772	137,900	(財)栃木県農業振興公社	137,400	(財)栃木県農業振興公社	▲ 6,872	▲ 7,372		
18	栃木県ながわ水遊園		298,024	281,000	(財)栃木県農業振興公社	316,000	(財)栃木県農業振興公社	▲ 17,024	17,976		
19	栃木県鶏頂高原牧場	農政部 畜産振興課	2,805	3,480	全国農業協同組合連合会栃木県本部	4,000	全国農業協同組合連合会栃木県本部	675	1,195		
20	栃木県霧降高原牧場		6,254	5,079	酪農とちぎ農業協同組合	5,000	酪農とちぎ農業協同組合	▲ 1,175	▲ 1,254		
21	栃木県土上平放牧場		2,995	2,117	酪農とちぎ農業協同組合	800	酪農とちぎ農業協同組合	▲ 878	▲ 2,195		
22	とちぎ明治の森記念館	県土整備部 道路保全課	4,524	4,447	那須塩原市	4,378	那須塩原市	▲ 77	▲ 146		

指定管理者制度導入施設に係る選定及び経費縮減状況

番号	施設名称	所管部局	1 巡目 (平成18年度指定)			2 巡目 (平成21~23年度指定)			縮減額		備考
			H17事業費 A	委託料 (千円/年) B	指定管理者	導入前事業 費 A	委託料 (千円/年) C	指定管理者	1巡目との 比較 B-A	2巡目との 比較 C-A	
23	栃木県総合運動公園	県土整備部 都市整備課	173,116	177,575	(財) 栃木 県民公園福 祉協会	/	163,940	(財) 栃木 県民公園福 祉協会	4,459	▲ 9,176	
24	栃木県井頭公園		(財) 栃木 県民公園福 祉協会	/	114,891	(財) 栃木 県民公園福 祉協会	▲ 9,379	▲ 17,449			
25	栃木県鬼怒グリーンパーク		(財) 栃木 県民公園福 祉協会	/	54,090	渡辺建設 (株)	6,156	▲ 18,762			
26	栃木県中央公園		(財) 栃木 県民公園福 祉協会	/	64,444	栃木県造園 建設業協同 組合	▲ 5,600	▲ 5,156			
27	栃木県那須野が原公園		(財) 栃木 県民公園福 祉協会	/	80,840	(財) 栃木 県民公園福 祉協会	▲ 13,178	▲ 14,343			
28	栃木県みかも山公園		(財) 栃木 県民公園福 祉協会	/	109,000	(財) 栃木 県民公園福 祉協会	▲ 14,655	▲ 30,002			
29	栃木県日光田母沢御用邸記念公園		(財) 栃木 県民公園福 祉協会	/	30,415	(財) 栃木 県民公園福 祉協会	▲ 7,371	▲ 13,580			
30	栃木県日光だいや川公園		(財) 栃木 県民公園福 祉協会	/	116,800	(財) 栃木 県民公園福 祉協会	▲ 3,198	▲ 10,737			
31	栃木県とちぎわんぱく公園		(財) 栃木 県民公園福 祉協会	/	125,400	(財) 栃木 県民公園福 祉協会	▲ 8,113	▲ 19,278			
32	県営住宅 (足利地区)		県土整備部 住宅課	51,849	49,950	県営住宅管 理業務受託 企業体	/	50,000	足利宅地建 物取引業協 同組合	▲ 1,899	▲ 1,849
33	県営住宅 (佐野地区)	管理代行		管理代行	21,367	22,950	足利宅地建 物取引業協 同組合	/	1,583		
34	栃木県民ゴルフ場	企業局 経営企画課	直営	直営	直営	89,460	▲ 19,900	栃木県造園 建設業協同 組合	/	▲ 109,360	H21から導入
35	栃木県立とちぎ海浜自然の家	教育委員会 生涯学習課	419,318	392,511	(財) とち ぎ青少年こ ども財団	/	385,600	(財) とち ぎ青少年こ ども財団	▲ 26,807	▲ 33,718	
36	栃木県立なす高原自然の家		(財) とち ぎ青少年こ ども財団	/	142,200	(財) とち ぎ青少年こ ども財団	▲ 21,076	▲ 41,599			
37	栃木県体育館	教育委員会 スポーツ振 興課	127,373	130,179	(財) 栃木 県体育協会	/	114,900	(財) 栃木 県体育協会	2,806	▲ 12,473	
38	栃木県立日光霧降アイスアリーナ		日光市	/	61,975	日光市	▲ 4,547	▲ 39,513			
39	栃木県グリーンスタジアム		(財) 宇都 宮市体育文 化振興公社	/	66,708	(財) 宇都 宮市体育文 化振興公社	▲ 749	8,959			
40	栃木県立県南体育館		小山市	/	31,067	小山市	▲ 572	▲ 32,805			
41	栃木県立県北体育館		大田原市	/	43,792	大田原市	▲ 912	▲ 15,056			
42	栃木県立温水プール館		小山市	/	158,298	小山市	▲ 3,104	▲ 41,352			
43	栃木県体育館分館		環境整備 (株)	/	7,600	環境整備 (株)	/	/	H18年4月新 規設置、同 年7月から導 入		
44	栃木県立しもつけ風土記の丘資料館	教育委員会 文化財課	42,607	43,769	(財) とち ぎ生涯学習 文化財団	/	41,700	(財) とち ぎ生涯学習 文化財団	1,162	▲ 907	
45	栃木県立なす風土記の丘資料館		那珂川町	/	50,900	那珂川町	2,229	629			
46	栃木県交通安全教育センター	警察本部 運転免許管 理課	82,825	76,293	(財) 栃木 県交通安全 協会	/	55,700	(財) 栃木 県交通安全 協会	▲ 6,532	▲ 27,125	
合計			4,944,550	4,665,401	/	4,163,060	/	▲ 284,136	▲ 925,607		

1 巡目の指定管理料が、平成 17 年度の事業費を上回っているケースは、事業費と別建てであった広報費を指定管理料に織り込んだためである。

#### 4. 栃木県総合文化センター

指定管理者：公益財団法人 とちぎ未来づくり財団

##### (1) 指定管理業務の収支状況及び施設の利用状況

#### 栃木県総合文化センター

(単位：千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定管理収入	指定管理料	286,895	288,000	288,000
	利用料金収入	128,039	134,440	136,707
	その他収入	1,650	663	841
	指定管理収入計	416,584	423,103	425,548
指定管理支出	事業費			
	管理運営費	319,316	317,691	326,247
	人件費	105,249	89,887	80,701
	その他支出		9,241	4,740
	指定管理支出計	424,565	416,819	411,688
指定管理業務収支差額①		▲7,981	6,284	13,860
自主事業収入		16,435	14,619	15,322
自主事業支出		11,779	9,599	10,563
自主事業収支差額②		4,656	5,020	4,759
収支差額①+②		▲3,325	11,304	18,619

① 上記数値は県のホームページより転記したものである。

② 平成26年度からの指定管理者の選考において、県で示した指定管理料の上限額は268,400千円（消費税抜額255,619千円）であり、これまでより19,600千円の減額となっている。

栃木県総合文化センター利用率（平成16年度からの比較）

利用日数／開館日数

（単位：円）

利用料金比較	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	指定管理期間 平均（第Ⅰ期）	指定管理期間 平均（第Ⅱ期）
利用料金収入	148,471,790	130,128,410	130,707,220	132,839,140	131,479,770	129,243,050	126,533,140	133,508,020	135,757,940	131,675,377	129,761,403

（単位：％）

施設	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	指定管理期間 平均（第Ⅰ期）	指定管理期間 平均（第Ⅱ期）
メインホール	65.7	61.8	66.3	60.4	60.6	65.9	58.8	64.8	64.3	62.4	63.5
サブホール	84.4	78.9	82.8	81.7	80.3	83.9	74.5	82.4	81.5	81.6	80.6
1ギャラリー	83.5	68.1	78.5	81.2	77.2	78.0	76.5	74.9	76.3	79.0	76.4
2ギャラリー	79.9	79.4	74.4	78.3	74.7	77.8	74.5	76.8	78.7	75.8	77.0
3ギャラリー	65.6	56.4	58.0	69.0	60.1	52.1	60.0	55.8	57.2	62.4	56.3
4ギャラリーA	80.5	68.8	76.6	76.4	76.4	72.5	71.6	65.6	72.1	76.5	70.5
4ギャラリーB	77.8	75.4	77.3	80.7	80.5	74.9	74.3	67.9	74.1	79.5	72.8
4ギャラリーC	73.8	73.9	72.2	70.3	69.6	61.6	63.7	64.4	64.8	70.7	63.6
特別会議室	26.5	33.6	27.1	32.2	28.5	31.1	27.7	30.9	28.6	29.3	29.6
第1会議室	70.7	75.4	71.5	73.9	72.9	74.0	72.1	67.6	63.5	72.8	69.3
第2会議室	72.3	73.8	70.6	75.3	67.1	66.4	69.8	72.1	68.2	71.0	69.1
第3会議室	78.4	80.2	78.8	80.7	78.9	70.4	73.4	80.6	80.6	79.5	76.3
第4会議室	76.1	70.5	75.9	70.4	73.7	65.7	69.6	67.6	64.1	73.3	66.8
音楽練習室	63.7	54.7	61.3	72.2	74.0	66.1	67.1	66.1	65.3	69.2	66.2
演劇練習室	65.3	58.7	64.5	69.7	66.2	62.5	64.1	77.2	79.1	66.8	70.7
古典芸能練習室	68.5	58.7	59.9	68.4	64.4	72.5	77.9	85.1	83.5	64.2	79.8
リハーサル室	55.1	54.2	52.6	57.6	54.9	51.5	49.9	55.4	54.7	55.0	52.9
第1和室	55.1	44.1	44.9	48.0	47.0	55.4	51.3	52.0	57.6	46.6	54.1
第2和室	38.8	36.7	31.3	41.6	28.8	30.1	28.6	33.9	35.7	33.9	32.1

入場者数（名）	730,388	744,494	676,999	740,779	675,341	624,480	589,892	608,101	632,395	697,706	613,717
HPヒット件数（件）	-	89,623	93,017	141,659	124,772	152,160	144,956	147,221	166,661	119,816	152,750

（2）利用者の利便性について

① 利用料金について

管内の各施設の利用料は、指定管理者となって以降変更はなされていないが、指定管理者となってから、利用料の減免と割引制度を導入し、利用者へ還元を図っている。

また、「らくらくサービス」の制度も指定管理者となってから創設し、催し物の主催者に好評を得ている。

「らくらくサービス」とは、有料ではあるが、主催者に替わり弁当の手配や回収、飲み物の手配、飾花の手配、ホール関係（舞台、照明、音響関係）の設営や撤去等、主催者の負担を減らすサービスであり、他の類似の施設ではあまり行っていないサービスを利用者に対し提供している。

この点については、指定管理者制度の効果が出ていると考えられる。

② 利用者の声

利用者アンケートや利用者対象グループインタビューを閲覧した結果、概ね良好な意見が多かった。「らくらくサービス」やスタッフの対応の丁寧さ等については評価が高かった。

ただし、駐車場に関しては付近には有料駐車場しかなく、県庁舎の地下駐車場が利用可能となったとはいえ、2時間を超えれば有料であり駐車場に関する不満の声はある。

### ③ 特別会議室の低利用率について（指摘事項）

特別会議室の利用率は、指定期間を通じて30%未満の低い水準である。

特別会議室は、施設の中の会議室としては最大であり、床暖房の設備と会議室前の広いロビーを備えた豪華な会議室となっている。

このスペースの利用率が30%に満たないのでは、収益の面からもまた施設の有効利用の面からも、もったいないといえる。

現在常設の設備である50席の円卓会議場から、最大200席の教室形式に常設設備を変えることも含めて、利用率増加の方策を検討すべきである。

## (3) 指定管理者の選考について

### ① 「栃木県総合文化センター指定管理者公募要領」について（意見）

公募要領20 その他(3) ネーミングライツについての記載が、強制ではないため、ネーミングライツパートナー契約者からクレームの来る恐れがある。

公募要領は「指定管理期間中にネーミングライツパートナー契約に基づく愛称を用いることになった場合は、指定管理者は変更された愛称を使用してください」とお願いする規程となっており、指定管理者が愛称を使用することを強制する規程になっていない。

ネーミングライツパートナー契約を締結した相手方からすれば、施設の看板等は愛称に変更されても、指定管理者主催の行事パンフレット等に愛称が使用されないのでは、愛称の周知の効果が薄れることとなり、訴訟事案に発展しかねない恐れがある。

強制する規程に変更すべきである。

### (ネーミングライツパートナー契約とは)

県の所有する下記の施設について有料で、契約の期間中「愛称」の使用を許諾する契約であり、過去に1施設で契約が成立した。(現在は契約終了)

平成24年度にも募集を行ったが、応募者はなく現在は募集していない。

#### <対象施設>

総合文化センター、グリーンスタジアム、子ども総合科学館

宇都宮産業展示館、とちぎわんぱく公園、なかがわ水遊園

とちぎ花センター、県南体育館、県北体育館、日光霧降アイスアリーナ  
一万人プール、温水プール館

### ② 指定管理者選考委員会の人員構成について（指摘事項）

規程上、過半数以上は外部の学識経験者等となっており、5名の委員のうち3名は外部の委員であり2名は行政側の委員である。

国の同様な選考委員会においては、5名全員が外部の学識経験者等で構成されている例もあり、県においても、選考過程の透明性を高めるため、選考委員全員を外部の委員とすることも検討すべきである。

特に、県からの派遣者や県のOBのいる団体が応募している場合には、県の職員が委員にいと、たとえその職員が公平な判断をしていたとしても、外部の目からは、公平性に欠けるのではないかと疑いの目で見られる恐れがある。

したがって、応募団体にそのような団体が含まれている場合には、5名の委員はすべて外部の学識経験者等を選任すべきである。

③ 平成25年度の公募において指定期間が10年に延長された事由

栃木県総合文化センターの指定期間については、当初3年、次は5年であったが、今回は10年に延長された。(今回10年に延長されたのは、他に「栃木県なかがわ水遊園」のみ)

10年に延長された理由は、栃木県総合文化センターは、多様な文化芸術公演に対応するための高機能な機器を備える専門性・特殊性の高い施設であり、これら舞台装置等を操作し、また、維持管理していくためには人材の育成・確保、技術の蓄積・継承等を図る必要があるからである。

5. 栃木県子ども総合科学館

指定管理者：公益財団法人 とちぎ未来づくり財団

(1) 指定管理業務の収支状況及び施設の利用状況

栃木県子ども総合科学館

(単位：千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定管理収入	指定管理料	400,600	356,587	355,593
	利用料金収入	66,300	76,280	77,063
	その他収入	1,212	1,987	884
	指定管理収入計	468,112	434,854	433,540
指定管理支出	事業費	74,161	75,779	74,131
	管理運営費	153,490	157,499	154,718
	人件費	207,344	163,455	173,213
	その他支出			
	指定管理支出計	434,995	396,733	402,062
指定管理業務収支差額①		33,117	38,121	31,478
自主事業収入		803	482	548
自主事業支出		867	541	617
自主事業収支差額②		▲64	▲59	▲69
収支差額①+②		33,053	38,062	31,409

① 上記数値は県のホームページより転記したものである。

② 平成23年度及び24年度の指定管理料は、契約額400,600千円から、県からの派遣職員の人件費を控除した額である。

③ 平成24年度の県からの派遣職員9名の人件費は46,092千円（1人当たり5,121千円）である。

④ 平成26年度からの指定管理者の選考において、県で示した指定管理料の上限額は378,400千円（消費税抜額360,381千円）であり、これまでより22,200千円の減額となっている。

栃木県子ども総合科学館 利用者数の推移

(単位：名)

	展示場		
	大人	こども	計
平成18年度	81,331	111,018	192,349
平成19年度	80,610	101,652	182,262
平成20年度	77,231	102,463	179,694
平成21年度	76,879	96,313	173,192
平成22年度	72,503	95,394	167,897
平成23年度	82,732	101,814	184,546
平成24年度	83,241	101,000	184,241

(単位：名)

	プラネタリウム		
	大人	こども	計
平成18年度	21,157	33,417	54,574
平成19年度	21,038	30,898	51,936
平成20年度	20,859	30,705	51,564
平成21年度	18,538	28,073	46,611
平成22年度	18,840	28,543	47,383
平成23年度	26,780	37,006	63,786
平成24年度	26,706	35,280	61,986

(単位：名)

	自転車		
	大人	こども	計
平成18年度	8,537	29,652	38,189
平成19年度	7,758	22,801	30,559
平成20年度	8,645	23,923	32,568
平成21年度	8,955	23,422	32,377
平成22年度	6,443	16,427	22,870
平成23年度	7,318	20,054	27,372
平成24年度	8,485	20,369	28,854

(単位：名)

	機関車		
	大人	こども	計
平成18年度	12,177	11,009	23,186
平成19年度	11,162	9,529	20,691
平成20年度	10,832	9,902	20,734
平成21年度	10,311	9,946	20,257
平成22年度	7,207	7,208	14,415
平成23年度	9,708	8,606	18,314
平成24年度	11,499	9,559	21,058

	合計			無料公開等 (名)	総合計 (名)	収入金額 (円)
	大人 (名)	こども (名)	計 (名)			
平成18年度	123,202	185,096	308,298	119,972	428,270	78,059,910
平成19年度	120,568	164,880	285,448	135,027	420,475	74,676,480
平成20年度	117,567	166,993	284,560	125,162	409,722	73,136,530
平成21年度	114,683	157,754	272,437	227,376	499,813	71,338,380
平成22年度	104,993	147,572	252,565	204,582	457,147	66,299,750
平成23年度	126,538	167,480	294,018	234,272	528,290	76,270,850
平成24年度	129,931	166,208	296,139	243,598	539,737	77,056,160

(2) 利用者の利便性について

① 利用者サービスの向上について (指摘事項)

この施設の指定管理業務 (公益事業) の収支状況はプラスとなっている年度もある。財団としては、期中において収支状況を把握し、収支がある程度プラスとなる期末予測が立ったなら、プラス分を利用者に還元するような方策を考えるべきである。

この事業は公益事業であり、収支差額は基本的にゼロとなるべき事業である。

決算を待っているのは、収支がプラスとなったからと言って、当期中における利用者への還元は行えない。

期中において期末の収支を予測することで、追加的なプログラムの実施や、あるいは利用者や潜在的利用者への広報活動等に支出を回すことが可能となり、結果的に利用者サービスの向上につながってくる。

突発的な修理に備えて、支出を抑えるという考え方や他の公益事業の資金充実に充てるという考え方もあるが、当該指定管理事業で得た収益は、その指定管理事業に係わる利用者に還元することを最優先とすべきである。

また、収益プラスの状況であれば、利用料の見直しについても、検討すべきである。

指定管理者となってから、一度も利用料が下がっていないという事実を重く受け止めるべきである。

指定管理者制度導入で期待されている効果の一つである利用料の低料金化という効果は全く果たされていない。

指定管理業務の遂行の結果、余剰金が出たからといって、協定にない事業を増やすことや利益の使途について、県が指導することはできないため、この点について所管課による指導は期待できないので、包括外部監査人として、利用者サービスの向上に充てることを強く要請する。

また、収支がプラスの状況であれば、過去の指定管理料の推移からすると指定替えの度に減額している事実からして、次回の指定管理者選考時の指定管理料は、削減されることが推察され、結果的に、利用者サービスより行政コストの削減が優先されることになる。

## ② 利用者の声について（意見）

利用者アンケートを閲覧した結果、概ね良好な意見が多かった。

ただし、大人の入場料をもう少し値下げしてほしい、新しいアトラクションや遊具を増やしてほしい、体験コーナーを増やしてほしい、イベントを増やしてほしいといった不満の声はある。

上記①にも記載したように、指定管理者としては公益事業の収益のプラス分については、利用者サービスに充てるよう努めるべきである。

## (3) 指定管理者の選考について

### ① 指定管理者選考委員会の人員構成について（指摘事項）

4 (3) ②と同様の理由により、選考委員会の構成員は5名全員外部の有識者等にすべきである。

6. 栃木県立とちぎ海浜自然の家

指定管理者：公益財団法人 とちぎ未来づくり財団

(1) 指定管理業務の収支状況及び施設の利用状況

栃木県立とちぎ海浜自然の家

(単位：千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定管理収入	指定管理料	385,600	334,503	335,022
	利用料金収入	27,236	17,175	18,732
	その他収入	690	698	9,925
	指定管理収入計	413,526	352,376	363,679
指定管理支出	事業費	8,657	4,776	7,819
	管理運営費	241,662	243,680	230,284
	人件費	142,627	95,439	99,107
	その他支出		2,103	3,097
	指定管理支出計	392,946	345,998	340,307
指定管理業務収支差額①		20,580	6,378	23,372
自主事業収入		1,094	846	237
自主事業支出		1,089	739	170
自主事業収支差額②		5	107	67
収支差額①+②		20,585	6,485	23,439

① 上記数値は県のホームページより転記したものである。

② 平成23年度及び24年度の指定管理料は、契約額385,600千円から、県からの派遣職員の人件費を控除した額である。

③ 平成24年度の県からの派遣職員10名の人件費は50,578千円(1人当たり5,058千円)である。

④ 平成26年度からの指定管理者の選考において、県で示した指定管理料の上限額は380,100千円(消費税抜額362,000千円)であり、これまでより5,500千円(消費税抜額5,238千円)の減額となっている。

## 利用率の推移

平成18年度	開所日数	利用日数	宿泊可能	1日平均	団体数	実人数	延人数	延利用率	延宿泊数(全体)	延宿泊数(生活館)	延宿泊数(ロッジ)
	(a)		日数(b)	c/a				(c)			
	361	290	349	234.18	594	31,526	84,653	58.62%	53,229	49,944	3,169
									宿泊利用率(全体)	宿泊利用率(生活館)	宿泊利用率(ロッジ)
									d/(400×b)	e/(400×b)	f/(100×b)
									38.13%	35.82%	2.23%

平成19年度	開所日数	利用日数	宿泊可能	1日平均	団体数	実人数	延人数	延利用率	延宿泊数(全体)	延宿泊数(生活館)	延宿泊数(ロッジ)
	(a)		日数(b)	c/a				(c)			
	362	324	350	246.29	1029	33,950	89,222	61.62%	55,131	50,275	4,703
									宿泊利用率(全体)	宿泊利用率(生活館)	宿泊利用率(ロッジ)
									d/(400×b)	e/(400×b)	f/(100×b)
									39.38%	35.82%	3.30%

平成20年度	開所日数	利用日数	宿泊可能	1日平均	団体数	実人数	延人数	延利用率	延宿泊数(全体)	延宿泊数(生活館)	延宿泊数(ロッジ)
	(a)		日数(b)	c/a				(c)			
	361	319	344	243.38	984	33,746	88,217	61.09%	54,503	50,278	4,129
									宿泊利用率(全体)	宿泊利用率(生活館)	宿泊利用率(ロッジ)
									d/(400×b)	e/(400×b)	f/(100×b)
									39.61%	36.44%	2.98%

平成21年度	開所日数	利用日数	宿泊可能	1日平均	団体数	実人数	延人数	延利用率	延宿泊数(全体)	延宿泊数(生活館)	延宿泊数(ロッジ)
	(a)		日数(b)	c/a				(c)			
	361	320	345	237.64	1050	32,692	85,995	59.55%	52,966	49,780	3,109
									宿泊利用率(全体)	宿泊利用率(生活館)	宿泊利用率(ロッジ)
									d/(400×b)	e/(400×b)	f/(100×b)
									38.38%	36.20%	2.23%

平成22年度	開所日数	利用日数	宿泊可能	1日平均	団体数	実人数	延人数	延利用率	延宿泊数(全体)	延宿泊数(生活館)	延宿泊数(ロッジ)
	(a)		日数(b)	c/a				(c)			
	356	273	327	236.31	888	31,602	84,555	59.38%	52,948	49,727	3,084
									宿泊利用率(全体)	宿泊利用率(生活館)	宿泊利用率(ロッジ)
									d/(400×b)	e/(400×b)	f/(100×b)
									40.48%	36.57%	2.27%

平成23年度	開所日数	利用日数	宿泊可能	1日平均	団体数	実人数	延人数	延利用率	延宿泊数(全体)	延宿泊数(生活館)	延宿泊数(ロッジ)
	(a)		日数(b)	c/a				(c)			
	296	246	275	117.89	496	15,737	41,154	34.76%	25,424	23,461	1,837
									宿泊利用率(全体)	宿泊利用率(生活館)	宿泊利用率(ロッジ)
									d/(400×b)	e/(400×b)	f/(100×b)
									23.11%	17.96%	1.57%

平成24年度	開所日数	利用日数	宿泊可能	1日平均	団体数	実人数	延人数	延利用率	延宿泊数(全体)	延宿泊数(生活館)	延宿泊数(ロッジ)
	(a)		日数(b)	c/a				(c)			
	358	304	345	183.78	721	25,980	66,651	46.54%	40,638	38,043	2,474
									宿泊利用率(全体)	宿泊利用率(生活館)	宿泊利用率(ロッジ)
									d/(400×b)	e/(400×b)	f/(100×b)
									29.45%	27.05%	1.77%

- ① 平成23年度は、東日本大震災による施設改修中の期間、利用ができなかったことによる延利用率の低下。
- ② 栃木県立とちぎ海浜自然の家までのバス代は、市町村総合交付金として交付されていたが、平成21年度をもって廃止された。
- ③ 平成24年度において利用率が回復しなかったのは、宇都宮市の臨海自然教室不参加による。

### (2) 利用者の利便性について

- ① 利用者サービスの向上について(指摘事項)

5(2)①と同様の理由により、財団においては、利用者還元努めるべきである。

② 利用者の声について（意見）

利用者アンケートを閲覧した結果、概ね良好な意見が多かった。

ただし、設備関係の不満やプログラムについての要望の声はある。

上記①にも記載したように、指定管理者としては公益事業の収益のプラス分については、利用者サービスに充てるよう努めるべきである。

③ 利用率の低下について（意見）

利用率が50%を下回っている。

このような現状において利用率を回復させるには、潜在的利用者のニーズの把握と広報活動に努める必要がある。

この施設の利用者は、原則栃木県内の住民や事業者に限定されているため、利用者は茨城県まで自費で来なければならないというハンデがあるが、逆に考えれば、広報活動等栃木県内だけに限定できるメリットもある。

潜在的利用者への広報等はこれまでも行ってはいると思うが、より一層の努力と、魅力あるプログラムの開発に努めるべきである。

④ 施設の老朽化について（意見）

施設ができてから21年目に入り、施設の老朽化と大規模改修は今後検討すべき重要な課題である。

現状のような利用率の低迷が今後も継続するのであれば、施設の廃止も含めた議論が必要と考えられる。

(3) 指定管理者の選考について

① 指定管理者選考委員会の人員構成について（指摘事項）

4 (3) ②と同様の理由により、選考委員会の構成員は5名全員外部の有識者等にすべきである。

7. 栃木県立なす高原自然の家

指定管理者：公益財団法人 とちぎ未来づくり財団

(1) 指定管理業務の収支状況及び施設の利用状況

栃木県立なす高原自然の家

(単位：千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定管理収入	指定管理料	142,200	115,191	115,462
	利用料金収入	20,536	14,462	16,472
	その他収入	4	5	1,344
	指定管理収入計	162,740	129,658	133,278
指定管理支出	事業費	1,366	1,136	978
	管理運営費	94,860	69,679	92,764
	人件費	61,962	56,983	38,971
	その他支出		114	665
	指定管理支出計	158,188	127,912	133,378
指定管理業務収支差額①		4,552	1,746	▲100
自主事業収入		529	529	529
自主事業支出		231	393	393
自主事業収支差額②		298	136	136
収支差額①+②		4,850	1,882	36

① 上記数値は県のホームページより転記したものである。

② 平成23年度及び24年度の指定管理料は、契約額142,200千円から、県からの派遣職員の人件費を控除した額である。

③ 平成24年度の県からの派遣職員5名の人件費は26,738千円（1人当たり5,348千円）である。

④ 平成26年度からの指定管理者の選考において、県で示した指定管理料の上限額は139,100千円（消費税抜額132,476千円）であり、これまでより3,100千円（消費税抜額2,952千円）の減額となっている。

なす高原自然の家 利用状況（平成18年度～）

平成18年度	延利用者数	人数（名）	27,856	延宿泊者数	人数（名）	14,865	総収入金額（円）
		利用率（%）	41.8		利用率（%）	24.1	
平成19年度	延利用者数	人数（名）	31,987	延宿泊者数	人数（名）	17,637	総収入金額（円）
		利用率（%）	61.7		利用率（%）	36.9	
平成20年度	延利用者数	人数（名）	39,640	延宿泊者数	人数（名）	20,897	総収入金額（円）
		利用率（%）	59.0		利用率（%）	33.9	
平成21年度	延利用者数	人数（名）	42,266	延宿泊者数	人数（名）	23,137	総収入金額（円）
		利用率（%）	62.9		利用率（%）	38.4	
平成22年度	延利用者数	人数（名）	39,791	延宿泊者数	人数（名）	21,494	総収入金額（円）
		利用率（%）	59.2		利用率（%）	36.2	
平成23年度	延利用者数	人数（名）	25,005	延宿泊者数	人数（名）	13,095	総収入金額（円）
		利用率（%）	36.7		利用率（%）	28.5	

(2) 利用者の利便性について

① 利用者サービスの向上について（指摘事項）

5 (2) ①と同様の理由により、財団においては、利用者還元に努めるべきである。

② 利用者の声について（意見）

利用者アンケートを閲覧した結果、概ね良好な意見が多かった。

ただし、施設の備品等の小物や、清掃に対する不満の声はある。

上記①にも記載したように、指定管理者としては公益事業の収益のプラス分については、利用者サービスに充てるよう努めるべきである。

(3) 指定管理者の選考について

① 指定管理者選考委員会の人員構成について（指摘事項）

4 (3) ②と同様の理由により、選考委員会の構成員は5名全員外部の有識者等にすべきである。

② 「仕様書」記載の事業内容について（指摘事項）

「仕様書」に記載する事業内容については、より具体的に記載すべきであり、最低限の事業期間や開催回数等についても可能な範囲において記載すべきである。

仕様書に記載されている事業内容が詳細な記述ではないため、応募者からの事業計画も詳細な計画となっていない。

このため、指定管理者からの事業報告を受けても、それが「仕様書」の要件を満たしているのかどうかを明確に評価することは困難である。

8. しもつけ風土記の丘資料館

指定管理者：公益財団法人 とちぎ未来づくり財団

(1) 指定管理業務の収支状況及び施設の利用状況

しもつけ風土記の丘資料館

(単位：千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定管理収入	指定管理料	41,700	41,700	39,800
	利用料金収入			
	その他収入	215	166	154
	指定管理収入計	41,915	41,866	39,954
指定管理支出	事業費	4,248	4,193	4,456
	管理運営費	9,343	9,321	8,889
	人件費	24,218	24,847	24,795
	その他支出	2,286	2,276	2,941
	指定管理支出計	40,095	40,637	41,081
指定管理業務収支差額①		1,820	1,229	▲1,127
自主事業収入				
自主事業支出				
自主事業収支差額②				
収支差額①+②		1,820	1,229	▲1,127

① 上記数値は県のホームページより転記したものである。

② しもつけ風土記の丘資料館は、利用料金制度をとっていないため、使用料は全て県の収入となっている。

しもつけ風土記の丘資料館年度別入館者数

年 度	入館 区分	総 計	対 前年比 (%)	1日 当たり 平均 入館者数
	開館 日数			
昭和61年度	206	22,841	—	111
昭和62年度	303	47,112	206.3	155
昭和63年度	300	37,712	80.0	126
平成元年度	303	33,120	87.8	109
平成2年度	303	33,411	100.9	110
平成3年度	303	35,100	105.1	116
平成4年度	301	32,701	93.2	109
平成5年度	299	34,272	104.8	115
平成6年度	301	28,723	83.8	95
平成7年度	302	22,598	78.7	75
平成8年度	297	27,623	122.2	93
平成9年度	295	22,246	80.5	75
平成10年度	297	18,815	84.6	63
平成11年度	296	18,867	100.3	64
平成12年度	299	18,587	98.5	62
平成13年度	301	15,688	84.4	52
平成14年度	300	15,127	96.4	50
平成15年度	299	13,996	92.5	47
平成16年度	297	13,906	99.4	47
平成17年度	298	16,224	116.7	54
平成18年度	299	16,602	102.3	56
平成19年度	299	16,900	101.8	57
平成20年度	298	18,443	109.1	62
平成21年度	299	19,673	106.7	66
平成22年度	297	20,252	102.9	68
平成23年度	299	22,702	112.1	76
平成24年度	301	18,937	83.4	63
計	7,992	642,178	—	—
1日平均	—	80.4	—	—

(2) 利用者の利便性について

① 利用者サービスの向上について (指摘事項)

5 (2) ①と同様の理由により、財団においては、利用者還元に努めるべきである。

② 利用者の声

利用者アンケートを閲覧した結果、概ね良好な意見が多かった。

(3) 指定管理者の選考について

① 指定管理者選考委員会の人員構成について (指摘事項)

4 (3) ②と同様の理由により、選考委員会の構成員は5名全員外部の有識者等にすべきである。

9. なす風土記の丘資料館

指定管理者：公益財団法人 とちぎ未来づくり財団

(1) 指定管理業務の収支状況及び施設の利用状況

なす風土記の丘資料館

(単位：千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定管理収入	指定管理料	50,900	50,900	39,300
	利用料金収入			
	その他収入			158
	指定管理収入計	50,900	50,900	39,458
指定管理支出	事業費	3,306	3,472	2,660
	管理運営費	12,160	12,031	6,843
	人件費	35,854	35,845	27,777
	その他支出			3,171
	指定管理支出計	51,320	51,348	40,451
指定管理業務収支差額①		▲420	▲448	▲993
自主事業収入				
自主事業支出				
自主事業収支差額②				
収支差額①+②		▲420	▲448	▲993

① 上記数値は県のホームページより転記したものである。

② なす風土記の丘資料館は、利用料金制度をとっていないため、使用料は全て県の収入となっている。

③ とちぎ未来づくり財団が指定管理者となったのは平成24年度からであり、平成22年度、平成23年度は那珂川町が指定管理者となっている。

④ なす風土記の丘資料館は小川館と湯津上館があり、平成24年度からは、小川館が「とちぎ未来づくり財団」で指定管理者となり、湯津上館は大田原市へ移管した。

なす風土記の丘資料館（旧小川館）利用者推移

年度	入館区分	総計(名)	前年比
	開館日数		
平成4年度	281	32,627	—
平成5年度	299	18,140	55.6%
平成6年度	301	15,002	82.7%
平成7年度	302	13,876	92.5%
平成8年度	297	12,060	86.9%
平成9年度	297	11,104	92.1%
平成10年度	297	20,609	185.6%
平成11年度	296	8,848	42.9%
平成12年度	299	8,574	96.9%
平成13年度	301	10,507	122.5%
平成14年度	304	8,735	83.1%
平成15年度	298	8,287	94.9%
平成16年度	297	13,591	164.0%
平成17年度	295	13,316	98.0%
平成18年度	295	12,385	93.0%
平成19年度	302	10,927	88.2%
平成20年度	302	12,450	113.9%
平成21年度	300	12,658	101.7%
平成22年度	286	12,473	98.5%
平成23年度	299	11,883	95.3%
平成24年度	300	12,862	108.2%
計	6,248	280,914	—

(2) 利用者の利便性について

① 利用者サービスの向上について（指摘事項）

5 (2) ①と同様の理由により、財団においては、利用者還元に努めるべきである。

② 利用者アンケートを閲覧した結果、概ね良好な意見が多かった。

(3) 指定管理者の選考について

① 指定管理者選考委員会の人員構成について（指摘事項）

4 (3) ②と同様の理由により、選考委員会の構成員は5名全員外部の有識者等にすべきである。

10. 栃木県総合運動公園

指定管理者：公益財団法人 栃木県民公園福祉協会

(1) 指定管理業務の収支状況及び施設の利用状況

栃木県総合運動公園

(単位：千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定管理収入	指定管理料	163,940	163,940	153,016
	利用料金収入	2,736	2,523	2,903
	その他収入	18	30	202
	指定管理収入計	166,694	166,493	156,121
指定管理支出	事業費			
	管理運営費	127,014	125,905	121,997
	人件費	32,559	36,346	34,796
	その他支出	4,177	4,396	3,772
	指定管理支出計	163,750	166,647	160,565
指定管理業務収支差額①		2,944	▲154	▲4,444
自主事業収入		3,231	6,293	8,356
自主事業支出		3,401	5,981	7,623
自主事業収支差額②		▲170	312	733
収支差額①+②		2,774	158	▲3,711

① 上記数値は県のホームページより転記したものである。

② 上記数値は消費税込額である。

③ ファミリーランドは財団所有であり、指定管理事業ではないため、上記には含まれていない。

<利用者数の推移>

(単位：名)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
659,672	679,080	665,469	773,362	681,206	775,714	743,264

(2) 利用者の利便性について

① 利用者サービスの向上について（指摘事項）

5 (2) ①と同様の理由により、財団においては、利用者還元に努めるべきである。

② 利用者の声について（意見）

利用者アンケートを閲覧した結果、スタッフに対する不満の声もあるが、概ね良好な意見が多かった。

上記①にも記載したように、指定管理者としては公益事業の収益のプラス分については、利用者サービスに充てるよう努めるべきである。

### (3) 指定管理者の選考について

#### ① 「栃木県総合運動公園指定管理者公募要領」について（意見）

公募要領のネーミングライツについての記載が、強制ではない。

4. (3) ①と同様の理由により、強制する規程に変更すべきである。

#### ② 指定管理者選考委員会の人員構成について（指摘事項）

4. (3) ②と同様の理由により、選考委員会の構成員は5名全員外部の有識者等にすべきである。

#### ③ 指定管理者選考委員会の人員について（意見）

選考委員の1名を「公認会計士」に限定しているが、もっと幅広く人材を求めるべきである。

現状では、選考委員5名のうち1名については、公認会計士に限定している。

外部の有識者として公認会計士を選任すること自体に問題はないが、限定する必要はないと考えられる。

幅広く人材を求めるためにも、規程上は、例えば「学識経験者等」あるいは、「財務の専門家等」という文言に変更すべきである。

1 1. 栃木県井頭公園

指定管理者：公益財団法人 栃木県民公園福祉協会

(1) 指定管理業務の収支状況及び施設の利用状況

栃木県井頭公園

(単位：千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定管理収入	指定管理料	114,891	114,891	153,878
	利用料金収入	19,588	16,778	17,992
	その他収入	10	316	540
	指定管理収入計	134,489	131,985	172,410
指定管理支出	事業費	13,426	13,573	13,830
	管理運営費	82,079	73,694	112,309
	人件費	39,800	40,455	50,975
	その他支出	4,253	4,268	4,725
	指定管理支出計	139,558	131,990	181,839
指定管理業務収支差額①		▲5,069	▲5	▲9,429
自主事業収入		34,488	28,064	31,730
自主事業支出		35,983	25,720	31,346
自主事業収支差額②		▲1,495	2,344	384
収支差額①+②		▲6,564	2,339	▲9,045

① 上記数値は県のホームページより転記したものである。

② 上記数値は消費税込額である。

③ 平成24年度の指定管理料が大幅に増大したのは、1万人プールの業務が追加されたため。

④ 平成26年度からの指定管理者の選考において、県で示した指定管理料の上限額は71,100千円（消費税込額）であり、プール利用料が増大すると予想されるためこれまでより大幅な減額となっている。

<利用者数の推移>

(単位：名)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
635,371	752,093	712,361	836,416	888,502	625,394	650,418

平成23年3月の東日本大震災によりプールが使用できなくなったため、平成23年度の利用者数は大幅に減少した。平成24年度においてもプールの営業区域が通常の3分の1であったため利用者数の回復には至っていない。

(2) 利用者の利便性について

① 利用者サービスの向上について（指摘事項）

5 (2) ①と同様の理由により、財団においては、利用者還元努めるべきである。

② 利用者の声について（意見）

利用者アンケートを閲覧した結果、食堂のスタッフに対する不満の声もあるが、概ね良好な意見が多かった。

上記①にも記載したように、指定管理者としては公益事業の収益のプラス分については、利用者サービスに充てるよう努めるべきである。

(3) 指定管理者の選考について

① 「栃木県井頭公園指定管理者公募要領」について（意見）

公募要領のネーミングライツについての記載が、強制ではない。

4. (3) ①と同様の理由により、強制する規程に変更すべきである。

② 指定管理者選考委員会の人員構成について（指摘事項）

4. (3) ②と同様の理由により、選考委員会の構成員は5名全員外部の有識者等にすべきである。

③ 指定管理者選考委員会の人員について（意見）

10. (3) ③と同様の理由により、幅広く人材を求めるべきである。

12. 栃木県那須野が原公園

指定管理者：公益財団法人 栃木県民公園福祉協会

(1) 指定管理業務の収支状況及び施設の利用状況

栃木県那須野が原公園

(単位：千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定管理収入	指定管理料	80,840	80,840	80,840
	利用料金収入	30,870	23,200	29,487
	その他収入	5	3	588
	指定管理収入計	111,715	104,043	110,915
指定管理支出	事業費	7,793	7,963	8,319
	管理運営費	72,446	56,322	62,158
	人件費	31,202	37,842	35,684
	その他支出	3,289	3,275	3,324
	指定管理支出計	114,730	105,402	109,485
指定管理業務収支差額①		▲3,015	▲1,359	1,430
自主事業収入		13,809	12,182	13,790
自主事業支出		13,913	13,084	12,533
自主事業収支差額②		▲104	▲902	1,257
収支差額①+②		▲3,119	▲2,261	2,687

① 上記数値は県のホームページより転記したものである。

② 上記数値は消費税込額である。

③ ファミリープールは財団所有であり、指定管理事業ではないため、上記には含まれていない。

④ 平成26年度からの指定管理者の選考において、県で示した指定管理料の上限額は82,000千円（消費税込額）であり、前回の上限額より500千円の減額となっている。

<利用者数の推移>

(単位：名)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
260,248	254,414	241,052	274,339	267,109	184,002	185,868

平成23年3月の原発事故による風評被害のため、平成23年度の利用者数は大幅に減少した。平成24年度においても風評被害のため利用者数の回復には至っていない。

(2) 利用者の利便性について

① 利用者サービスの向上について（指摘事項）

5 (2) ①と同様の理由により、財団においては、利用者還元に努めるべきである。

② 利用者の声について（意見）

利用者アンケートを閲覧した結果、遊具を増やしてほしいという要望はあるが、概ね良好な意見が多かった。

上記①にも記載したように、指定管理者としては公益事業の収益のプラス分については、利用者サービスに充てるよう努めるべきである。

(3) 指定管理者の選考について

① 「栃木県那須野が原公園指定管理者公募要領」について（意見）

公募要領のネーミングライツについての記載が、強制ではない。

4. (3) ①と同様の理由により、強制する規程に変更すべきである。

② 指定管理者選考委員会の人員構成について（指摘事項）

4. (3) ②と同様の理由により、選考委員会の構成員は5名全員外部の有識者等にすべきである。

③ 指定管理者選考委員会の人員について（意見）

10. (3) ③と同様の理由により、幅広く人材を求めるべきである。

13. 栃木県みかも山公園

指定管理者：公益財団法人 栃木県民公園福祉協会

(1) 指定管理業務の収支状況及び施設の利用状況

栃木県みかも山公園

(単位：千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定管理収入	指定管理料	109,000	109,000	109,000
	利用料金収入	23,688	26,118	25,664
	その他収入	5	4	478
	指定管理収入計	132,693	135,122	135,142
指定管理支出	事業費	7,814	7,355	8,231
	管理運営費	62,543	65,135	66,601
	人件費	56,244	61,788	61,915
	その他支出	4,423	4,388	4,237
	指定管理支出計	131,024	138,666	140,984
指定管理業務収支差額①		1,669	▲3,544	▲5,842
自主事業収入		19,195	19,093	19,650
自主事業支出		19,728	18,548	19,552
自主事業収支差額②		▲533	545	98
収支差額①+②		1,136	▲2,999	▲5,744

① 上記数値は県のホームページより転記したものである。

② 上記数値は消費税込額である。

③ 平成26年度からの指定管理者の選考において、県で示した指定管理料の上限額は112,700千円（消費税込額）であり、ハープ園の維持費が前回の予想より増大していることを考慮し前回の上限額より2,200千円の増額となっている。

<利用者数の推移>

(単位：名)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
700,278	660,434	647,871	835,775	718,751	750,129	763,871

(2) 利用者の利便性について

① 利用者サービスの向上について（指摘事項）

5 (2) ①と同様の理由により、財団においては、利用者還元に努めるべきである。

② 利用者の声について（意見）

利用者アンケートを閲覧した結果、駐車場をあける時間、フラワートレインスタッフに対する不満や料金が高いといった声もあるが、概ね良好な意見が多かった。

上記①にも記載したように、指定管理者としては公益事業の収益のプラス分については、利用者サービスに充てるよう努めるべきである。

(3) 指定管理者の選考について

① 「栃木県みかも山公園指定管理者公募要領」について（意見）

公募要領のネーミングライツについての記載が、強制ではない。

4. (3) ①と同様の理由により、強制する規程に変更すべきである。

② 指定管理者選考委員会の人員構成について（指摘事項）

4. (3) ②と同様の理由により、選考委員会の構成員は5名全員外部の有識者等にすべきである。

③ 指定管理者選考委員会の人員について（意見）

10. (3) ③と同様の理由により、幅広く人材を求めるべきである。

1 4. 栃木県日光田母沢御用邸記念公園

指定管理者：公益財団法人 栃木県民公園福祉協会

(1) 指定管理業務の収支状況及び施設の利用状況

栃木県日光田母沢御用邸記念公園

(単位：千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定管理収入	指定管理料	30,415	30,415	30,415
	利用料金収入	48,886	42,041	50,822
	その他収入	30	6	163
	指定管理収入計	79,331	72,462	81,400
指定管理支出	事業費			
	管理運営費	61,260	53,714	55,825
	人件費	16,667	20,759	23,193
	その他支出	2,217	2,065	2,543
	指定管理支出計	80,144	76,538	81,561
指定管理業務収支差額①		▲813	▲4,076	▲161
自主事業収入		33,034	27,654	34,566
自主事業支出		34,527	27,877	35,074
自主事業収支差額②		▲1,493	▲223	▲508
収支差額①+②		▲2,306	▲4,299	▲669

① 上記数値は県のホームページより転記したものである。

② 上記数値は消費税込額である。

③ 上記施設は、国等の通知により管理主体が示されており、非公募となっている。

④ 平成26年度からの指定管理者の選考において、県で示した指定管理料は25,598千円(消費税込額)であり、これまでより4,817千円の減額となっている。

<利用者数の推移>

(単位：名)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
104,266	97,489	121,469	101,629	98,803	86,061	105,025

平成23年3月の東日本大震災により平成23年度の利用者数は大幅に減少した。

(2) 利用者の利便性について

① 利用者の声

利用者アンケートを閲覧した結果、アンケートの数も多く料金に対する不満の声はあるが、良好な意見が圧倒的に多かった。

15. 栃木県日光だいや川公園

指定管理者：公益財団法人 栃木県民公園福祉協会

(1) 指定管理業務の収支状況及び施設の利用状況

栃木県日光だいや川公園

(単位：千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定管理収入	指定管理料	116,800	116,800	116,800
	利用料金収入	30,211	27,422	28,728
	その他収入	78	4	645
	指定管理収入計	147,089	144,226	146,173
指定管理支出	事業費	26,239	31,005	21,174
	管理運営費	83,589	80,214	78,286
	人件費	32,614	35,217	40,696
	その他支出	5,048	4,862	4,917
	指定管理支出計	147,490	151,298	145,073
指定管理業務収支差額①		▲401	▲7,072	1,100
自主事業収入		9,822	9,725	10,947
自主事業支出		12,501	10,106	10,481
自主事業収支差額②		▲2,679	▲381	466
収支差額①+②		▲3,080	▲7,453	1,566

① 上記数値は県のホームページより転記したものである。

② 上記数値は消費税込額である。

③ 平成26年度からの指定管理者の選考において、県で示した指定管理料の上限額は109,700千円（消費税込額千円）であり、前回の上限額より8,900千円の減額となっている。

<利用者数の推移>

(単位：名)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
373,877	318,678	339,565	418,156	357,486	384,629	420,132

(2) 利用者の利便性について

① 利用者サービスの向上について（指摘事項）

5 (2) ①と同様の理由により、財団においては、利用者還元努めるべきである。

② 利用者の声について（意見）

利用者アンケートを閲覧した結果、キャンプ受付に対する不満の声はあるが、概ね良好な意見が多かった。

上記①にも記載したように、指定管理者としては公益事業の収益のプラス分については、利用者サービスに充てるよう努めるべきである。

(3) 指定管理者の選考について

① 「栃木県日光だいや川公園指定管理者公募要領」について（意見）  
公募要領のネーミングライツについての記載が、強制ではない。

4. (3) ①と同様の理由により、強制する規程に変更すべきである。

② 指定管理者選考委員会の人員構成について（指摘事項）

4. (3) ②と同様の理由により、選考委員会の構成員は5名全員外部の有識者等にすべきである。

③ 指定管理者選考委員会の人員について（意見）

10. (3) ③と同様の理由により、幅広く人材を求めるべきである。

16. 栃木県とちぎわんぱく公園

指定管理者：公益財団法人 栃木県民公園福祉協会

(1) 指定管理業務の収支状況及び施設の利用状況

栃木県とちぎわんぱく公園

(単位：千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定管理収入	指定管理料	125,400	125,400	125,400
	利用料金収入	5,184	5,679	5,205
	その他収入	5	4	54
	指定管理収入計	130,589	131,083	130,659
指定管理支出	事業費	15,367	16,479	16,112
	管理運営費	78,970	80,860	81,005
	人件費	31,934	30,243	29,066
	その他支出	3,854	3,871	3,556
	指定管理支出計	130,125	131,453	129,739
指定管理業務収支差額①		464	▲370	920
自主事業収入		39,679	48,448	52,252
自主事業支出		45,669	49,754	50,226
自主事業収支差額②		▲5,990	▲1,306	2,026
収支差額①+②		▲5,526	▲1,676	2,946

① 上記数値は県のホームページより転記したものである。

② 上記数値は消費税込額である。

③ 平成26年度からの指定管理者の選考において、県で示した指定管理料の上限額は119,000千円（消費税込額）であり、これまでより7,500千円の減額となっている。

<利用者数の推移>

(単位：名)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
698,020	655,944	656,756	718,413	751,517	740,522	829,956

(2) 利用者の利便性について

① 利用者サービスの向上について（指摘事項）

5 (2) ①と同様の理由により、財団においては、利用者還元に努めるべきである。

② 利用者の声について（意見）

利用者アンケートを閲覧した結果、遊具の使用料を安くしてほしい、遊具の修理が遅れている、イベントを増やしてほしいといった不満の声はあるが、概ね良好な意見が多かった。

上記①にも記載したように、指定管理者としては公益事業の収益のプラス分については、利用者サービスに充てるよう努めるべきである。

(3) 指定管理者の選考について

① 「栃木県とちぎわんぱく公園指定管理者公募要領」について（意見）  
公募要領のネーミングライツについての記載が、強制ではない。

4. (3) ①と同様の理由により、強制する規程に変更すべきである。

②指定管理者選考委員会の人員構成について（指摘事項）

4. (3) ②と同様の理由により、選考委員会の構成員は5名全員外部の有識者等にすべきである。

③指定管理者選考委員会の人員について（意見）

10. (3) ③と同様の理由により、幅広く人材を求めるべきである。

17. とちぎ男女共同参画センター

指定管理者：公益財団法人 とちぎ男女共同参画財団

(1) 指定管理業務の収支状況及び施設の利用状況

とちぎ男女共同参画センター

(単位：千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定管理収入	指定管理料	130,200	119,491	125,204
	利用料金収入	14,952	15,929	13,401
	その他収入	6,836	7,015	217
	指定管理収入計	151,988	142,435	138,822
指定管理支出	事業費			
	管理運営費	109,725	109,019	99,353
	人件費	29,938	21,301	24,872
	その他支出	5,829	5,769	5,441
	指定管理支出計	145,492	136,089	129,666
指定管理業務収支差額①		6,496	6,346	9,156
自主事業収入		672	276	1,675
自主事業支出		632	1,221	3,615
自主事業収支差額②		40	▲945	▲1,940
収支差額①+②		6,536	5,401	7,216

① 上記数値は県のホームページより転記したものである。

② 平成23年度及び24年度の指定管理料は、契約額130,200千円から、県からの派遣職員の人件費を控除した額である。

③ 平成24年度の県からの派遣職員1名の人件費は4,996千円である。

④ 平成26年度からの指定管理者の選考において、県で示した指定管理料の上限額は119,100千円であり、これまでより11,100千円の減額となっている。

## 年度別稼働状況

施設名称	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ホール	53.70%	60.90%	62.80%	56.80%	55.20%	59.10%	52.00%
研修室101	72.70%	57.90%	63.50%	67.20%	63.50%	53.40%	48.00%
研修室201						15.40%	26.50%
研修室202						25.50%	38.60%
研修室203						15.80%	24.50%
研修室301	69.00%	59.90%	57.10%	60.10%	64.50%	65.10%	63.40%
研修室302	61.00%	58.90%	55.40%	58.00%	55.20%	54.70%	58.10%
研修室303	62.00%	44.10%	51.40%	53.60%	49.80%	36.90%	29.50%
研修室304	45.30%	46.80%	42.60%	37.90%	36.10%	36.90%	38.60%
会議室	26.10%	21.90%	22.30%	22.90%	21.40%	18.10%	15.80%
OA研修室	29.40%	26.30%	24.00%	27.00%	19.70%	25.20%	14.10%
和室	38.80%	25.90%	28.70%	33.10%	31.10%	29.50%	35.20%
ライフアトリエコーナー (個人利用含む)	30.00%	15.20%	11.90%	11.30%	10.00%	7.70%	12.80%
パフォーマンススタジオ (個人利用含む)	96.60%	94.90%	93.60%	87.40%	91.00%	94.00%	94.60%
調理実習室						11.10%	9.70%
テニスコート	72.80%	64.00%	58.80%	54.30%	42.50%	33.60%	36.20%

(注) 研修室201～研修室203及び調理実習室は、栃木県消費生活センターの退去に伴い平成23年度から新たに開設

### (2) 利用者の利便性について

#### ① 利用者サービスの向上について (指摘事項)

5 (2) ①と同様の理由により、財団においては、利用者還元に努めるべきである。

#### ② 利用者の声について (意見)

利用者アンケートを閲覧した結果、概ね良好な意見が多かった。ただし、設備関係の不満や料金が高いといった不満の声はある。

上記①にも記載したように、指定管理者としては公益事業の収益のプラス分については、利用者サービスに充てるよう努めるべきである。

### (3) 指定管理者の選考について

#### ① 指定管理者選考委員会の人員構成について (指摘事項)

4. (3) ②と同様の理由により、選考委員会の構成員は5名全員外部の有識者等にすべきである。

#### ② 指定管理者選考委員会の人員について (意見)

10. (3) ③と同様の理由により、幅広く人材を求めるべきである。

18. 栃木県日光自然博物館・奥日光地区駐車場

指定管理者：株式会社 日光自然博物館

(1) 指定管理業務の収支状況及び施設の利用状況

栃木県日光自然博物館・奥日光地区駐車場

(単位：千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定管理収入	指定管理料	104,406	104,406	104,406
	利用料金収入	113,986	95,690	104,420
	その他収入	12,004	11,768	11,377
	指定管理収入計	230,396	211,864	220,203
指定管理支出	事業費	55,657	46,914	43,710
	管理運営費	87,811	83,669	99,829
	人件費	70,541	69,061	71,610
	その他支出	10,845	9,997	10,385
	指定管理支出計	224,854	209,641	225,534
指定管理業務収支差額①		5,542	2,223	▲5,331
自主事業収入		11,073	11,291	12,474
自主事業支出		10,859	11,505	13,451
自主事業収支差額②		214	▲214	▲977
収支差額①+②		5,756	2,009	▲6,308

① 上記数値は県のホームページより転記したものである。

② 上記数値は消費税込額である。

③ 上記施設は、地元日光市と連携し、地域振興を図る観点から、非公募となっている。

④ 平成26年度からの指定管理者の選考において、県で示した指定管理料の上限額は106,302千円(8%消費税込額)であり、これまでより1,007千円(消費税抜額)の減額となっている。

## 利用状況（平成18年～平成24年）

区 分		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
博物館	有料入館者（名）	46,852	42,845	41,313	37,248	35,577	32,760	31,826
	無料入館者（名）	20,130	21,792	23,140	26,584	23,635	22,300	16,508
	免除適用者（名）	4,524	4,773	4,181	3,930	3,666	3,406	3,599
	合 計（名）	71,536	69,410	68,634	67,762	62,878	58,466	51,933
低公害バス	乗車人員（名）	106,615	116,071	111,878	104,251	97,093	127,747	107,289
駐車場	利用台数（台）	256,296	271,840	265,813	261,996	250,884	225,960	242,422
イタリア大使館	入館者数（名）	30,539	39,519	35,717	38,939	47,131	38,384	41,779
ボートハウス	入館者数（名）	29,696	31,412	33,525	41,256	47,297	46,798	45,402
自然情報	（館内）利用者数（名）	49,267	47,837	47,279	46,892	44,016	40,921	36,353
センター	（赤沼）利用者数（名）	58,956	62,439	62,166	59,722	53,662	50,492	48,210
自然解説案内	ガイド人数（名）	19,155	21,327	22,922	23,890	21,926	21,253	19,426

平成23年度は、東日本大震災の影響で利用者数は全体的に減少している。

平成24年度においても、風評被害のため利用者数は回復していない。

### （2）利用者の利便性について

#### ① 利用者の声について（指摘事項）

入館者に対するアンケートを恒常的に取っていない。

イベント参加者等に対するアンケートはあるものの、入館者に対するアンケートは平成22年に5営業日について行ったのみであり、平成24年度は、「中禅寺温泉カマクラまつり」の際に取っているだけである。

入館の際にアンケート用紙を渡すとか、アンケート箱とアンケート用紙を用意しておく等の方法により、利用者の意見を求める機会を増やすべきである。

現状では、利用者の声に耳を傾けるという姿勢が乏しいと言わざるを得ない。

### （3）指定管理業務の収支状況（県のホームページ）について

#### ① 指定管理業者の決算書からの転記について（指摘事項）

決算書の数値は消費税抜処理であるが、ホームページ上の数値は消費税込みの数値になっている。

指定管理業者の決算書の数値をあえて消費税込額に変える必要はなく、決算書の数値をそのまま用いるべきである。

#### ② その他収入について（指摘事項）

協力金収入のすべてをその他の収入に含めていない。

協力金収入に係わる支出（平成24年度2,111千円）については、すべて支出項目の中に含めているが、その他の収入には、協力金収入（平成24年度3,992千円）の一部（平成24年度2,111千円）しか含めていない。支出額と同額しか含めない合理的理由はなく、指定管理業務に係わる協力金収入については、すべて含めるべきである。

19. 栃木県体育館

指定管理者：公益財団法人 栃木県体育協会

(1) 指定管理業務の収支状況及び施設の利用状況

栃木県体育館

(単位：千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定管理収入	指定管理料	114,900	114,900	114,900
	利用料金収入	25,477	9,091	23,468
	その他収入			
	指定管理収入計	140,377	123,991	138,368
指定管理支出	事業費			
	管理運営費	87,712	84,705	84,724
	人件費	39,825	37,674	37,386
	その他支出			5,259
	指定管理支出計	127,537	122,379	127,369
指定管理業務収支差額①		12,840	1,612	10,999
自主事業収入		3,874	1,560	3,874
自主事業支出		2,019	882	2,039
自主事業収支差額②		1,855	678	1,835
収支差額①+②		14,695	2,290	12,834

① 上記数値は県のホームページより転記したものである。

② 上記数値は消費税込額である。

③ 平成26年度からの指定管理者の選考において、県で示した指定管理料の上限額は109,200千円であり、これまでより5,700千円の減額となっている。

体育館 利用状況推移 (平成18年度～平成24年度)

(単位：名)

	本館	別館	プール館	武道館	弓道場	合計
平成18年度	75,953	27,045	47,357	47,953	15,883	214,191
平成19年度	66,593	25,885	50,658	45,363	14,787	203,286
平成20年度	63,008	29,020	49,156	45,938	15,645	202,767
平成21年度	69,738	28,096	50,303	45,937	12,948	207,022
平成22年度	70,579	27,915	50,248	47,228	11,771	207,741
平成23年度	25,183	9,928	10,601	17,984	4,187	67,883
平成24年度	57,185	23,591	46,584	46,240	11,209	184,809
7か年平均	61,177	24,497	43,558	42,378	12,347	183,957

平成23年度は、東日本大震災の影響で、使用を休止していた期間があるため、利用者数は全体的に減少している。

平成24年度においても、東日本大震災以前の水準まで回復していない。

## (2) 利用者の利便性について

### ① 利用者サービスの向上について（指摘事項）

一定額以上の利益を計上する状況が継続するなら、そのプラス分を利用者に還元すべきである。

すなわち、利用料金の低料金化や割引制度の導入を検討すべきである。

この財団は公益法人ではあるが、指定管理業務は収益事業であるため、経営努力により収益を計上し公益事業の赤字を補てんする必要があることは理解できる。

しかし、指定管理者となってから一度も利用料が下がっておらず、割引制度もないことから、指定管理者制度導入で期待されている効果の一つである、利用料の低料金化は全く果たされていない。

財団の指定管理事業の収支は、平成 22 年度及び平成 24 年度（平成 23 年度は東日本大震災の影響のため収益は大幅に下がっている。）においては、一定以上の利益を計上していると考えられる。一定の利益とは、事業費総額の一定割合（1 億円以下の部分の 10%+1 億円超の部分の 5%）が目安として考えられる。

### ② 利用者の声について（意見）

意見箱の利用者意見や利用者アンケートを閲覧した結果、施設に対する不満、予約に対する不満、料金が高いという不満等、苦情・要望の意見があった。

上記①にも記載したように、指定管理者としては一定以上の利益の還元を図ることにより、利用者サービスの向上に努めるべきである。

## (3) 指定管理者の選考について

### ① 「栃木県体育館指定管理者公募要領」について（意見）

公募要領のネーミングライツについての記載が、強制ではない。

4. (3) ①と同様の理由により、強制する規程に変更すべきである。

### ② 指定管理者選考委員会の人員構成について（指摘事項）

4. (3) ②と同様の理由により、選考委員会の構成員は 5 名全員外部の有識者等にすべきである。

## 20. まとめ（意見）

指定管理者制度は、利用者側（潜在的利用者も含む）、行政側、指定管理者側の三者の立場によりそのとらえ方は変わってくる。

利用者側にとっては、利用料の低減や利用者サービスの向上を実現する効果が期待され、行政側にとっては、行政コストの低減や住民サービスの向上を実現する効果が期待され、指定管理者側にとっては、民間の自由な発想により両者の目的を実現しながら利潤を上げる効果が期待される制度である。

理想的には、この三者の関係がすべてにおいてWIN-WINであることであるが、監査を通じて感じたことは三者の利害が対立している面もあるということである。

三者の利害が対立した場合、誰の利益を優先すべきか、という問題が生じるが、包括外部監査人としては、利用者や住民の利益（満足度）を最優先すべきと考える。

利用者の側からみると、職員の態度が良好といった評価はあるものの、指定管理者制度導入後において、今回監査対象となった施設のうち一部の施設では、新たな割引制度、年間パスポート、季節による割引等が導入されてはいるが、利用料自体は据え置かれたままであり、利用料の低料金化というには不十分である。

したがって、利用料の低減という点では、指定管理者制度導入で期待されている効果が達成されているとはいえない。

行政の側からみると、住民サービスの向上については、その測定指標が明確とはいえないため、目に見える形で向上しているかどうかの判断は困難であるが、行政コストの削減については、指定管理料は一部の例外的な施設を除き毎回削減されているため、明らかに指定管理者制度導入の効果が表れている。

指定管理者（今回監査の対象となった団体）の側からみると、指定管理料の上限額は、指定替えのたびに削減されているという事実（一部の例外的な施設はあるが、それは特殊事情によるものである）がある。

指定管理期間中において、経営努力により利益を上げて、次回の指定管理者選考時には、指定管理料の上限額が削減されるとの予想を立てざるを得ず、モチベーションを保つのは困難であろう。

また、今回監査の対象となった県の出資団体においては、団体からの要請に基づくものではあるが、県職員を派遣者として受け入れており、また、県職員のOBも受け入れている。

なお、派遣者の人件費の分は指定管理料から控除されている。

県職員の派遣者の平均給与は栃木県の平均給与を上回っている。

今回監査の対象となった県の出資団体としては、指定管理者に応募しないという選択肢はあるが、プロパー職員の処遇を考慮すると、応募せざるを得ないという現実がある。

上記の考察からすると、県の指定管理者制度運用の効果としては、その恩恵を最大限受けているのは、県のみではないか。

県と県の出資団体の関係は、親会社と子会社の関係にも似ており、親会社の要求を受け入れている子会社という構図にも見える。

また、このような状況下においては、民間事業者が応募するにはハードルが高く、民間事業者の持つ経営ノウハウやアイデアの活用といった、指定管理者制度の趣旨が生かされない環境が存在していると言わざるを得ない。

包括外部監査人としては、県に対しては、民間事業者でも応募できるような環境が整備されることを、また、指定管理者となっている県の出資団体に対しては、利用者の満足度をより向上させるような指定管理者制度の運用を希望する。